

平成 2 8 年 9 月 7 日 (水)

(第 1 日目)

平成28年第10回荅北町議会定例会会議録（第1日目）

平成28年第10回荅北町議会定例会は、平成28年9月7日荅北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	松本 良人	2番	廣田 幸英
3番	高戸 幸雄	4番	松野 重幸
5番	倉田 明	6番	石田 みどり
7番	野崎 幸洋	8番	浜口 雅英
9番	田嶋 豊昭	10番	山下 時義
11番	錦戸 俊春（副議長）	12番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 宮崎 裕昭 書記 野田 寛子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教育長	芦塚 博昭	総務課長	山崎 秀典
税務住民課長	益田 大介	企画政策課長	荒木 広之
教育課長	汐崎 正喜	土木管理課長	山口 仁人
農林水産課長	野田 尚之	商工観光課長	尾脇 宣宏
水道環境課長	小林 和文	福祉保健課長	山崎 敬一
健康増進室長	坂元 俊司	会計課長	立山 清剛

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から平成28年第10回苓北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本政人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番、田嶋豊昭君、10番、山下時義君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（山本政人君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に日程案を作成し配付しておりますとおり、本日から9月14日までの8日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月14日までの8日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（山本政人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

6月14日、天草陶石研究開発推進協議会総会に出席をいたしました。

6月15日、苓北町交通安全対策協議会に出席をいたしました。

6月19日、大阪市で開催された関西ふるさと苓北会総会に、議会から野崎議員、倉田議員、山下議員とともに出席をいたしました。総会には会員の皆さま、並びに招待者の皆様、約160名が出席されておられました。出席者の皆さま方にふるさとの情報を発信するとともに、懇親を深めてまいりました。

6月27日、天草警察署で開催された、天草地区防犯協会評議員会に出席をいたしました。

7月28日、熊本県自治会館で開催された、県町村議会議長会第2回理事会に出席をいたしました。平成28年熊本地震の被害状況、全国議長会会長の被災地視察や平成27年度決算等について説明が行われました。

7月29日、苓北町振興計画審議会に出席をいたしました。

7月30日から31日にかけて開催された、長崎ペーロン選手権大会に出席をしまして、声援を送ってきました。広報れいほくでもご紹介があったとおり、地元苓北町から出場した都呂々若獅子会が見事3位に入賞をいたしました。すばらしい決勝戦となりました。誠に圧巻でした。

8月1日、熊本県自治会館で開催されました、県町村議会議長会主催の正副議長研修会に出席をいたしました。「人口減少社会を希望に…グローバル化の先のローカル化」と題して、京都大学心の未来研究センター、広井良典教授の講演がありました。

8月18日、天草広域連合議会運営委員会に出席をいたしました。8月議会提出議案等について協議をいたしました。

8月23日、熊本県町村議会議長会主催の議会常任委員長・議会運営委員長研修会が、美里町文化交流センターで開催され、4委員長とともに出席をいたしました。「岐路に立つ日本の農業、T P P交渉大筋合意を念頭に」と題して、名古屋大学大学院生命農学研究科、生源寺眞一教授の講演がありました。

8月31日、天草広域連合議会定例会に出席をいたしました。なお、私どもが天草広域連合の事務所と、それから新設予定の有明町の新ごみ処理施設の場所を視察いたしましたが、この新ゴミ施設の予定地が地盤が軟弱であると。このままここに立地をしたのでは相当の経費がかかるということから白紙撤回をされ、現在その他の地区、地域を模索中であります。なお、現在の本渡のゴミ処理施設も大幅な改良、改修工事がなされて、今後にならぬのかという、それも選択肢の1つとなっております、いずれにしても私どもが視察をしました有明町の予定地は白紙撤回をなされたところであります。

9月2日、上天草市で開催された天草地域国県道路整備促進期成会総会に、野崎建設経済常任委員長とともに出席をいたしました。

なお、資料は議会事務局に保管していますので、ご覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（山本政人君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告をさせていただきます。

まず、去る7月31日に長崎市で開催されました、平成28年度長崎ペーロン選手権大会に、苓北町から都呂々若獅子会が出場いたしました。都呂々若獅子会は予選準決勝を1位で勝ち上がり、決勝では強豪ひしめく中、優勝チームと1秒11の僅差で敗れま

したが、見事3位入賞を果たしました。

次に、8月28日には、唐津市の西の浜海水浴場で開催されました、第12回唐津ペーロン・レガッタ大会に、苓北町から今年度れいほくペーロン大会、混成の部町内1位チームの「都呂々若獅子・アンド・レディース」チームが参加をいたしまして、姉妹都市唐津市の皆さま方と、より一層交流を深めて帰ってきております。

次に、家庭用粗大ごみ収集の実施についてのお知らせでございます。来る9月11日日曜日に、家庭用粗大ごみの収集を実施いたします。当日の午前8時までに、各区の収集場所に出していただくように周知しておりますが、当日悪天候の場合は、9月18日日曜日に延期いたしますので、必ず実施日当日の朝に出していただくようお願いを申し上げます。

次に、町民体育祭でございますが、9月25日日曜日に、坂瀬川地区が旧坂瀬川中学校グラウンドで、都呂々地区が都呂々小学校グラウンドで、10月2日日曜日は、志岐地区が志岐小学校グラウンドで、富岡地区が富岡小学校グラウンドでそれぞれ開催されます。

次に、10月6日から10日まで、苓北町5窯元、旧天草町4窯元が参加して、天草西海岸秋の窯元めぐりが開催されます。なお、開会式は10月6日午前11時から内田皿山焼窯元で開催されます。

次に、第6回志岐氏サミットを本年10月15日土曜日、16日日曜日に開催いたします。志岐氏に関する記念講演会、記念コンサート、参加者交流会等を計画しております。

次に、敬老会の日程でございます。10月18日火曜日は、坂瀬川地区が坂瀬川小学校体育館で、都呂々地区が都呂々公民館で、又、10月19日水曜日は、志岐地区が志岐小学校体育館で、富岡地区が富岡公民館で、それぞれ午前10時から開催されます。

次に、第22回吟詠「天草洋に泊す」全国大会についてのお知らせでございます。10月23日日曜日、午前8時30分から、志岐集会所で開催が予定されております。

次に、雲仙・天草国立公園60周年記念式典・記念行事の開催についてのお知らせでございます。10月30日日曜日、午前11時から富岡城二の丸広場において記念式典を開催いたします。

又、同日、午前10時から、国立公園ウォーカーズフェスティバル「天草・苓北オルレ」を実施いたします。

次に、第4回苓北夕やけマラソン大会の開催についてでございます。11月5日土曜日、午後2時30分から、農村運動広場をスタート・ゴールとして開催いたします。

次に、苓北町防災訓練についてのお知らせでございます。11月13日日曜日、天草灘地先を震源とした震度5強の地震発生を想定いたしまして、津波発生の情報伝達訓練

並びに避難訓練を実施いたします。又、志岐小学校の建物火災を想定した消火活動・避難誘導・人命救助等の防災訓練の実施を通して、相互協力体制の確立と防災意識の高揚を図ってまいります。

最後に、11月27日曜日でございますが、東京都の霞ヶ関ビル「東海大学校友会館」におきまして、関東ふるさと茶北会が開催されます。

それぞれの行事につきましては、議員皆さま方におかれましては、大変お忙しい中とは存じますが、ご出席、ご声援いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（山本政人君） これで行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（山本政人君） 日程第5、一般質問を行います。

通告1番、倉田明君。

○5番（倉田 明君） おはようございます。通告1番、倉田です。先の通告2件につき、質問させていただきます。

最初に、開館1周年を迎えた茶北町歴史資料館の利用状況等についてでございますが、昨年7月29日、風光明媚な富岡城二の丸広場に開館し、1年を過ぎました。又、平成17年4月には、富岡ビジターセンター、いわゆる富岡城が完成し、地域情報発信の核としてスタートしております。私は以前、白木尾台地にありました郷土資料館を富岡城周辺に移設し、ビジターセンターとの相乗効果を図ればと一般質問をさせていただきました。当時、郷土資料館の入館者は1日平均3名程度で、収益面でも大変厳しい状況下でありました。しかし、私は、少々赤字でも地域の歴史、文化を後世に引き継ぎ、そして又それらを生かしたまちづくりの推進をと発言をさせていただきました。開館した歴史資料館の当初計画では、入館者をビジターセンターの年間入館者2万7,000人の5割を想定し、1万3,500人と推定されていたと思っております。現状では、入館者が少ないとお聞きいたしますが、当初計画と現況、又収支状況及び今後の方策についてお伺いをいたします。

2点目に、歴史資料館の開館1周年を記念した特別展の開催計画があらわれるのかどうか。又は、定期的な展示品の入れ替え等の考え方についてもお伺いをいたします。

次に、白岩崎キャンプ場の利用状況と今後の展望等について質問いたします。

1点目は、近年キャンプ場の利用状況と収支の状況でございますが、ご承知のとおり、ここキャンプ場は民有地を借用しているため、借地料の負担もあり、収支面では大変厳しいものと思われまます。しかし、ある程度、町の宣伝と地域活性化等を考えるとき、少々の支出はやむを得ないと思っておりますが、今後の展望について考え方等をお

尋ねいたします。

2点目のキャンプ場案内板についてでございますが、キャンプ場管理棟の案内板には、テント利用料金が現状と異なっております。例えば、テントを借りた場合、6人用で840円とありますが、現状は860円。20円の違いが発生しております。又、ごみ処理等の取り扱い項目につきましても、削除してあるようでないようなことで、非常に解読しにくい状況にあります。同様、ご飯の炊き方についても、説明板の両面がはがれ読みづらい。これらの改修が必要と思われませんが、今後の方向をお尋ねいたします。

最後に、指定地以外でのキャンプ設営についてお尋ねをいたします。先月8月12日、13日頃、牽引自動車に海上バイクを載せられて、苓北町においでいただき、ペーロン格納庫横にテントを設営し、キャンプをされておられました。来町いただくのは歓迎いたしますが、指定以外でのキャンプは指定キャンプ場との関係上、いかがなものかと思われまます。町の見解をお伺いいたします。

以上ですが、再質問は自席においてさせていただきます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の倉田明議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、入館1年目を過ぎました資料館についてのご質問でございます。歴史資料館の利用状況につきましては、当初計画では富岡ビジターセンター入館者の5割程度の方にご利用いただけるとして、入館者数を1万3,500人と想定をして、入館料を388万8,000円としておりました。平成27年度の実績といたしましては、資料館がオープンした平成27年7月から平成28年3月までの入館者をビジターセンターと比較しますと、ビジターセンターが約2万5,000人に対しまして、歴史資料館は約3,000人で12パーセントでございました。入館料収入は約69万7,000円で17.9パーセントという結果でございました。これにつきましては、やはりビジターセンターは無料である、そしてまだ入ってもおられない資料館でございますので、いいか悪いかもわからない、そういう状況でこれだけ少ないというのは、やはり入場料を取ることにも相当問題があるのではないかなと、この数字を見ますと考えるところでございます。今年度4月から7月までの入館者につきましては792人で、ビジターセンターの入館者の11.4パーセントとなっております。収支状況といたしましては、当初計画では、支出は人件費2名分、光熱水費他需用費、警備委託料で683万3,000円として、収入は入館料388万8,000円、一般財源等が294万5,000円の合計683万3,000円として計画をしておりました。平成27年度の実績といたしましては、支出が維持管理費で約540万8,000円でした。支出の内訳といたしまして、人件費が2名分で340万4,000円、光熱水費が48万円、機械警備、消防設備点検、清掃業務等委託料が56万9,000円、消耗品等需用費が89万8,000

円、電話料等役務費が5万7,000円でありました。対しまして、収入は入館料69万7,000円でしたので、一般財源が471万1,000円必要になるということでした。

今後の方策についてでございますが、現在、資料館は非常勤職員の雇用により、受付、案内業務を行っておりますが、来館者への説明等考えますと、ボランティアガイドの皆さま方に受付、案内、説明をしていただければ、来館者の方々の理解も深まるかと思われまので、ボランティアガイド協会の皆さま方と運営へのご協力について、ご相談をしているところでございます。又、来場者を増やすためにも町内外に向けての周知や展示内容等、まだまだこれは検討する必要があると感じておりますので、入館料も併せて引き続き検討を進めてまいります。

次に、開館1周年を記念した特別展開催の計画はあるのかということでございます。展示物の定期的な入れ替え等の考えについてということでございますが、本年は雲仙天草国立公園指定60周年という節目の年でございます。その記念事業を苓北町で開催することとしております。事業予定といたしましては、10月30日日曜日に記念式典オルレを開催いたします。又、10月21日から11月20日までの1ヶ月間、歴史資料館では国立公園選定に多大な影響を与えられました画家の龍清六さんの絵画展示、ビクターセンターや角櫓を利用したの国立公園に関するパネルや資料の展示を計画しております。期間内は歴史資料館の入館料を無料とし、多数の方にご来場いただきたいと考えているところでございます。なお、龍清六さんは福岡県の柳川市のご出身で、後、龍駿介と改められて、富士山近郊にお住まいになって、富士山を書く画家としては日本第1の画家として後に大成をされた方でございます。そして、又、この国立公園指定については、富岡城のまだまだ、ただこんもりと茂った山でございましたが、そこから見た風景、雲仙天草灘が大きな国立公園雲仙との合併に対して大きな要因になったということ聞いております。

次に、白岩崎キャンプ場の利用状況等についてでございます。

1番目の近年のキャンプ場の客数、収支状況についてでございますが、キャンプ場の管理運営につきましては、苓北町観光協会に年額10万800円で委託をしており、受付、使用料徴収及び日々の清掃管理を行っていただいております。キャンプ場の主な収入は入場料及びテントの使用料であります。入場料が中学生以上は1人300円、小学生以下が100円、テントの使用料が持ち込みの場合、1張500円、借用の場合が860円となっております。利用客と収入の状況につきましては、平成25年度が利用者数延べ694名、収入が27万2,500円、平成26年度が利用者数延べ673名、収入が28万2,800円、平成27年度は利用者数延べ742名、収入が38万3,880円となっております。今年度は熊本地震の影響が大きく例年、利用客の多い

5月が昨年の201人に対しまして15人と大きく落ち込みましたが、7月中旬以降は天気にも恵まれ、昨年度よりも増加しております。しかしながら、4月から8月までの累計で見えますと、平成27年度500人に対し、平成28年度は286人で約6割程度となっております。

支出につきましては、平成27年度は用地の借地料が5,506㎡で31万3,842円、電気料が5万1,339円、水道料が7万9,720円、浄化槽の維持管理費が19万5,891円で、合計64万792円となっております。

今後の展望といたしましては、支出のほうが多い状況でございますが、町の観光施設として必要であると考えますので、今後も維持管理を続けていきたいと考えておりますし、もちろんもっとたくさんの方にキャンプ場を利用していただくように、情報発信等をさらに強めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、キャンプ場の利用案内板のテント利用料金の表示が現状と違っている。又、ごみ等の取り扱いの項目についてと、ご飯の炊き方の説明等、改修の必要性についてご指摘がありました。確認しましたところ、ご指摘のとおりでございましたので、ご飯の炊き方の説明板はベニヤの老朽が著しかったので撤去いたしました。利用案内板につきましては、今後改修を図ってまいります。

次に、指定をしたキャンプ場以外でテント設営をされていた件でございますが、特に町への情報提供もございませんでしたので把握をしておりませんでした。苓北町としましては、指定したキャンプ場以外の公有地に無断でのテント設営、これ無断でって断られても無理でございますが、要するに無断でも申し入れられてもテント設営やキャンプ等は許されないことでございますので、情報等がありましたら移動していただくように指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上で、倉田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 倉田です。資料館につきましては、いろんな状況下を報告いただきました。やはり入館者については計画どおり入っていないという状況下であります。先ほど、町長が入館料を取るのがいいのか、取らないほうがいいのかということでありましたが、当初大人200円、子ども100円という協議の過程がありましたが、100円にしても200円にしても300円にしても、あまり変わらないのではないかと思っております。今後ですね、この辺についてはいろんな規則等もあろうかと思っておりますし、執行部でどうされるのか判断を仰ぐと言いましょか、そういった部分がどうなるか見守りたいと思っておりますが、それが展示品に関係があるのか、あるいは最初から興味があられないのか、非常にこの点も微妙でございますが、1つですね、やはりPR等の不足もあるんじゃないかと思っております。やはりそういうことでですね、開

館1年ぐらいはやはりもっともっとインターネット等じゃなくて、やはりポスターを思い切ってですね、苓北町のPRも含めてですね、あらゆる重要箇所にやっぱり配布、貼付、あるいは貼りよると、そういうやはりことも必要ではなかったかと思うわけですね。そういうことで、私、この前、あまくさ村、もう大分なりますが、苓北の資料館のポスターを貼ってくれんかと申しましたら、どうぞ貼ってくださいということでございました。やはりですね、そういう来る来んは別といたしましても、そういう行動と言いましようか、発信が必要じゃないかと思います。長崎の駅とかあるいは熊本駅とかやはり目立つところにですね、思い切って、金はかかっても、せっかくつくったんですから、もっともっと努力、工夫をしていただいたらと思っております。今後PR等についての、あるいは先ほど、確認ですが、町長の入場料について、その2点をお尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今、ご指摘のありました宣伝等についての件でございますが、富岡城内にでさえ資料館の案内、それとあとアダム荒川記念公園もあるわけですし、そういうところ、そしてあと城内の案内も含めて、まだまだ不十分でございますので、このところはしっかりとしながら、そして今ご指摘のあった町外の方々にもしっかりと意識をしていただけるような宣伝をやっていきたいと。どういう形でやったほうが1番いいかは今後、今、腹案はあるようでございますが、検討もしていきたいと考えております。

又、併せまして、先ほど、答弁のとき申し上げましたが、ビジターセンターに来られた方の10数パーセントしか訪れられていないというのは、やっぱり有料というのが非常にやっぱり引かかてるのではないかと。まだ、中身を見ておられないにも関わらず入られないわけなんですから、その辺のところを宣伝の中で料金を払っても有意義な形になるんだということを含めて、ボランティアガイドさんによるやはり入場者に対する説明ですね。それと、やっぱり資料館の中の展示につきましても、一般の方がご覧になられてよく理解できられるような展示に変えていったほうがよいのではないかと私は今、感じておりますので、その方向で検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 先ほど、町長が入館者については当初計画の12パーセントぐらいだったという答弁でございました。又、入館料につきましても17.9パーセントぐらいだったということでございますが、私、富岡城周辺、資料館周辺、この景観等はやはり世界で2番目ぐらいの価値があるんじゃないかと個人的には思っております。先の協議会でも松野議員も言われておりましたが、やはり修学旅行のいわゆる学習、そ

して映画化も将来あるかもしれないという松野議員が発言されておりましたが、私も全く同感でございます。やはり町長おっしゃるとおり、天草島原の乱、これが無事といいましょうか、落城しなかったことで、一応幕府もずっと続いたわけですが、これが一変しておりますと、今の現代社会はどうなっていたかと非常に難しいところであります。そういうことですね、やっぱり富岡城あるいは資料館、修学旅行生を呼ぶようなこともですね、情報発信等をしていただければと私は常々そういうことを思っていたし、そういう話もしております。そういったことについて執行部のほうで、どう修学旅行生等を呼ぶ方策等があるのかお答えいただければと思っております。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 全く私もその指摘に対して我々の努力不足を痛感してるわけでございます。今そこですね、V i s i tあまくさという事業の中で、専門の旅行業者の方も入っていただいて、どういうふうなことを努力すれば観光業の方、観光客の方たちによりたくさんの方にご来町いただけるかどうか。そして又、ペーロン等々、体験学習も併せた中で修学旅行生に対して、歴史学習もしていただければと考えておりますので、その中で検討をしていただいて、専門業者から見てお客さんを連れていくにはどうしたらいいのかということをお我々も具体的な知識を得ながら、それを実行していければと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 今、言われるようにV i s i tあまくさ、昨年ですか、発足したような感がありますが、今回、地域創生等々でJ T Bに総額で1,500万円ぐらいのいわゆる今後の観光地域の確立等を目指したところのいわゆる活性化のあり方を委託してあるようでございます。やはりですね、もう茶北、天草だけじゃなくして、せめて長崎、熊本、鹿児島ぐらいは巻き込んでですね、幸いにして国立公園の60周年記念、あるいは天草5橋開通の50周年記念等もありますのでですね、もう今思い切った行動をとらなければ、非常に厳しいんじゃないかと思っております。幸いにも18年、あと2年後には、長崎の教会群と天草の崎津集落等も正式に世界遺産に登録されるであろうと思っております。やはりこれが天草の再復興への最後のチャンスと言っても私は過言ではないと思っております。もう時間もありませんが、もっともっとですね、積極的に交流人口の拡大に図っていただければと思っております。

もう1つ、開館1周年の記念をするということでございました。ぜひですね、私もそういうことはしていただきたいと思っておりました。そういう中でですね、町長も今言われましたが、定期的な展示品の入れ替え等、これについてですね、当初、協議の中では1、2回という案もありましたが、それはそれとして、展示の品物、こういったものはあるのかないのか。あるって言えばある、ないって言えばないんでしょうが、その辺

の見通しについて執行部のほうからご意見をいただきたいと思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 展示の最大の目玉になると考えている案件があるんですが、これは所有者の方の了解をとられてませんので、まだまだ努力が必要であるのではないかと。それと併せまして、やはり禁教下の潜伏キリシタンを主題にしまして、今回の世界遺産に手を挙げられたわけで、正式に立候補が決まったわけでございます。そういった意味で、今度は逆に、富岡城は富岡藩の首都として、幕府の政策の代執行者でありましたので、やはり禁教下の中でこういったものに対して取り締まりをしたのかですね。そして又、潜伏して信仰をなさった方々はこういった形で信仰を続けていかれたのか。こういうものもだいぶあるようでございます。それが、苓北町にとってふさわしいものであるのであれば、やはり展示品の内容に付け加えてもよいのではないかと。今後文化財保護委員会等にご検討をいただきまして、必要なものがあって、財政的に苓北町の方でかなうものがあれば購入をして、レパートリーを増やしていきたいと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） そういった貴重な展示品があるようでございます。いろんな財政等、あるいは相手方の考え等もあらわれますが、やはりですね、私も何が一級品か二級品かわかりませんが、展示物の内容も併せてですね、先ほど言われたアダム荒川公園、これをですね、うまく活用しながらですね、総合的にビジターセンター等、資料館のいわゆる利活用ですね、今後、引き続き検討いただければと思っております。

歴史資料館につきましては終わりますが、2点目の白岩崎キャンプ場の件でございますが、非常に土地をお借りしている関係、先ほど、年間31万円3,842円、5,506㎡程度ということでございました。これはですね、もうずっと今まで過去何年間は支払ってあるわけですが、当然のことながら借地でございますので致し方ないわけですが、やはりですね、先ほど、町長がいろんな改修も行う部分があるということでございます。今、管理等はですね、委託料も観光協会のほうに10万800円、それと入村料等も払われてと言いましょうか、取られておりますが、やはり行って見てですね、なんか夢っていうか、心の安らぎっていうか、なんかあんまり湧いてこないような感じがするんですね。しかし、そういった中での常連の方がですね、やはりここはいいということで、毎年おいでいただくということも聞いております。そうであるならばですね、やはりもっともっと手を加えるというよりも自然的な中でですね、キャンプができるようにですね、そういう展示物は特にですね、大きくなくてもですね、きちっと表示いただければですね、ああいいなと思っただくんではないかと思っております。非常に場所的にもですね、優れております。もっともっとそういった部分をいかしてで

すね、活用いただければと思っております。

そこについては、もうとにかく答弁は要りませんが、いわゆる指定地以外でのキャンプ、これですね、私も実際見たんですが、ちょうどいいんですね、ペーロン倉庫の横あたり、海岸にスロープもついておりますし、海上バイクを2台だったと思いますが、非常に乗り入れと言いましょうか、利便性もスムーズになるし、トイレ、水道等もありますし、火を焚いたかどうか私はそこまで確認しておりませんが、やはり町有地であるならばですね、この辺はきちっとやはり管理いただきたいと思えます。ちなみに富岡海水浴場では、ここはキャンプ、いわゆるテントは張らないでくださいという表示もあります。以前ですね、山陽公園でもテントを張った時期もありましたが、今はもうあんまり見受けられませんが、やはりですね、今後そういう可能性もありますので、配慮と言いましょうか、注意等をよろしく願いしておきます。

それと、総論と言いましょうか、担当の方も見ておわかりのように、草とか何とかはですね、ある程度自然でいいわけで必要に応じて草刈り等もされているようでございますが、何せそういう壊れとかですね、文章の間違ひというのは気を付けていただければと思っております。今後も引き続きキャンプ場を運営されるということでありますので、その辺を強くですね、考慮されて対応方お願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（山本政人君） これで倉田明君の一般質問を終わります。

次に、通告2番、松本良人君。

○1番（松本良人君） おはようございます。通告2番、1番議員、松本良人でございます。

先に、提出いたしました通告書に基づき質問をさせていただきます。

第1点目、長崎自動車道から島原半島、口之津までの高速道路の整備についてお尋ねをいたします。

現在、本町では富岡一長崎間に高速艇が就航し、富岡一長崎間の主要航路として運行がなされ、長崎、佐賀、福岡県はもとより関西、関東への通行手段として、重要な経路として位置付けられております。又、参議院議員秋野公造氏の絶大なる支援を受け、本町においては、国に国道フェリーの就航を離島並の優遇策の復活をとということで陳情する等、強い働きかけがなされていることにつきましては承知をしているところでございます。平成26年度の富岡茂木航路への補助金は約2,600万円の支出がなされており、航路の存続がなされております。

現在の車社会において、ドライバーや旅行を計画する者にとって何を重要視するかというと、まず、欠航をしないか、運賃はどうか、待ち時間に関する便数、所要時間等があります。苓北町に隣接している天草市の鬼池港は、苓北町の中心地、志岐より車で約20分のところに位置しております。富岡港から茂木間と、鬼池港一口之津間の比較を

してみますと、その差は比較になりません。例えば、大人片道運賃は、茂木航路2,000円、口之津航路360円。便数にしても、茂木航路4便、口之津航路は平日が15便、土日祝日は17便でございます。

長崎の教会群とキリスト教関連遺産の世界遺産登録の話題が、近年いろいろ問題視されました。そして又、富岡城、その周辺には多額の投資がなされておりますけれども、それによる観光の町、苓北町というイメージは私には見えてきません。私は都呂々で生まれ、苓北町で育ちました。そんな私ですが、キリスト関連についての苓北町は天草四郎と千人塚しか知りませんでした。議員になって、アダム荒川さんや数々の方々の話をよく耳にしますが、まだあまりわかりません。天草島原の乱、そして天草四郎時貞の話は小さいときからよく聞いた話でございます。天草島原の乱、天草四郎の話を中心に雲仙、島原城、原城、そして天草へのルートも捨てたものではないと私は思います。長崎―天草の最短コース、鬼池港、口之津港を有効に活用して、苓北町のランクを引き上げるのも1つの方法だと考えられます。又、苓北町民のみならず、天草島民の利便性を考えるとき、口之津から長崎自動車道への高速道路の接続は必要不可欠であり、利便性が大変あるんじゃないかならうかと考えております。

昭和62年に島原・天草・長島架橋建設促成期成会が設立され、三県架橋実現に向けての話が持ち出され29年を迎えようとしておりますが、現在、空論に近いような状況下におかれております。橋が必要ということは、それに付随する道路が必要です。天草から島原半島への橋を架けることは長い年月と、莫大なお金が必要ですが、道路整備についてはさほど問題ではないと考えられます。長崎高速道路から口之津まで高速道路の新設要求ができないもののでしょうか。現在、島原・天草・長島架橋建設促成期成会の会長を天草市長がなさっておるということでございますが、建設促成期成会で取り上げていただくようなことはできないもののでしょうか。それがだめであったら、天草2市1町、あるいは苓北町単独でも、長崎高速道路から口之津まで高速道路の実現に向けて努力をしていただきたく、そして又、国や長崎県に対して働きかけや要求ができないものか、お尋ねをいたします。

第2点でございます。富岡曲がり崎及び周辺地域の防風防潮対策についてお尋ねをいたします。

昭和年代、富岡曲がり崎には大きな松の木が生育し、夏場にはキャンプをしたり、磯遊び、散策の場、憩いの場として大いに利用されていたと記憶をしております。又、高さ十数メートルにも及んでいたであろう大きな松の木の太木により、湾内やその周辺の民家等への防風防潮の役目を大いに発揮し、魚介類の生育にも大いに役に立っていたのではないかと思います。しかしながら、松食い虫による松の木の枯渇とともに、昔の面影は見られません。特に、富岡港湾整備に伴い、漁船は集積し、物揚場においては、

砂、砂利等の野積み場として活用されており、船や家屋、農作物等に風による影響はかなりあるものと思われ、住民の方々からの防風防潮対策についての希望は多く、特に、漁民の方々には漁船に対する防風対策を望んでおられます。現在、曲がり崎は先端部の一部が植林等されているようですが、その一部が大きいところで5 mから6 m程度の雑木林で、他は自然に任されているところが多く荒れ果てております。富岡城復元が進む中、又、8月22日に開催されました議員全体会においての都市再生計画第3期計画についての説明の中で、曲がり崎の見える櫓の計画があるとの説明がありましたが、曲がり崎の景観の確保は、防風防潮対策と併せて、重要かつ早急な対策が求められるものではないかと思えます。松、あこう等、比較的早く大きくなり、塩害に強く、景観にマッチする、この種の木の植栽はできないものかお尋ねをいたします。

3番目でございます。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律制定に伴う警戒区域の固定資産税課税についてお尋ねをいたします。

このことにつきましては、先の議会で浜団地買い戻しの件で説明がありました。崖崩れや土石流、地滑り等の土砂災害から住民の生命を守るために、災害が発生する恐れのある土地の区域を明らかにし、警戒態勢の整備や一定の開発行為の制限を行うもので、平成13年4月に施行されたと認識をしております。これは災害が発生する恐れのある土地の区域を、土砂災害警戒区域、通称イエローゾーンと言いますが、それと土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンとして、その土地に対し規制をかけるものと思われま。特に、土砂災害特別警戒区域におきましては、新しくその土地に家をつくる場合は、建築物に構造規制がかけられて、確認申請等の手続きが義務付けられます。この確認申請というのは設計書等を必要としますので、建築士等に多額の費用の支払いをしにやいかん、そういったことも別にしなければいけません。宅地造成等の開発行為については、又、厳しい基準がしかれるため、土地の評価が著しく低下するものと考えられます。このことにつきましては、町民の皆さまには説明会等で周知されているということでございますけれども、私自身、浜団地の問題、いわゆる今風に申し上げますとキャンセルということだと思っておりますけれども、この浜団地の問題がなかったならば、この災害対策が私有財産の土地評価に著しく影響するという事は思ってもいませんでした。町民の皆さまも同じお考えではないかと思えます。固定資産税は土地の評価より評価され課税されるものですが、この区域内の土地についてはどのような課税対策がなされ、対応されるのか、お尋ねをいたします。

答弁の内容次第では、自席でご質問をさせていただきます。終わります。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の松本良人議員の質問に答えさせていただきます。

まず、鬼池一口之津のフェリーを利用した中でのその後の交通網の整備についてのご

質問であったわけでございます。島原・天草・長島架橋、通称三県架橋とは、長崎県島原半島から熊本県天草市五和町と熊本県天草市牛深町から鹿児島県長島町を2つの長大橋で結び、九州西海岸地域を一体化する構想でございます。ご指摘のありましたような年数の中で、3県で頑張っているところでございます。

島原・天草・長島架橋建設促進期成会は、天草地域の交通体系の整備を図るため、島原・天草・長島を結ぶ連絡架橋の実現を促進し、九州西海岸地域の交流を促進することにより、天草地域の産業、観光及び文化等の総合的な振興発展に寄与することを目的としております。

本期成会におきましては、島原・天草・長島架橋構想及び九州西海岸構想実現に向けた取り組みを行っておりますが、九州西海岸軸構想において、南島原市深江町を起点とし、諫早市貝津町への長崎自動車道諫早インターまでを結ぶ島原道路が、既に国の計画に位置付けられております。いわゆる高規格道路ですね。この道路を1日でも早く実現させますと、今、質問の中でご指摘のあったような形になってくるということでございますので、この期成会の中で強くですね、今後とも道路整備促進が進むように頑張りたいと考えているところでございます。

次に、富岡巴湾及び周辺地域の防風防潮対策と併せて、景観についてのご指摘がございました。古い写真を見ますと、巴崎一帯には松の大木が生えており、見事な港の景観が形成されていたように思います。そこには石炭あるいは陶石を運ぶ機帆船がですね、船待ちをする船もあって、相当な数が湾内に浮かんでおった記憶もございます。

しかしながら、これらの松はご指摘のありましたように、一般的に言われております「松食い虫」によって、昭和30年代頃から徐々に枯れ始め、巴崎一帯の松の木もほとんどなくなってしまいました。

その後、巴崎に松の植栽が数回行われましたが、松食い虫によって全て枯れてしまいました。やはり、対策といたしましては定期的な農薬散布が欠かせないようでございます。

松本議員から、防風防潮、景観のために、巴崎に松やあこうの木等の植栽をしてはどうかのご提案でございます。私も景観形成という観点におきましても、松の大木が生い茂る景観を復活させたいと考えを持っているところでございます。

しかし、ご承知かと思いますが、この巴崎一帯は九州大学の所有となっております。県の天然記念物の指定を受けております「ハマジンチョウ」等の群落もあることから、管理されている側は人の出入りを規制する、自然の状態を保持したいと考えておられるようございまして、これは今まで数回、九州大学のほうにもいろんな意味で、例えば、松の枝が落ちて朽ち果ててる、中に入った人はそれにつまづきはしないか、危ない、でも片付けるのはそういうのは自然のままにしておいたほうがいいんだというよう

なお考えを以前の教授からお話を伺ったところでございますが、どうもまだその考え方は変わっていないというようなことでございます。今のようなことからですね、これをやはり九州大学、そして苓北町、あるいは熊本県も加わっていただき、国立公園の中でございますので、一体となった景観形成の努力をしていかなければ、今言われたようなこと、私が願っているようなことが実現しないのではないかと思っております。

ハマジンチョウや砂嘴という地形、景観は苓北町の財産でもあると考えます。松を植栽することへのご理解とご協力をいただけるように、九州大学に更に強く申し入れをして、共同で今のご提言については実現できるように努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、土砂災害警戒区域等における法律制定に伴う固定資産評価課税についてでございます。土砂災害警戒区域等における固定資産税の評価及び課税について、どのように対応を図るかというような質問でございます。我が町におきましても、県の調査ですね、その法律、土砂災害防止法に基づいた土砂災害警戒区域、つまりイエローゾーン及び土砂災害特別警戒区域、つまりレッドゾーンの指定が完了いたしております。各指定を受けられた方は、突然のことですね、びっくりしなされた。そして非常に悲嘆にくれておられるんじゃないかと拝察をいたします。しかし、これは法律の中で、その地域の方々の命を守るんだという大分がありますので、我々のこれになるだけ、というか従っていかなければならない。でも従っていくためには、今までどおりレッドゾーンになったから、家と土地はあるから今までどおり固定資産税はかけますよということでは、これはちょっとおかしな話だと思っております。そういうことでやはり町としてもですね、不動産価格が低下するわけでございますから、それに見合った課税を検討しなければならぬと考えております。今後は不動産鑑定士による価格調査、対象土地のピックアップ等を行い、土地面積に対する指定面積の把握、指定された面積の補正值、補正值が大事だと思うんですが、補正值をどのようにするのか。近隣市町村の補正状況等を参考にしながら、適正に対応してまいりたい。いわゆるレッドゾーンとかイエローゾーンに指定されたところは、今までの課税ではちょっとあまりにもひどすぎるんじゃないかという町の姿勢でございます。ただし、これを今、具体的にどうするかというのは、やはり具体的な裏付けをとりまして、しっかりした形ですね、課税の条件をつくっていきたいと考えているところでございます。

以上、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君）　ここで松本君の質問の途中でありますが、10時55分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩　午前10時41分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは休憩前に引き続き、本会議を再開します。

松本君。

○1番（松本良人君） それでは再質問をさせていただきます。

先ほどですね、私、壇上でちょっと間違った言い方をしてあったのがございますので、訂正をさせていただきたいと思えます。実は、富岡―茂木航路のですね、昨年度の補助金は約2,600万円でございます。円と言ったということでございます。それから、私は富岡湾周辺のことで全体会が8月29日と言ったつもりでございますが、8月22日と聞こえたということでございますので、そこも訂正をさせていただきます。

それでは早速ですね、質問をさせていただきます。実は今回ですね、熊本地震を始めですね、数々の台風や豪雨でですね、東北から関東、相当な被害を被っておるわけでございますが、家屋、道路、橋ですね、そういったことでありますけれども、実は、道路や橋が決壊してですね、かなり孤立した集落があるということで新聞、テレビの報道がなされております。昨日から今日にかけて、国道266号線の規制が無線等によって町内に周知しておりますけれども、私、一番懸念するのは、もし天草架橋の1つが崩壊したら、あるいは瀬戸大橋が何らかの理由で通行できなくなったら、この島民を始め、苓北町の住民の方もそうでございますけれども、島民はどうなるのかなというのを感じをさせられました。特に、苓北町はですね、レタスの生鮮食料品とか水産物等がすぐに搬入、搬出しなければならないのがいっぱいありますけれども、そこら辺の物流がストップする。6つの橋がなんらかの理由で崩壊した場合は、今現在ではなすべきすべはないんじゃないかなと思います。その点ですね、口之津からですね、もし長崎自動車道に通ずる高速道路で走れる道路が完成すればそこを大いに利用しますので、港湾の整備あるいは船の増加等も考えられるんじゃないかなと思います。ちなみにですね、現在、26年度の港湾統計調査でございますけれども、バス、トラック、乗用車、その他の合計が計で、船の載った合計が11万5,777台、相当な量でございます。現在、26年度ですね。そのうち、バスが2,907台。1日に、300日ぐらいで計算しますとですね、5台から6台、バスも、要するに、これはバスということは観光バスだと、ほとんどが観光バスだと思いますけれども、そういったことが伺えます。そういったことでですね、現在がそういったことでございますが、それが今ずっと国道とか何かで利用して、長崎とか福岡方面に出入りしとるとじゃないかなと思いますけれども、そういったこと、現状も勘案されて、将来もですね、そういったことでもし孤立するようなことがあったら、ここは苓北町が一番使うのが鬼池航路ではなかなろうかと。牛深のほうにもございますけれども、ぜひですね、3県一緒になって国の要望をしてたわけ。先ほ

ど、していただくという手はずが整うとるということでございますけれども、できれば早急にでもしていただくようお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 当然1日でも早くですね、その道路の完成、我々にとっても利便性が高まります。現在でも口之津港から長崎市の都心までは1時間40分ほどかかります。諫早インターまでは1時間15分から20分はかかります。そういった意味で今の高規格道路、島原半島のができあがることについては我々としても架橋はなかなか難しいようでございますが、その辺のところはやはり1日でも早く完成するような努力はしてまいりたいと思っております。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） よろしく申し上げます。

第2点目のですね、富岡の曲がり崎の関係でございますけれども、この曲がり崎はですね、九州大学の実験所を苓北町に誘致するときに差し上げたというようなことで聞いております。そういうことでございますけれども、近年の自然災害、特にですね、地震、津波等による被害は計り知れないものがございます。苓北町においては、その対策に巨大な予算が充てられて、仮設住宅等の建設敷地等もかなりの進捗で進んでおりますけれども、実は有明海と雲仙の近くには活断層があるとも聞いておりますが、その活断層に異変が起こりますと、大きくはないかもしれませんが津波の発生はあるんじゃないかならうかと推測されます。曲がり崎の対策はですね、苓北町の北側の海岸においてになる苓北町で唯一の堤防のない地域、1丁目、2丁目、汐入の地区の方々のところには堤防がなかつたですよ。これはたぶん曲がり崎があるからであるということではございますが、もしも、活断層が活発化ってきて動いた場合は打ち寄せてくる可能性もございます。ただ、そこにですね、大きな例えばあこうの木とか松の木が高いのがあったならば、いくらか弱まるんじゃないかならうか。天然の防波堤としてもですね、大いに使われるんじゃないかならうか。それから九大のほうにコンタクトとってやっぱ頑張りますと町長のご発言でございます。ありがとうございます。ぜひ、そうしていただきたいと思っておりますけれども、平成10年にですね、実は熊本県の事業で潮害防備保安林として、檜の木や雑木が植林されているような形跡がございます。九州大学の先生方もですね、昔はなかなか堅い方がおいでになったと聞いておりますが、県営事業でもですね、植林がなされているようでございますので、現状をご理解いただいて、ぜひ九大のほうにも協力を、申し入れをお願いをしていただきたいと思います。これはもうお願いで結構でございます。

それから、3番目の警戒区域の固定資産税の減税あるいは減額でございますけれども、早急に取り込むということでございますが、町民の方々がリスクを伴う問題でございます。およそ何年ぐらいから実働に入れるか教えていただきたいと思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今年度にはですね、今回も補正で入れていきますので、調査等の。だから早速とりかかりまして、なるべく早く結論を出していきたいと考えております。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） これは、こういった今、補正予算に入るとということでございます。ぜひですね、早急に対応していただくということでもよろしく願いたいと思います。

実は、この法律はですね、崖崩れや土石流、あるいは地すべり等の土砂災害から国民の生命財産を守るために普通は国は金をかけてですね、護岸とか擁壁とか流路工なんかをつくらないかんというような命を守る義務があるわけですね、生命、財産を守らなければならない。それを国に金がないから、当然、災害が発生する恐れのある土地をとりあえずそういった規制をかけて早く逃げてください、早くここにはつくられませんので、頑固なものをつくってくださいというような、やっぱり、もうそうするしか、全国的にそれをやるのは難しいので、こういった形に取り組んだと思われませけれども、この区域指定によって、この範囲に入った不動産につきましては、今、町長が早期にやるということでございますので、固定資産税の減額になります。これは苓北町の財源でもあります固定資産税が減少しますと、現在、苓北町には相当なやっぱり金が要ります。固定資産税が一番、安定した財源じゃなかろうかなと思っております。先ほど、訂正をさせていただきましたが、今、高速船にも2,600万円前後。今後、富岡城の維持費、大手門あたりも建設云々というて、この後の一般質問の中にも取り入れてありますけれども、いっぱい要ります。それからサッカー場の維持費の問題、いっぱいあるわけですが、この減収になった分、私は当然、国が負担すべきじゃないかと考えますけれども、企画課長にお尋ねしますけれども、減額になった分、交付税措置等はあるんでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（山本政人君） はい、企画課長。わかります。いいですか。

○企画政策課長（荒木広之君） はい。租税のですね、特別な住宅取得控除とか国の政策で減額した分は、国からいただくような制度があります。それも、この減額分がですね、それに該当するのか、今の時点ではちょっと調べてみないとわかりません。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 当然、一般的な歳入が減りますと、今度は交付税が増えてくると。それには該当するかと思います。ただし、それは4分の3に対して増えるだけですから、全額とはいかないと思います。とにかく調査に基づいて適正なる検討結果が出まして、どの程度の減収になるか。その中で、国との対応も考えていきたいと思っております。

ます。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） 確かに税収が減りますと、交付税措置はそれに見合う分の、ただ、先ほど、町長おっしゃいました4分の3だったと思いますけれども、その分だと思えますけれども、まだまだやっぱり実は100パーセント以上いただきたいのが、我々のやっぱり町民が一致するところがございます。この件につきましてはですね、山間部に位置する小さな町村とか、山間をいっぱい持つ市あたりが影響があるんじゃないかかろうかと思えます。県とかあるいは国の町村会、あるいは市町村会に要望していただくような手はずをしていただいて、やっぱりもうこういってことで減額なるんだ、やろうというようなことをお考えであるか、なかか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 先ほど、お答えしたように、具体的な資料が揃った中でどういうふうにするか考えていきたいと思えます。又、当然、法律をつくったからには、法律に見合う財政措置がついてくるのが当然のことなんですね。でも、これにはついてないんです。だから、その辺のところはやはり国あるいは県を通して、国との対話っていうのが必要じゃないかなと思っております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） ぜひともですね、そういった団体等を活用していただいて、国あたりに強く要望していただきたい、そう思っております。

それから、関連がありますのでお尋ねをします。わかっていたら教えていただければなと思えます。これは防災関係でございますけれども、今回、台風接近に伴いましてですね、この避難所が設けられました。もちろん、こういった土砂災害警戒区域は省いてあると思えますけれども、今回、台風あたりで、あるいは今まで台風あたりでですね、この法律が制定されてから、避難所あたりにここに来てくださいよ、大丈夫ですよというようなことが、あった場所が危険な場所ではないのかどうか。

それから、もう1つ、町が避難所として、今、造成工事をしたり、現在、完成しておりますけれども、ここら辺の区域、これはレッドゾーン、イエローゾーンに入っておるのか、いないのか。これは重要な問題だと思えますので、できたら答えていただきたいと思えます。防災のほうですので、よろしく申し上げます。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 現在、町が指定しております指定緊急避難場所、又、指定避難所につきましても、今回の土砂災害警戒区域等の指定におきまして、一部イエローゾーンに入っている部分もでございます。そういったところも現在、町の防災計画の見直しを図るべきですので、その作業を行っているところでございます。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 平成25年度に上津深江、それから26年度に志岐の拠点避難地という形で2ヶ所の大きな避難地が整備をされておりますが、ここにつきましては今回の土砂災害の調査というのは、住宅がある地域を調査の対象といたしております。そういう中で、上津深江の避難地につきましては調査対象からは外れておりますが、上が平らな状況でございますので、この区域がレッドゾーン等にあたるかどうかについてはですね、該当しないのではないかなというふうに思います。ただし、5年ごとに調査を実施いたしまして見直しをするというようなことになっているところでございます。それから、武道館等があります志岐のコミセンのところが芥北町の拠点避難地でございますが、ここにつきましても、北西側と言いますか、遊具を整備しております公園の下ですね、その下に西原の以前の住宅がございますけども、その区域のみ、下側のみが一部レッドゾーンの指定を受けておりまして、拠点避難地自体はレッドゾーンの区域にはならないというようなことで、今のところ理解をいたしております。

以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 今、避難地域の件については、よくわかりました。避難所の箇所があまり今の説明では私わかりませんでしたので、もうちょっとですね、かいつまんではっきりわかるような感じで教えていただきたい、そう思います。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 指定緊急避難場所、それから指定避難所につきましては、それぞれの災害の種別ごとにですね、避難所を定めております。例えば、津波、地震、洪水とかですね、そういったことで種別ごとに定めておりますが、今回の土砂災害警戒区域の指定に伴いまして、その中で一部地域にですね、イエローゾーンに入っている部分がございますので、そういった部分は当然、例えば土砂災害が起こった場合には、そこを指定避難所に指定するわけにはまいりませんので、現在それを定めております町の防災計画の修正、見直しの作業を行っているところでございます。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） 一部イエローゾーンのところも避難所になったということですね。そこら辺は箇所を挙げてですね、できたら私たちにも教えていただいてもいいんじゃないかなろうかと。例えば、都呂々はこうでいいですよとか。あるいは志岐はいいですよとか。そうせんとなんか全然わかりません。そこは守秘義務なんかないんでしょ。

それから、イエローゾーンとかレッドゾーンが河川のところを通っているところは当然、河川の中に土砂が入りますとですね、そこがせき止められて沈むというような場所あたりは、とくに都呂々あたりはですね、たぶんなかと思いますが、中学校あたりにし

た場合ですね、その下がなんもなかですけん。例えば、坂瀬川なんかちゅうのは、ちょっと上のほうがですね、小路橋のちょっと上のほうに土砂災害が流れてきた場合は、河川が氾濫して学校の今中学校あたりのところに入ってきて、そこが水浸しになって危ないというようになって、レッドゾーンとかはですね、イエローゾーンに入っていないくても避難所には不向きじゃなかろうかなというのがあると思われまますけれども、そこら辺の検討は考えておられますか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 先ほど申しました今回イエローゾーンに含まれる部分があるという避難所等の見直しを行っております。場所がですね、数ヶ所ございますので、この点につきましては、今回の議会、決算の審査等の日程も組まれておりますので、その中で資料を出してですね、説明をいたしたいと思えます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） これは人命にかかわる重要なことです。避難しておる方々に、もしも、そういったことに危険が及ぼした場合、町がここに来ていいよと。ここで避難してくださいというようなことがあって、お寄りいただいた所がですね、なんか水が入ってきたり、あるいは土砂崩れにあたり、大変な問題ですよ。これは本来ならば、レッドゾーンとかイエローゾーンなんか指定される前にも、本来ならば十分検討した上で対策をしなければならない問題じゃなかろうかなと思えます。今、こういったことがあるから、又検討するという問題じゃないと思えますが、町長さん、そこら辺どうお考えですかね。

○議長（山本政人君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 我々は最適なところをしたつもりなんです、県の調査によってそういう地域に一部入っておったということであれば、そこで改めるべきだと思っております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 今後ですね、そういった災害時は安心して避難所に行けるとか、安心して町とか行政に命ば預けられるというふうな体制をやっぱりとっていただきたい。そして、我々が少なくとも安心して住める町だというのを自負できるよう町にしていきたい。

以上でございます。

○議長（山本政人君） はい、これで松本良人君の一般質問を終わります。

次に、通告3番、野崎幸洋君。

○7番（野崎幸洋君） 通告3番、7番議員、野崎です。

通告しておりました富岡志岐都市再生計画の大手門公園整備についてお尋ねをいたし

ます。平成17年度から平成32年度までの計画で富岡志岐地区都市再生整備計画事業が行われておりますが、その事業の中で現在も富岡2丁目に大手門公園整備、東西石垣、堀切、築地塀の工事が行われております。これまでこの大手門公園整備には、都市再生計画第1期目の平成20年から第2期の平成28年まで、事業費1億6,938万7,000円が投入され、今後も第3期都市再生整備計画に2億1,150万円の予算が予定されており、大手門公園の整備に総事業費3億8,088万7,000円が投入される計画となっております。

今年3月定例会においてお尋ねした際は、今後の整備計画として東側石垣を町道富岡中央線中央付近まで伸ばし、東西の築地塀工事や大手門を設置するために町道をクランク式に改良し、この付近にある地藏堂を別の場所に移設する計画となっております。しかし、現在の計画どおり町道が改良されれば、車の運転者や歩行者にとって道路幅が狭く視界も悪くなるため大型車の通行や離合の際、非常に危険であり、又、ここは富岡小学校の通学路にもなっているため、朝夕の登下校時の交通事故等が更に心配される。このように町民にとって危険で使い勝手の悪くなるような町道改修であってはならないと考え、今後、大手門公園整備事業計画の見直しをされるお考えはないのか。又、今回の計画内容が地域住民に対し、十分な説明と理解が得られているのかということで、一般質問にてお尋ねをさせていただきました。そのときの町長答弁では、現在、東側石垣整備について、天草警察署交通規制課との交通協議、天草広域消防本部苓北分署との緊急車両の通行に関する協議、産交バスとのバス路線に関する協議を行っており、今後、天草警察署のご指導、ご判断により、その範囲内で事業計画を遂行したいと考えている。又、住民の皆さまへの説明については、既に2丁目区、3丁目区、及び富岡小学校の保護者の皆さまへは、関係機関と協議の上、事業を実施する旨の説明を終えている。以後、順次、富岡、各地区の総会等で説明を行っていくことにしているとの答弁でありました。前回の一般質問から半年になりますが、その後の関係機関との協議の結果はどうであったのか。地域住民からの声はどうであったのか、お尋ねをいたします。

又、前回、大手門の設置費用はいくらなのかお尋ねをした際、熊本城の門を参考にしているため、現在のところ7,870万円の事業費を見込んでいる。しかし、今後は事業費の見直しも視野に入れて検討していくとの答弁でありました。その後、大手門にかかる事業費の見直しをされたのか。そして、又、この富岡志岐都市再生計画において、総事業費が16億449万9,000円と膨大な予算を投入することになりますが、苓北町への費用対効果をどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（山本政人君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野崎議員のご質問にお答えをいたします。

富岡大手門を中心に、都市再生整備事業の件でのご質問でありました。

まず、この事業にとりかかった経緯をご説明をいたします。志岐城から富岡城までの歴史遺産、これの復元、あるいは啓蒙によって、我が町の歴史、これは天草の歴史でもございますので、これを皆さん方によく理解をしていただいて、その中で又、町外の方々にもぜひこの地域を訪れて宿泊をして観光をしようという、そういうことを目途に都市再生整備事業を計画いたしているところでございます。

富岡城から大手門、富岡城は先ほどから話に出ておりますように、近世のお城の中で珍しく実戦を経験した城でございます。その中で戦いの反省によって、水を得るため、内堀をつくるために入り江をせき止めて百間土手をつくったわけです。この百間土手はつい20年前まで、富岡の方たちは飲用水として、生活用水として使っておられております。又、乱のときに天草の本渡側からずっと責められたという反省の中で、富岡の砂洲の一番狭いところ、東シナ海と有明海に抜け出るところを掘り切って、ここからしか城内に入ることができなくしたと、いわゆる防御を固くしたということでございまして、その次の目玉が大手門でございます。大手門は幸いにもですね、西側石垣は相当傷んではおりますが、ほとんど残っております。残念なのは西海岸の整備のときに、相当な石垣が出たそうなのですが、その石を全部片付けてしまっておられるようでございます。これはもう大分前のことでございまして、たぶん国道整備から漁港の整備にいたるとき、間であると思います。そして、又、東側の石垣については、我々の子ども時代、今から60年ぐらい前までは、こんもりとなって、その後、富岡の農協が建てられました。まだ、石垣が残っておりました。そういう意味でですね、今でも道の上に梁石をしております。石垣の根石がある上にですね、立派な根石が今でも残っております。そこをしっかりとした復元をしていこうということで、これは貴重な歴史文化遺産でございます。

しかし、野崎議員が今、指摘されたようにですね、交通の問題、そして諸々の財政の問題等は当然大きな課題になってくると考えられますので、これを再生した場合にどうということになるのかということを含めて、今の課題は交通の問題、そして財政の問題と becoming くるわけでございます。そういうものをまず警察に相談をいたしました。大手門広場整備事業における関係機関との協議結果でございますが、産交バスとの協議では実際に現地でバスを走行させて検証してもらいましたが、クランク状の道路ではバスの通行は非常に難しいということでございました。バス路線を変更すると産交は申されておられます。天草警察署との協議では、クランク状の道路ではカーブミラー等、安全施設の設置と検討課題が多々あるとの指摘がございました。又、天草広域消防署茶北分署との協議では、緊急車両については道路規制によって走行するとのことで、消防署としては町道等に対して規制をお願いすることはないということでございませ

た。

又、富岡地区における説明会での住民の意見等については、「大型車の通行ができるのか。」という質問、「クランク状の道路を車で通行するのは安全性が心配である。」と、「通学路の確保はできるのか。」ということの意見がございました。

以上、関係機関との協議結果等を踏まえまして、計画の見直しを行っております。詳細につきましては、8月29日に開催されました議員全体会でご説明を申し上げます。

次に、大手門整備の事業費についてでございますが、当初計画の事業費は、富岡城の大手門としては多額である、7,800万円が。ということは、今、大まかな計画を立てておられる方々に疑問を呈しております。丈夫でなければいけません、当時のことを復元するためにも、富岡城の規模にあった大手門の造成費にしてほしいということで提案をしておりますが、まだ今すぐ大手門をつくるというわけではございませんので、一応問題提起をした中で今後どういうふうになるか。あるいはそういう方々がお城をつくるのに固執をされるのであればですね、熊本城並み。あるいはもうこの辺の一般の設計者の方にコンペティションみたいな形で提案してもらってもいいのではないかと考えているところであります。いずれにしろ、富岡城の大手門として規模に見合ったふさわしい内容であるということを経験しながら、予算的にはもう少し低くできるのではないかとこの考えの中でそういう提案をしているところでございます。

最後に、本事業の効果につきましては、当初、計画申請時に目標を定量化する指数を定めており、第1期計画では宿泊交流人口が計画当時163人でしたが、それから382人へ。町づくりイベント等、交流人口が6,000人から1万300人とそれぞれ増加しております。又、第2期計画におきましても、ボランティアガイド利用者数が612人から1,623人と増加をしております。現在の第3期計画におきましても、富岡城から始まる歴史街道である富岡往還沿線にある文化財や歴史的観光交流施設等の一体的な整備を行うことに加え、情報発信を行う事業も含めておりますので、内外に積極的にPRすることで、交流人口、観光客の増加が実現できる計画としております。更に、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連資産が世界遺産に登録されれば、平成30年度の天草市の観光込み客見込数が15万人と、今までよりプラスですね、と見られておりますので、そのおよそ1割の1万5,000人は苓北町にも訪れていただけるように、その努力もしていきたい。その中の何割かは宿泊もしていただけるような仕掛けができると考えております。あとで警察の幹部の方々とも、ざっくばらんな懇談をした折にはですね、この大手門整備というのは、歴史的に本当に他に見られない貴重な施設であるので、あまり交通安全施設等を置くのはどうなるもんだかという心配をしておられました。しかし、交通安全施設を置かないとなかなか警察としては首を縦に振れな

いと。ずばり申し上げられたのはあの1点だけですね、公園にしたらどうか。人と一輪車ぐらいまでしか通れないようにしたらどうかと。そしてあと迂回路はあるんで、そこを上手に活用したらどうなのかという、これは指導ではありません。せっかくの歴史資産にですね、交通安全施設を何ヶ所もつくるということ自体に心配をしておられました。そういう意見もあったということでございます。

又、今後の効果を見定めるときにですね、やはり崎津の潜伏キリシタンの模様と併せまして、天草のキリシタンの伝来の地はこの志岐でございます。今、志岐城の大手口にですね、日本のキリスト教布教の立役者であったザビエルの後のトルレスさん、この方のご努力により、日本のキリスト教が広まりました。今、トルレス公園を整備し、今年具体的な今、設計を出しているところでございます。併せまして、何よりも大事なのは富岡キリシタン供養碑でございます。キリシタン供養碑にですね、やはりこれは天草で初めての国の重要文化財との指定をいただいております。ぜひですね、キリスト教の方々が戦いによって、幕府の抑圧によって、あそこにお眠りになられておられるということも踏まえて、見学をしていただけるような仕掛けもしていきたいと。そのために今、V i s i tあまくさで専門の観光旅行者も入れまして、諸々のですね、観光客増についてのご意見も賜っているところでございます。

そういうことで、まだまだ完成をしておりませんが、そういう仕掛けを1つ1つ積み重ねてつくることによって、町民の又、歴史に対する学習、あるいは町外の方々からの観光に行ってみたいという思いをですね、募るような施設にしていければと考えているところでございます。

以上、野崎議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） はい、野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 第3期ですね、都市再生計画事業の計画については、先ほど、町長も申されましたけれども、8月29日に全体会が開かれまして、そのときに町長及び執行部から事業内容の説明をしていただきました。そして又、先ほども町長からも答弁をいただきましたけれども、十分、富岡城周辺の歴史の大切さというのは理解できるわけですが、そういった中でですね、説明をしていただきました関係機関との協議、内容を先ほど言われましたけれども、まず、産交バスはバスの通行が難しいので路線の変更が必要である。そして又、天草広域消防署においては、特に町道等に対して規制をお願いすることはない。そして又、天草警察署のほうからは、安全設備等、検討課題が多々あるとの指摘があったという答弁をなさいました。そして又、8月29日の全体会の折にですね、執行部からの説明では、警察のほうからは住民の合意がないと協議には応じられないとのことがあったというのをお聞きしました。

そこでお伺いをいたしますけれども、富岡地区住民への説明は行ったとこのことであり

ますけども、先ほど、町の考え方とですね、近隣住民、又、町民の皆さまのこの事業に対する受け取り方が非常に差があるように感じるわけですね。富岡の方に話を聞きますと、あまり事業内容を知らない方が多いように見受けられるわけです。そういった中で、各地区への説明会を行ったということですけども、その説明会の内容はどのような説明の仕方であったのか。そして又、1丁目から各地区の説明会に出席者は何名来られていたのか。その辺をちょっとお尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 只今の質問でございますが、説明内容といたしましては、クランク状の図面と写真をお配りしまして、皆さまにこのように計画しとるということで、当初の3月から4月にかけての説明では、東側石垣が中央まで出ると。西側の石垣を整備する。その間を通っていくと。ただし、警察との協議がございますので、その協議が整わないと事業はできませんという説明をいたしました。集まっていただきました住民の皆さま、富岡小学校でのPTAの説明も含めまして、およそ200名程度でございます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） この前、説明を受けた中でですね、地元住民の声っていうのが、先ほど、町長も言われましたけども、大型車の通行はできるのかとか、クランク状の道路を車で通行するのは安全性が心配であるとか、通学路の確保は大丈夫なのかっていう、こういうふうな安全性をすごく心配する声が上がっているようですけども、人数的にも200名っていうのが、全体の富岡地区の住民の方の総数は私も今、把握しておりませんが、200名で十分な説明ができていいのかっていうのをちょっと疑問に思うわけですけども、そういった私たちのですね、この前、説明会の折に図面を見せていただいたわけですけども、前回の計画から、関係機関との協議、特に警察から安全設備設置等の検討課題が多々あるという指摘を受けた中で、計画を見直されて図面を提示されたわけですけども、大手門についてはですね、歩行者専用として、車両については大手門前から東海岸へ迂回させる計画だとの説明でありました。しかし、今回の計画ではですね、もしもの場合、消防署のほうは問題ないという話があったということですけども、例えばもしもの場合、救急車、消防車等の緊急車両はですね、1丁目側からしか進入ができないわけですね。そして、又、進入しても袋小路となるため、Uターンして出なければなりません。そして、緊急車両のみだけでなく、日常生活を普段送っておられる近隣住民にとってもですね、非常に使い勝手が悪くなることも目に見えてるわけですね。この計画変更の内容についての説明を地域住民の方へ十分行われたのか。今回の図面を提示された中でされたのか。その辺をお尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） この前、8月29日の全体会でもご説明申し上げましたが、一応、この計画ができてからですね、まだ日が経ってませんので、まだ住民説明会を行っておりません。その前にですね、まず、バスですね、バス路線が迂回できるのかというのが大前提でございますので、そこは産交バスと今協議中でございます、そこがはっきりしまして、ちゃんと迂回路が通れるかどうか。そこら辺のですね、ここが又、バス停が変わるので重大なことだと思いますので、その協議が整った後に、説明会を再度行う予定であります。

以上です。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 再度の説明会を行われるということで、29日にも説明あったわけですが、説明会はいつまでに、そして、又、富岡地区だけでいいのか。これは町道でありますので、町民皆さまに特に坂瀬川、都呂々地区の方もですね、この問題に関してよく質問されるわけですね。どうなつとんのかと、どの程度のものばつくっていくのかという、事業内容全く知られないわけですね。ですから、これ町道ですので、富岡地区住民の方だけの説明会では私は不十分だと思うんです。ですから、町民の方へのこういった図面、計画なりをある程度は説明する必要があるかと思うんですけれども、その説明会、富岡住民に関してはいつまでに説明をされるのか。そして、又、芥北町全体へのそういった周知をされるおつもりなのか、お尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 野崎議員は反対をする人のことばかり言ってますけど、やはり事業をするには、賛成をする人もいれば、反対をする人もいれば、わからないという人もいますのでございますので、そこはですね、又、説明会を開きますし、今の道路はまだあけてるわけですから、ですから、そこのところの中でどうするか、いつ説明会をするかとやっていきたいと思っております。又、そのときに参加したいということがあれば、都呂々、坂瀬川、志岐の方も来られてもいいんじゃないですか。ただですね、用心しとかなければいけないのが、1つの事業をやるのに、みんなこれが例になりますよ。町道をなんかやるときには。みんな町中せろっていう。だからそこは慎重にやりたいと思っておりますし、当然、町民に対する周知はですね、しっかりとしていきたいと。やはり今教育課長が申しましたように、今のところ我々の考えてるのはバスの2丁目の停留所を何十メートルか移動するということと、今考えてるわけでございます。あとは移動する必要ありません。だから、そこのところを理解していただけるかどうかということと、産交バスがその迂回路で大丈夫なのか。このことをまずしっかりと了解をとった上でですね、今後の説明会っていうのは開きたいと思っております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 反対をしているような意見って言いますか、これはですね、私が先ほど言いましたけども、大手門公園の整備に総事業費が3億8,000万円かかるとるわけですね、この大手門だけで。ですから、先ほど言いましたけども、町民の皆さまがこの事業と事業費に値する理解度が私は少ないと思ってるんです。だから、説明を十分町民の皆さまにするべきじゃないんですかって言ってるんです。その中で住民に不自由、不便をかけさせるような町道改修であってはならないと思います。その部分で私、反対してるわけじゃないんです。計画を見直すときは見直さんばいかんとじゃなかでしょうかという言い方なんです。先ほど、警察の中でも住民の合意がなければ最終的な協議には応じられないというのを29日の説明会で私は聞きました。ですから、合意受けるまでちゃんと説明をすべきじゃないですか。そして、合意を得られたっていうのをどこで判断するかっていうのは、私は29日もお尋ねしましたけど、そのとき執行部のお話では住民の過半数を得たときに初めて理解を得たと執行部は判断しますという答弁でした。ですから、何名程度、説明会にお見えになって理解を得たんですかっていう質問をしたんです。説明もですね、まだ最初の段階の説明しか住民にはされてないんですよ。最終段階って言いますか、警察その他関係機関の指導を得た中で、こういう図面じゃないと許可がありません、町道改修できませんっていう最終判断をするまではですね、私は工事自体も着工したらいけないと思うんですよ。なぜかって言うと、手戻りするわけですよ。ここまでじゃないとできませんよっていうのが出た場合に。だから住民への説明は十分してくださいっていうのをお願いしてるわけです。そこについて、どうでしょうか。いつまでっていうのは。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） だから私も町民に対しましては周知をしっかりとしていくと。そして先ほども言いましたように、皆さん方の合意が取れるまでは今の道路は通れるような工事計画をしてるんですよ。合意が取れるように努力をいたします。そうしないと今までつくったやつがみんなパーになりますから。ただし、道路は今の道路がしばらく通られて、そしてあとバス路線がですね、OKとれて、そして町民の大半の方もこれに対して理解が進んだという判断があればですね、全てつくらせていただきたいという考え方でおりますので、よく説明もですね、まずは、今、教育課長が説明しましたようにバス路線がどうなるか、そのことの中で又、町民に対して説明をしなきゃいけないので、その中で説明をして、ご理解を深めていきたいと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） とにかく十分な説明、そして説明会の説明する内容、その辺も十分検討されてですね、先ほど言いましたけども、富岡住民だけが荅北町の住民ではご

ございません。苓北全体の説明会、説明会と言いますか、会を開かなくてもある程度の周知をできるような工事の内容の説明なりを私はすべきだと思ってますので、その辺は徹底してお願いしたいと思います。

そして又、先ほどですね、大手門の設置する費用のことをお尋ねいたしました。前회가7,870万円の事業費を見込んでいるということで、29日の説明会、町長のお話では、何十万石のお城を参考にした設計図を描いてきているので、四万石の富岡城にふさわしい、そして又、丈夫なものをと今考えているところということで話があっておりました。しかし、先ほども言いますように、できてきた設計図には立派な門が掲げられてしてあるわけですね。だからその辺、先ほど、町長もまだ道路は通れるわけだからっておっしゃいますけども、今回の28年度行う事業ではですね、道路の約半分ぐらいまでは石垣がくるわけですよ。半分まではと言いませんけども、3分の1ぐらいまでは石垣の今回の工事の予定に入ってるわけですね。そこまでしてから、やっぱりここ道路は通れないのでこのままにしますとか。だから、この工事をされる前に警察、住民のそういった説明会と理解を得られるべきじゃないかと思うんですけども、大手門の予算ですけども、それはいつ頃見直しを計画される予定なのか。お尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まだ、この前のあれも概算で詳細設計ではございません。ということで、今後は具体的に予算がついた折に、新たな詳細設計をしないといくらになるかわかりません。ただ、私の目論見では熊本城並みの大手門よりも大分小さくなるのではないかと、そう考えているところでもございます。詳細設計は予算がついてからじゃないとしません。これはどの事業も一緒です。大体いくらぐらいかかるかなっていう、そういうあれは専門家がはじき出してくれます。そういった意味でですね、まだこれからじゃないかなと考えております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 何回も言いますけども、住民説明会の前に当然、予算も私をつけるべきじゃないと思うんですよ。十分、説明会を開いて、最終的にこの図面ぐらいだったらいけるだろうという、そこまできたときに最終的と言いますか、ある程度の予算を組んで、そして詳細設計を出すべきだと私は思うんですね。だから、何回も言いますように地域住民の説明会をいち早く、そして理解を得られるようにしていただきたいと思います。

そして、それと費用対効果の件ですけども、これ先ほど、現在、宿泊者を163名、先では382名を見込んでいる。そして又、交流人口は6,000人を1万3000名で間違いはないですかね、これを見込んでいるということですけども。ですから、要するに総事業費がですね、富岡志岐地区都市再生計画では16億円組んであるわけですね。当

然、必要な事業もあります。ありますけども、これだけかけた中で苓北町にどれだけの交流人口、観光客、誘致って言いますか、来ていただけるのかというのが、まだまだ私は説明が不十分って言いますか、内容が見えてこないんですよ。これをこういうふうにするから、苓北町にはどんどん観光客が来て、こういうお城でも、そして又、歴史文化を周知していただけるんだというのが、まだ町民に対する説明もですけども、私たち議会、私は理解はまだまだできないなと感じているところです。

もう、あと最後になりますけども、前回のですね、一般質問の際も言いましたけども、この大手門に関してはですけども、町民の大事な生活道路であります。苓北町の歴史も大事であることはもう十分理解できますけども、なぜこのように車を迂回させ、歩行者しか通行できない町民の不便さを強いられるような門が必要なのでしょう。ここまでこの整備に1億6,938万円をかけて石垣をついでこられました。ですから、全部を私は撤去したほうがいいとはもう言いません。しかし、このまま石垣を道路幅まで十分完成させてですね、門はつくらずに史実に基づいた案内看板を設置するだけでも、十分に町民や観光客にも理解していただけるのではないかと私は考えております。どうぞ今一度、計画の見直しをしていただき、町民への説明と理解が得られた中で本計画を実行していただきますようお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 通常ですね、富岡の多くの方たちは東海岸か西海岸を通られます。中央にある家をお尋ねなさるときに、あれを行かれるわけで、迂回路と言ってもそんな大きな迂回路じゃないんですよ。例えば私の家に行くのに、あそこを曲がってすぐ入れるわけですから。その奥もですね、1丁目と2丁目の境までがちょっと不便をきたされると思います。その辺のところはほんのちょっとした迂回ですから、そこもよく説明して理解をいただきたいと思っております。そういう意味でですね、あと費用対効果。私が今申し上げたことについてはまだ、フェリーがもし実現したならもっと客は増えてくるということを考えますときに、そうなったら逆に宿泊者がですね、あぶれるということになるんですよ。宿泊者が今度はここは宿泊施設がないから、じゃあよそに泊まろうと。そうならないような形でですね、宿泊施設が増える。増えることによって、雇用も増える。そういうことの狙いも含めて、やはりそれなりに来ていただく仕掛けがないと、ただそのまま口之津から帰ってしまおうかというふうに、あるいはあとは鹿児島に抜けてしまおうかというふうになられますので、やはりそこはそれなりの我が町にしかない歴史特有の仕掛けを当然やるべき。又、当然、今、野崎議員がおっしゃったような形で、町民の理解、これはもう当然進めるべきだと考えております。ただ、警察の方が歴史資産でこれは貴重なものだという理解の中でですね、そこに安全施設をあっちこっちにつけるのはどんなもんだらうかなというクエスチョンマークを出されておしま

す。やっぱりそこも念頭に置きながらですね、今後、町民の理解をいただくような努力をしてまいりたいと考えます。

○議長（山本政人君） これで、野崎幸洋君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため1時まで休憩をいたします。

なお、傍聴者の皆さま、傍聴いただきましてありがとうございます。午後からも一般質問ございますので、どうぞよろしく傍聴いただきますようお願いをいたします。

-----○-----

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告4番、浜口雅英君。

○8番（浜口雅英君） 質問者、通告4番、8番議員、浜口雅英。質問の相手、町長。質問方式、一問一答。

質問事項1、防災対策。

質問要旨（1）津波一次避難所設備の整備。

紺屋町、明神山、富岡中央に津波一次避難所が建設されております。本年4月の熊本地震の折には、町の津波避難の告知がなされ、複数の住民が避難されました。これまで議会の中で、一次避難所にトイレ、日よけ、雨風よけの設置を提案してきましたが、町は建設済みのこれらの一次避難所は短時間の避難を想定しているもので、トイレは簡易器具で対応する。日よけや雨風よけの設置は考えていないとのことでした。一次避難所の使用が実践されましたが、今でもその考えに変わりはないのかお尋ねをします。

質問要旨（2）防災ゾーン広域避難地の整備計画。

上津深江地区にヘリポート等の機能を持たせた防災ゾーン広域避難地が造成されました。そして、これへの取り付け道路の舗装工事の提案がありました。私は、町有地と民地との境界決定の経緯が不明確であること、購入した造成工事残地の活用も含めた広域避難所の利用にかかる全体計画、及び維持管理費等を示すべきと問題提起しましたが、このことについてどのように対応されたのか、お尋ねします。

質問事項2、交通インフラの整備。

質問要旨（1）高規格道路の早期完成。

熊本市内から我が苓北町までの距離は約100km。地形的には熊本市内から大矢野島、永浦島、前島、天草上島、そして下島があり、5つの大きな橋、いわゆる天草五橋とその他の橋によって繋がられています。この区間の所要時間は2時間30分から3時間

を要し、文字通り天草地域、苓北住民の生命線です。このような中で当時の細川知事により、熊本市内と県内地方都市間における90分構想が策定され、国、県の各種関連事業との組み合わせ等により、天草を除く県内各自治体への90分構想はほぼ達成されています。天草への道路は地域高規格道路、熊本天草幹線道路として位置付けられました。県が示した当時の早期整備に向けた事業手法から抜粋すれば、はじめにとして

- (1) 国道266号天草五橋ルートは天草地域と九州本土を結ぶ唯一の陸路であり、命綱道路。
- (2) 昭和41年に架けられた天草五橋は老朽化等、大規模な補修、補強が必要。
- (3) 天草地域の生活、観光、産業等のハンディを克服するには地域高規格道路「熊本天草幹線道路」の早期整備が不可欠とされています。又、事業化が遅れるデメリットとして、(1) 生かしきれない地域振興のチャンス、(2) 観光や養殖業等、地域の活力が喪失、(3) 人口減少に歯止めが利かない等が挙げられています。

このように具体的な早期整備に向けた事業手法が示されているにもかかわらず、国、県により、順次、その作業が進められているとはいえ、全体構想から見た場合、この事業は遅々として進んでいません。事業の予算も27年度補正で20億円、28年度予算では39億円が計上されたということですが、この額は総事業費の何パーセントなのでしょう。現在、国が進めている地方創生政策との絡みもありますが、当然のことながらその自治体独自の施策を、その自治体が提案することも重要ですが、国にはまず地方が、その自治体が生き上がる、あるいは地域振興に取り組める基礎的な国土の基盤整備を行うことが求められると考えます。

町政年報によれば、苓北町の人口は毎年減少を続け、平成18年から平成27年までの10年間の状況は8,762人から7,733人と1,029人が減少しています。定住人口のみならず、苓北町への観光客も宿泊、日帰りの合計は、17年から26年までの10年間では18万4,294人から16万5,440人へ、1万8,854人と1年平均では1,800人ほど減少しています。

このようにこの高規格道路の完成なくしては人口減少が進み、最悪、消滅自治体への道を歩きかかっている自治体の振興策、生き残り策はあり得ません。地方の景観を生かした奥田舎としての町の観光しかありません。地方は人がほしいんです。若い人によそに出て行ってほしくない。働く若い人にどんどん入ってきてもらいたいということです。又、地域振興のみならず、4月に発生した熊本地震では複数の大きな橋が被害を受けました。五橋等の橋で島と島とが結ばれている天草の1本道の現状では、万が一どれか1つの橋が通行不可能になれば、天草諸島は孤立し、苓北町町民も含めて天草島民の生活はあり得ません。これまで議会の中で、早期完成のための地域住民の決起集会を提起してきました。そして、28年5月14日、天草市民センターホールにおいて、「熊本天草幹線道路の早期完成を求める天草島民集会が開催されることになりましたが、諸

般の事情で中止になりました。私はこの道路の早期完成のためには再度、天草島民決起集会を早急に開催し、国、県へ地域住民の強い意思表示をすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨（２）国道の改良。

本町には、３２４号及び３８９号の２本の国道が走っており、住民の日常生活はもちろん、産業の振興になくてはならない道路として活用されております。しかし、通行する住民の安全を考慮した場合、改善すべき箇所がいくつかあります。

１つには、苓洋高校下の国道３２４号の約２００ｍの幅員が狭いことと、国道と首塚へ行く町道首塚線との三叉路付近の道路です。この三叉路の箇所では、交通事故も発生しております。道路の幅員を拡幅し、三叉路も改良して通行の安全を図るべきです。

２つには、坂瀬川おっぱい岩の車寄せゾーン。天草市方面から来れば、道路の左側だけに幅約２ｍ程度の幅寄せゾーンがありますが、おっぱい岩を見るためには、このゾーンに車を止め、人は道を横断することになります。横断歩道等の表示もなく、いつ交通事故が発生してもおかしくないような現状になっています。ゾーンの変更や路面標示等、交通事故防止策等なんらかの対応をすべきではないでしょうか。

３つには、都呂々竹の迫地区の海岸道路です。現地の土質、地盤が悪く、いつ山崩れがあってもおかしくない現状から、現道を発電所側に移し、発電所の灰捨て場等を利用することを提案しておりましたが、その後、どのような状況になったのでしょうか。又、道路山側の樹木を伐採することは、風で樹木が地盤を揺すり、地盤崩壊することに対して効果があるのではないかと思います。

質問要旨（３）本渡苓北間バイパスの整備。

高規格道路の早期完了とも大きく関連しますが、本渡から苓北へのバイパスの整備が必要ではないでしょうか。それは天草市本渡に電器、衣料、日用品等の大型量販店があり、本町からも多くの町民がその商品購入に出かけておられます。このときの通行は手野経由が主なコースだろうと思われます。しかし、ご存知のように、二江の街中は道路が狭く、対向車との離合もままならない状況があります。又、本町に九州電力の１号機、２号機、合わせて１４０万kWの大型石炭専焼の火力発電所が立地しています。この発電所は適切な運転のため、日常の機械器具の点検が重要です。更に、日常点検の他に、電気事業法及び同法施行規則に基づく定期修理が、１号機、２号機、それぞれ隔年で実施されています。これに従事する従業者の数は約３ヶ月の作業期間中、ピーク時は日に４００人にのぼり、これへの従事者は主に苓北町に宿泊されていますが、その他にも天草市本渡等へ宿泊され、そこから苓北町の発電所へ通勤されておられるようです。そして、これへの修理用部品や器具等も必要で、これらの運搬に３０t積載できる大型トレーラー等も使用されることもあるようです。運行にあたっては、住民へ迷惑がかか

らないよう夜間等に搬入されています。

住民の円滑な通行のため、更には熊本県内、九州のエネルギー供給源として重要な施設である苓北発電所の適切な運転のためにも、熊本と本渡間の高規格道路の早期完成とともに、本渡苓北間のバイパスの早期整備が必要と考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨（４）町道の維持管理。

４の１、側溝の土砂取り除きと蓋鳴り。

道路側溝は降雨時の雨水処理等、地域住民の生活の安寧上、とても重要な施設と言えるでしょう。事実、側溝の堆積土砂の取り除きにより、激しい降雨の度に民地へ浸水していた箇所、この浸水を防げた実態があります。このことから、町内の側溝を点検し、土砂が堆積している側溝については、早急に取り除きをすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

又、この側溝にはコンクリートの直打ちによる、いわゆる固定式とはめ込み式のコンクリート製蓋、又は金属製のグレーチングが設置されています。このはめ込み式の蓋は、コンクリート製、金属製に関わらず、コンクリート製の側溝が年月の経過による摩耗等により、側溝本体と蓋の間に隙間が生じ、車両等が踏みつけることにより大きな音が発生する場合があります。このことについて、関連住民からの苦情はありませんか。又、苦情があった場合、あるいは調査の結果、そのことが判明したときはどのような対応をなされているのか、お尋ねします。

４の２、支障木の処理。

公共道路はその構造上、そして性質上、人や車の通行以外にも、多様な機能を果たしていることは万人が認めるところです。例えば、電力、通信ケーブルの設置、あるいは、住民の安全を守るための外灯の設置等があげられます。そして、これらの適切な維持管理のため、道路にはみ出したいわゆる支障木の整理がなされています。

この支障木の処理は、原則地主の責任において管理すべきものかもしれませんが、実態は、地主による完全な処理は不可能なのかもしれません。だから、道路の維持管理上、公共による支障木の処理が行われています。しかし、支障木の処理作業の実態は、道路際の草木は高さ１ｍ程度で刈り取り等の処理がなされており、それ以上の高さで道路にはみ出しているものに対しては、放置されたままと言ってよいでしょう。今は、５ｃｍ程度の小木であっても、複数年経過することにより、この小木は、中木、大木に成長し、その処置に苦慮することになります。いや、なっているのではないのでしょうか。

そして、このような大木については、その樹木の価値観にも影響を与え、これらの伐採等の処分に躊躇することになり、結果として道路の支障木になっております。又、道路際の樹木は大きく道路にはみ出し、道路を越えて反対側の人家を覆った状態がつくられ、風の強いときはその人家の屋根に接触し、住民の不安をあおっています。

このことは、単に町道に限らず、国道、県道の維持管理にも共通する事例です。よって、今一度、国道、県道、町道等の道路管理者の関係機関とも、この現実、現状を検証し、町民、地域住民の防災、利便性、そして安全を確保するため、これまでの道路支障木の処置対策を根本的に見直すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨（５）富岡茂木航路への取り組み。

町の長崎天草航路事業補助金交付要綱によれば、天草地域と長崎市を結ぶ生活航路の維持改善を図るとして、この航路運航事業者に航路損益計算書による純損失額を補助金として交付することになっています。そして、２６年度の当該会社の損益計算書によれば、収益計３,１８８万４,７５０円、費用計５,８４１万７,５９５円。これにより、この要綱に基づく２６年度の補助金支出額は２,４６０万円でした。

このことは、運航会社の努力に大きな期待をしながらも、今後の苓北町の財政運営上、このまま赤字が続く、これに町が全額補助しなければならないという状況が続くようであれば、町の財政負担は長期にわたり、次世代に負担を残さないためにも、このことに対し、今後の検証が求められる事業の１つと考えます。

ところで、２８年３月４日付けの公明新聞によれば、３月３日の参議院予算委員会において、公明党の秋野公造参議院議員は、石井国土交通大臣に対し、「条件不利地である半島では、生活の足である航路への支援が離島と同様に極めて重要だ。長崎市と熊本、天草の苓北町は陸路だと５時間かかるが、海路は７５分。同航路が国の離島航路補助の対象として申請が出た場合には、支援されるのか。」という質問をされ、これに対し、石井国土交通大臣は「補助対象の可能性はある。今後、地元協議会が構成され、補助に対する要望、相談があれば、補助申請の準備について支援したい。」と回答されたとのことです。日本の陸の孤島のような状況におかれている我が苓北町のことを、国の予算委員会で担当大臣に質問していただきました。このようなことは未だかつてなかったのではないのでしょうか。秋野参議院議員の、苓北町を、天草をどうにかしたいという行動に対して、町民の一人、議会の一人として敬意を表し、心から感謝を申し上げます。

そして、これを受け、活発な要望活動が行われておるようです。本議会におきましても、２月１６日の町議会全員協議会で、要望書（案）を協議しました。会議の中では、案文を一部修正しました。修正の内容は、「航路の安定運航と流通機能向上のためのフェリー就航は半島全体の願いであります。」とあったのを、「航路の安定運航と将来的なフェリー就航」と「将来的な」に修正しました。「フェリーを含めた新造船建造にかかる費用」は削除しました。

そこで、このことを確認したいと思いますが、石井国土交通大臣の答弁や、秋野参議院議員への要望書に掲載されています地域協議会の進捗はどのようになっていますか。

更に、このことについて、今後どのような取り組みを進めていくおつもりか、併せてお尋ねします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の浜口議員のご質問にお答えをいたします。

まず、一次避難所の設備の整備についてでございます。

防災対策の1点目でございますが、これまでの議会でもお答えをしておりますように、一次避難所は、一時的に非難する緊急避難場所として指定しております。地震の震源地や発生の規模により、津波の到達時間や、その周期・回数等はまちまちであると考えられますが、その状況が一旦落ち着いた後は、緊急避難場所から、災害の発生継続が想定されるある程度の期間中の避難拠点施設となる、整備が整った指定避難所に移動していただくことしております。

このようなことから、緊急避難場所につきましては、簡易組み立て型のトイレや耐寒用品、飲料・食料品等の短期間の避難に必要な備蓄品の配備を行っているところでございます。これからもそういう姿勢でいきたいと考えております。

次に、上津深江広域避難地の整備計画についてのご疑問でございますが、まず、町有地としての境界決定の経緯についてでございます。この件につきましては、広域避難地の上部の民間施設につきましても、緊急時にあっては広域避難地の補完的な位置付けの中で、避難所として利用可能とするとの協議のもとで、法面上部を境界として決定したものでございます。町防災計画におきましても、現在、町の福祉避難所の1つとして指定しているところでございます。現場を議員もご覧になったと思いますが、その建物の中には共有部分が、補助基準をはるかに超える広い共有部分をとってあります。これは一時的な避難の方々に対して、車いすやそして寝台やら等を置けるスペースもつくられたと聞いているところでございます。

広域避難地につきましては、6月議会で補正予算の議決をいただき、現在、国道からと町道からのそれぞれの進入道路の舗装工事を施工しております。併せまして、今年度、トイレを併設した備蓄倉庫を整備することにしております。

又、国道側から見た避難地の擁壁の景観につきまして、町環境審議会から対応を行うよう答申をいただいておりますので、町木の椿の植樹、町花のハマユウや四季に応じた球根花の植栽を計画しているところでございます。

全体計画といたしましては、今後、町民のいこいの場として整備している計画でございますので、ベンチ等も備え、町民の方々が気軽にご利用いただけるよう整備をまいります。

維持管理につきましては、全般的な管理は、防災施設でございますので、総務課で管理を行ってまいります。トイレにつきましては、日常の管理が必要になりますので、

クリーンパトロールの巡回により対応してまいりたいと考えております。

次に、高規格道路の早期完成についての、ご指摘やご質問でありました。

議員ご指摘のように、本年5月に「熊本天草間幹線道路の早期完成を求める天草島民集会」が計画されておりましたが、熊本大地震の発生に伴いまして中止となりました。

幹線道路整備の予算は、これまでの要望活動の甲斐がありまして、平成27年度の補正予算で20億円、28年度予算でも約39億円、要望しておりました額以上の予算を確保することができました。このことで、新天門橋と大矢野バイパスにつきましては、予定どおり29年度末に完成する見込みでございます。こういう状況が我々の考えられない金額で跳ね返ってきたわけでございます。これは、やはり与党の国会議員の先生方と現職大臣の高規格道路に対するお気持ちの表れだと、今後、只今、提案がありましたように、島民集会等もですね、この期成会の中で提案をいたしまして、開いていただいて、なるべく早くこの道路がですね、完成できるように頑張ったいと。そして、又、議員の方たちにも町民の皆さま方にもご協力もお願いしていきたいと考えているところでございます。

次に、国道の改良についてでございます。

国道324号線、富岡出来町の町道首塚線と交差する付近の国道の改良についてでございます。

国道389号線と交差する区域までは改良済みでございます。ウッドイーハウス前から富岡港方面に向けて道路幅員が4.5mほどしかございません。観光バス等大型車同士の離合にも支障を来しているようでございます。又、ここは中学生や高校生の通学路でもございます。

このようなことから、苓北町といたしましては、管理者である熊本県に、この区間の改良について要望を申し上げているところでございます。現在、検討をしていただいているところでございますが、県からは、諸々の整備については、測量等も行っていただいております。しかし、両側に民家が建っていることもあるので、本格的な改良には時間を要するとの説明があっております。

次に、坂瀬川西川内のおっばい岩付近の道路状況でございます。現在の駐車スペースや誘導路では、議員ご指摘のように交通の安全が確保できないと考えております。そのようなことから、西川内漁港内に駐車場を整備して、そちらに車を誘導いたしまして漁港内から海岸に降りられるよう階段をつくっております。今後、飛び石をつくり通路を確保するとともに、既存の案内の移設等を行って交通安全、そして、又、ますますのおっばい岩観光に役立てていただきたいと考えているところでございます。

次に、国道389号線の件でございますが、特に、都呂々竹の迫から天草町下田にかけての区域におきましては、頻繁に交通止めとなるような災害が発生しております。こ

れまで幸いにも重大事故は発生しておりませんが、本年6月22日に発生をいたしました20tを越すような巨岩の落石も発生しておりますので、早急に抜本的な防災対策を講じていただくよう、石井国土交通大臣、熊本県知事をはじめ、地元選出の国会議員、県議会議員に要望書を提出して、県庁執行部にもお願いをしているところでございます。

都呂々竹の迫地内におきましては、発電所の灰捨て場側を利用して、国道を発電所に移すことにつきましては、天草広域本部土木部、あるいは県庁土木部長におきまして、前向きに検討はしていただいておりますが、灰捨て場にかかる公有水面埋め立てが完了していないということの中で、法律にも適用しにくい今の状況であるので、なかなか思い切った対策がとれないでいるということでございます。そういう中で、今回の国の経済対策は防災が主であります。防災が主でありますので、とにかくこれを機にですね、抜本的な整備をしていただくように、改めてお願いをいたしましたところ、県のほうはですね、まず、調査をやらせていただきたいということでございます。私としてみますと、調査をやった結果、抜本的にやるならば県の持ち分がありますので、これに対応できないとなるとちょっと大変でございます。ですから、調査も事業も併せて今度の経済対策にのれるようにしていただきたいというのが、私どものお願いでございますが、ちょっとその辺がまだはっきりしないところでございます。

次に、天草市本渡と苓北町を結ぶバイパスとして、県道本渡五和線の改良・拡幅に対するご質問でございます。この路線は二江地区内におきまして、道路幅員が狭く、普通車同士の離合も支障をきたしている状況でございます。この路線の早期整備につきましても、これは何年も前から申し上げているところでございまして、只今は天草国県道路整備促進期成会等において、正規の議題として県と打ち合わせを進めているところでございます。この路線の改良計画については、既に浜口議員も調査をなさっておられると思いますが、県天草広域本部土木部にお尋ねしましたところ、「現時点では二江集落東側を通るルート、その後、現道を拡幅することの概算設計を発注し検討している段階である。」ということでございました。

次に、町道の維持管理における側溝の土砂取り除きとコンクリート蓋やグレーチングの蓋鳴りについての質問でございますが、ご指摘のように道路側溝に土砂や落ち葉が堆積しているところがあるようでございます。又、舗装の傷みや側溝蓋等が動いて音が出るようなところについて、電話や行政通信等で連絡をいただいているところでございます。要望がございましたと、担当者が現場を確認いたしまして、職員で対応できる分につきましては、極力早い時期に対応するよう努めているところでございます。又、土木業者をお願いをしなければならぬ案件につきましては、予算の状況等を確認した上で、修繕等の依頼をしている状況でございます。

次に、町が行っておる支障木の伐採についてでございますが、あくまでも町道の区域内で車や歩行者が通行する上で支障となっているもの、又、街灯の光を遮っているもの等を支障木と位置付けて、伐採の対象として考えております。道路敷や町有地に生えている竹木に加えまして、本来、所有者の方で対応いただくべき、いわゆる民地に生えている竹木であっても、高齢等の理由でご自分で伐採できないものや所有者が特定できないものも、必要最低限ではございますが、町で伐採しているのが現状でございます。本年度も10月から11月にかけて、作業員を雇用いたしまして支障竹木の伐採に取り組みことといたしておりますが、のちのち手がかからないように道路敷近くの樹木を小さいうちに全て伐採すること、これはその気持ちはございますが対応すべき箇所が余りにも多く難しいと思われまますので、町道敷につきましては、通行や街灯の支障となっている樹木や枝等、ある程度の広さの範囲におきまして、徹底的な伐採の対応を行ってまいります。

次に、富岡茂木航路に対するご質疑でございました。石井国土交通大臣の答弁や、秋野参議院議員への要望書に掲載されております地域協議会につきましては、九州運輸局、熊本県、長崎県、長崎市、天草市、苓北町、苓北観光汽船株式会社、富岡地区区長会代表で組織されております。当初、平成28年4月に第1回協議会を開催する予定でございました。熊本地震が発生したために、核となる九州運輸局が国土交通省の一員として、熊本地震対応のため協議会が開催できない状況でございました。今般、関係機関との調整が整い、先月29日第1回天草・長崎航路対策協議会を開催しております。本協議会におきましては、国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」申請に必要な「離島航路確保維持計画」を平成28年度中に策定いたします。国土交通大臣による計画の認定を受け、事業を実施しますと「離島航路運営費等補助金」として、航路の運営費にかかる補助対象経費の2分の1以内の額が保障される見込みであります。

このことにつきましても、道路の件といい、この交通網の整備といい、秋野参議には本当に、浜口議員の表現の中にもありました、国会の正式な予算委員会で、具体的な地域名も出していただいて大臣の回答を引き出していただいたことについては、非常に感謝をしているところでもございます。又、今後は我々の努力を積み重ねて、これがいわゆるフェリーと高速船に対する国の補助が確保できるように頑張りたいと思っております。

以上、浜口議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず、津波一次避難所設備の整備についてですが、この一次避難所は、生理現象から逃れることができない施設なんですね。避難された状況を空想しますと、例えば、紺屋町の高台一帯は海に浸かってしまうと。津波でですね、まだひけ

ない。こういうところで、やっぱトイレを催すとかなんとかっていうのは、対応すべきではないかというふうに思います。これまでも、このことについて何回かお尋ねしていますが、簡易トイレで対応するんだということでした。どうも考えてですね、津波で水に浸かってしもうととに、その簡易トイレはどこになおしてあつとか。誰がするのか。近所のじいちゃん、ばあちゃんたちが逃げてこらした。じいちゃん、ばあちゃんたちがどっから見つけてこらすとですか。簡易トイレばですね。あるいは子どもたちがどっからそれ見つけてきますか。それから、苓北町は福祉子育てに非常に政策が優れている。そういうことを知ってか、苓北町に若い人が移住されている事例もいくつかあります。そういう方が小さいお子さんを、言うなれば乳児を抱えて避難してこられた。そのときに雨が降ったらどうするんですか。あまりにもですね、町の考え方は晴天、すがすがしい天気、それで昼間、そういう筋書きの中で町の考え方は対応を想定してあるようですが、そういうスケジュールはお天道様だけしか知りません。それをいかにもそういう形で、杓子定規のような答弁をされていますが、あと1回お尋ねしますが、今、町長が答弁されたような形で今後ずっと続けていくのか。それとも今後いろんな避難された方々のご意見、何人か避難されてますよね。今回の場合は津波がそこまで寄せとらんけんが、トイレも、夜ではあるし、ちょっとそこら辺で済ませてくるかいということができたかもしれません。そういうことで避難された方の考えを聞いて取り組みの対応を考えなおす気持ちはないのか、再度お尋ねします。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） まず、一次避難所の設備の整備につきましては、先ほど、町長がお答えしましたように、これまでと同様な形で取り組みを行っていきたいと思います。

それから、今回の熊本地震の発生に際しまして、実際、避難をされた場所がございます。その点につきまして、地元の区長さんともお話をした中でですね、今後どういう準備体制が必要かということで、その協議も行ったところでございまして、地元の区長さんにおかれましても、地区の役員さんを集められて、再度、備蓄品の配備の内容等を点検されたり、そういったこともしていただいておりますので、引き続き地域の区長さんにご協議をしながら、より適正な避難の対応ができるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） このことについてはですね、職員の皆さんも家庭に帰られて、例えば、奥さんに、お前どがん思うやって、トイレは要らんやって。あなた何時間待機しなければならないのって言ったときに、45分でね、潮引くもんねって。ほんなら45分なら、これはいけるばいと。そういうことなのか。そうじゃなかでしょ。いつ引く

かわからんわけでしょうが。これまでのいろんな日本国内であっちこっちで災害が発生している。それが翌日で済むとか、そういうことじゃなかでしょ。いくら一次避難所であって、二次避難所を用意しておりますとか、そういう問題ではないと思います。ぜひ、今日帰られて夕食の折にでも、奥さん、子どもさんと話をされて、何時間トイレ耐えきるか、赤ちゃんはどれくらいの雨、風に耐えきるのか、ここら辺、十分家族で話をしてください。

次、いきます。防災ゾーン広域避難地の整備計画についてですが、今まで、議会に対しては、あの団地の完成平面図は見せていただいておりません。一部、下のいわゆる官で工事した部分の仕上がりはありますが、そのときは上部の造成は畑のままです。全体計画の完成図を見せてください。

○議長（山本政人君） このことについてはどなたですか、答弁は。はい、土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 私のほうで工事のほう担当いたしましたので、答弁をさせていただきますが、町が当然、工事を実施した範囲内でしかですね、うちのほうでは、完成図面というところまでは用意ができておりませんので、今までお示しをした図面しかお出しできないと。又、今後については、今、実際、老人ホームを設置されております施設にお願いをいたしまして、平面図あたりを取り寄せできればと、お示ししたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今の課長さんのお話と、先ほど町長のお話は若干食い違っていると思います。町長は、あの上段も一応避難地なんだと、避難地の一部として協定を結んでいるんだという話をされました。私は、続けて協定書もコピーを見せてくださいというふうにお尋ねしようと思いましたが、時間もありませんので、それは次の機会でごめですが、そこら辺の話はですね、ちゃんと合わせてくださいよ。でしょ。そうせんと、片っぱは避難地やけん。町が手ば出したっちゃっかな。片っぱでは、同じ荅北町の役場ですよ、天草市の課長さんと荅北町の職員さんが言わず。あるいは、熊本県と荅北町の職員、課長がそれぞれの立場で言うというなら、わかりませんけども、大体しよんなかなということになります。同じ荅北町の役場の中でそういう、しかも、あれは税金が大分かかっています。総額で2億円ぐらいですか、詳細はつかんでおりませんが、そういう貴重な税金が使われているわけですので、その用途については役場職員、町全体が十分認識すべき事案だろうというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件につきましては、あそこに福祉対応ゾーンをつくるとい

うことで、検討委員会を開いた中で、ある程度の概要をし、そして協定も結んでおります。それは、福祉課が持つてゐるんじゃないかな。あるはずですが、ここに持つてきてゐると思いませんので、後ほどご覧に入れたいと考えます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） そういうことであれば、あとでも結構ですので、その全体計画図を見せてください。

それから、平面部分が現在そのままの状態になって、1回除草、刈り取りされております。法面と一緒にですね。又、同じように、これはもう当然ですが、今年、雨が少なかったもので、草の、雑草の伸びがちょっと若干低めですが、まだ雨が降ればかなりの雑草が生えてくる。しかも、幅広い範囲で生えてくるということになります。それににかかる経費はいくらぐらい見込んでおられますか。1年間で。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 維持管理につきましては、避難路等整備事業の中ですね、維持管理費ということで6万円程度の予算を計上しております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 6万円の積算内訳を教えてください。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 現在のところ、草刈り等、賃金の10人分です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 12掛けるいくらが6万になるんですか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 外勤の賃金掛ける10名分です。で、6万の予算を計上しております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 数値がわかっとなら、数値で教えてくださいよ。人夫賃がいくらなのか。女性が6,500円ですか。男性が7,000円ですか。6万円って総務課長おっしゃられましたので、その計算の過程を教えてくださいって言うわけですよ。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 現在ですね、外勤が5,600円掛ける10名分ということで5万6,000円になりますけども、その他の状況も考えて6万円という予算の計上をしております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 次、高規格道路についてですが、そういうことでぜひ町長には

大変骨折りかけますが、この天草島民決起集会の早急な開催に向けて、ぜひこの天草地域の中で、上天草市、苓北町、この天草上島、下島の首長のリーダーとして、島民決起集会を実現させていただきたいというふうに思います。このことがやはり、しかも今回は非常に心強いことに、参議院議員も積極的に動いていただけるようです。しかも、今の与党の中で国土交通大臣も積極的に対応していただけるような状況がありますので、早期な集会の開催をお願いします。

それから、予算の問題ですが、予算がなければできないわけです。今、たぶん国も県も地震対策でそっちの復旧のために私たちの貴重な税金を回すということだろうと思います。言い方は被災者の方の不評を買う恐れもありますが、今、苓北町はまさに地震を受けた後の西原村の状況であり、益城町の状況だと思います。交通手段についてはですね。天草五橋、あるいは瀬戸橋がどれかがいっちょ落っちゃければ、島の道はそれだけです。そういう部分も含めてですね、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

それから、富岡茂木航路についてですが、新聞報道等々によれば、国とのやり取りの中では、富岡茂木が75分という捉え方をしております。私は当初の説明会の中でお聞きしたときに、現在の高速船、先ほど申しました26年度で2,460万円の赤字補てん分の半分だというふうに理解しておりましたが、よくよく当時のやりとり、3月3日のやりとりの中からすると、75分という言葉が出てきて、ならば従来苓北町がやっていた富岡茂木のフェリーのことを指すのではないかというふうになり、最近思うようになってきました。ということですが、そこら辺のところはどのように町のほうでつかんでおられますか。教えてください。

○議長（山本政人君） 企画課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 資料を見ましたところ、長崎市から苓北町までということで、高速船が45分で、あと長崎市から茂木までの時間をプラスしてあるんじゃないかと考えております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今の課長の話では間違いありませんか。長崎市内からということ書いてありますか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 長崎市からだったと思います。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは平成28年3月4日、公明新聞のスクラップですが、前後ろは省きます。長崎市と熊本、天草の苓北町は、陸路だと5時間かかるが、海路は75分。海路という言葉が入っていますけども、どがんやってバスが長崎市から、こう回ってですか。ここら辺はつきりさせんと。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 私がいただいたその党の資料によりますと、長崎市からバス路線を通って茂木まで。それから、富岡航路を通って苓北町というふうな図示がしてありますので、そのように解釈しております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 企画課長の判断じゃないんですよ。私は、苓北町が今後当然、法律に基づいて申請をしていくわけでしょ。そうなってくれば、1課長の判断とかなんとか問題じゃないんです。苓北町としてどう取り組んでいくんな。そがんやって当初、質問したでしょ。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） その75分と言いますのは、こちらが言ったわけではございませんで、あくまでもそのときの時間の設定でございますので、私どもは75分というのは参考にはしておりますが、それを元に話を進めていくということではございません。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 時間のなかときはな、あんまり同じような答えはせんごてしてください。これ書いてあつとはですね、75分なんです。これちょうどですね、フェリーと合うとですよ。ほうてから、法律の中で説明の中に資料としてあった国の施策の中で、離島航路補助として、これ国会でのやりとりですね、質疑応答から、離島航路補助として、地域公共交通確保維持事業、これは「離島航路高度改革補助」があり、その中で①船舶の公設民営化②効率化船舶の建造、又、離島航路運営費補助等の事業があるということなんですよ。今後、どっちみち、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、非常に心強いというお答えがあつて、今後の取り組みにどう取り組んでいくのかという考えもお持ちのようでございますので、今、企画課長が申されたような形での高速船で長崎市から茂木までの陸路、そして茂木から富岡の海路の合計が75分ということで、今後、この法律に対して、その協議会も含めてですね、対応していかれるのかどうかお尋ねします。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 只今、議員が申されましたように、離島航路の維持事業と離島航路の構造改革の事業と別物でございますので、現在目指しておりますのは、離島航路の維持確保ということで、国の補助事業を目指していくということで進めております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 離島航路の維持確保ですか。これは本来、説明の中にあつたと

はどれになつとですかね。離島地域公共交通確保維持事業、離島航路運営費等補助の中の離島航路運営費等補助。制度概要としては、補助対象は唯一かつ赤字の航路。事前算定方式による内定制度、補助対象経費の算出は効率的な運用を行った際の標準収支見込みにより求める標準化方式を採用。欠損見込額全体に対する補助収束率は2分の1。補助対象期間は10月から9月の1年間というのが、国土交通省が出した資料としてこの前の会議のときに町は我々に示していただいたですよ。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） その事業でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） そうなってくれば、今日の町の考えでは、この法律に基づいて、現在、運航されている高速艇に対しても2分の1補助になるんだということに理解していいですか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 今、現在、高速船で運行している航路を維持していくための事業に申請するということです。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） イエス、ノーでよかったですよ。イエス、ノーで。今の例えば、私が冒頭質問しました26年度で2,460万円の赤字だったと。だからその分を町が補助要項に基づいて補助したんだと。その2,460万円がこの資料によれば、国の事業によれば、いくらですか。1,230万円ですか、が町が出せば、その分は国が出してくれるんだということに理解していいんですか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 平成26年度もですが、熊本県からの補助金500万円も含まれております。今後、まだ航路の経費に関する精査等も必要になりますので、単純に2分の1ということにはならないかと思っております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） そがんと聞いとらんもん。26年度、27年度じゃなかよ。その前の年はな。今年27年度決算額は、決算委員会の中で承認受けるのか受けないのかわからん。承認せんやったにしても、決算額としては通っていくばってんですね。この26年度なんていうのは、どこでもあっちもこっちも印刷してしもうてある数字でしょうが。だから、町が出した2,640万円、補助金として出した2,640万円は、この町が、この前のときに説明資料で出した地域公共交通確保維持事業の中での制度概要の中の、何番目か。1、2、3、4番目にある欠損見込額全体に対する補助、充足率は2分の1なんだと。これに該当するのかわらないのかというだけです。

○議長（山本政人君） 質問時間が過ぎました。簡潔に答弁ください。企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 先ほども申しておりますように、国のほうの精査もありますので、まだ今後も航路のいろいろな見直し等も必要、この協議会の中で、申請書をつくる中で必要になってきます。それですので、それで認められた額の2分の1ということですので、先ほど申しましたように単純に2分の1を補助していただけるということではないかと思っております。

○議長（山本政人君） これで浜口雅英君の一般質問を終わります。

次に、通告5番、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 通告5番、6番議員の石田みどりでございます。

大きく分けまして2点について、町長に質問をさせていただきます。

第1番目ですが、富岡海水浴場と町の観光に関連して質問をさせていただきます。

富岡海水浴場は水がきれい、幼い子どもも安心して利用できるるととても好評でございます。私もお盆前の1日、2時間ほどでございましたけども、見学をしてきました。遠いところでは神奈川からネットで見て旅行に来た家族、又、来ている人が口々に水がきれいですねと言ってくださいました。熱帯魚が見れたと喜んで報告に来てくれる子どももいました。浮輪やゴーグルも無料で貸し出しをしてくれるので助かる、ありがたいと言っている人たちの声も聞きました。私の知人で大矢崎に住んでいる人も近くの茂木根や若宮を通り越して、富岡まで1シーズンに何回も足を運んでくれています。理由を聞くと、やはり水がきれいなことと、よく管理がされているということでした。毎年、砂を入れたり、流木やごみを撤去したりと町が努力をしているからこそ、いい評判をいただいているのだと思います。ここ数年の利用者の推移はどうなっているのでしょうか。又、監視員の体制はどうなっているのでしょうか。お尋ねをいたします。又、利用者が言っておられたのは、すぐ近くに店がない、すぐ近くに食事をするところもあるけども、出してくれないということでした。せっかくたくさんある海水浴場の中から、富岡海水浴場を選んでくださる利用者には便利さを提供する、これこそ町としてのおもてなしの1つではないでしょうか。商工会とも相談していただいて、地元で金を落とすだけでいいような対策が取れないかお尋ねをいたします。

こんなにもいい財産を維持している茶北町でございます。もっと利用者を増やす手立てを考えるべきではないでしょうか。それから、監視棟に小さくてもいいので冷蔵庫を設置していただくことはできないでしょうか。熱中症対策としても必要だと思いますが、いかがでしょうか。海水浴場は家族連れやお孫さんを連れてきて、水に入らないで見ている人もかなりおられます。海水浴場には東屋や松の木陰もあり、パラソルを持参して使用されている方もおられますが、今年のように連日40度近い猛暑の中で、熱中症になる確率も高いと思います。今年はいいことに熱中症は出なかったようですが、万が一

のための応急処置用に冷蔵庫でアイスノンを冷やしておくべきではないでしょうか。いざというときには救急車を呼びますが、救急車が来るまでの間、頸部や脇を冷やすことが求められます。又、監視員の熱中症対策も必要です。2リットルのペットボトル2本を冷凍して持参しても、何時間も経たないうちに溶けてしまう。そして、ぬるくなるということを聞きました。それから、海水浴場とも関連を思うのですが、海岸清掃員がおられるようですが、何人おられて、どこの海岸を清掃してくださっているのかお尋ねをいたします。又、その人たちの費用は町の独自予算で出ているのでしょうか、お尋ねをいたします。

もう1点、海水浴場についてですが、開設前には各設備の事前の点検はもちろんやっていたらっしゃると思いますが、やっていたらっしゃるかどうかお尋ねをいたします。1年間使用しないところですので、特に念入りに点検をする必要があるのではないのでしょうか。

2つ目でございます。防災についてでございます。

6月議会で、町の防災計画の冊子をいただきましたので、一通り目を通させてもらいました。私の見落としもあるかとは思いますが、気になったことを質問させていただきます。この計画の基本となるものは、昭和22年にできた災害救助法であり、被災者の生命、健康、生活を救済することを目的としています。昭和36年に制定された災害対策基本法は、災害の予防対策から応急対策、復旧対策を含めた法律でございます。町の防災計画ですが、基本となるのはこの防災対策基本法だと総則の中にも書かれています。総則の目的に町民の命から身体、及び財産を災害から保護するためということで、いろいろと云々とうたってあります。町民の生命、身体と述べてありますが、1番優先させなければならないのは人命であり、人命が最優先であるということが、どの項をとっても言葉として出てきていないように思いました。町としても、この防災計画に基づく運用基準というものも定めていらっしゃると思いますが、運用基準が定めてあるのでしょうか。お尋ねをいたします。定めてあるとすれば、その中に人命優先が入れているのでしょうか。それもお尋ねをいたします。

4章の第7節でございますけども、罹災者救済計画の4項で、惨事ストレス対策とあり、町は救出救助活動に従事する職員の惨事ストレス対策は述べられておりますが、被災者のストレス対策という項がどこにも見当たりませんでした。災害で助かった命がストレス等の災害関連死として、神戸の大震災でも東日本大震災でも、又、先日の熊本地震でも多く出て、これが問題になっております。職員のストレス対策はもちろんです。被災者の助かった命を関連死という形で失うことのないような対応をすることが重要なことだと思います。このことにつきましても、町長どのような対策を考えていらっしゃるかって、そのことをどのような形で町民に知らせていくおつもりなのか、お聞か

してください。

もう1点、お伺いをいたします。3章8節の第2項でございますが、食料品の備蓄、各避難所の収容人数の3日分を備蓄目標とするとあります。指定避難所に想定収容人数とありますが、その人数の3日分ということなのでしょうか。そうであれば、そのとおりの備蓄量が確保されているのでしょうか。お尋ねをいたします。

大きく分けまして、この2点について、海水浴場と町の観光に関連してと防災について質問をさせていただきました。町長、答弁をよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の石田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、海水浴場の件でございます。ご質問がありましたように、近年の利用者の推移と、監視体制についてでございますが、開設期間は例年7月上旬から8月下旬としております。利用者につきましては、過去3年間でございますが、平成25年度が延べ利用8,591人、平成26年度が7,304人、平成27年度が1万2,207人であり、今年度が1万1,542人で、年々増えているようでございます。監視体制については、今年度は3名の監視員を採用し、開設期間中のお盆までの土曜日、日曜日、祝日は3人体制、平日及びお盆以降は2人体制で対応してまいりました。なお、監視員は普通救命講習の受講を義務付けており、3名ともに受講をしておられます。勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までで、交代で休憩をとっていただくようにしております。又、監視員の方々には水分補給や体調管理には注意していただくようお願いをしております。監視員の業務といたしましては、水難事故防止のための監視、ケガの応急措置、緊急時の連絡と併せて、ビーチ内や駐車場、シャワー施設、トイレ等の清掃をお願いしているところでございます。

次に、開設前の事前点検につきましては、シャワー室及び監視施設は、開設期間外は施錠しておりますので、開設前に町職員で点検と清掃を行っております。又、ビーチにつきましては、開設前に階段等に堆積した砂を重機により移動する作業を町内の業者に依頼し、実施をしているところでございます。

又、情報発信についてでございますが、現在、町の観光情報につきましては、町のホームページにおいて、観光パンフレットを閲覧できるようにしておりますし、町内の観光施設等にも観光パンフレットや荅北町案内マップを設置し、情報提供をしております。又、海水浴場でも監視施設に観光パンフレットを置き、監視員からの情報提供を行っております。なお、海水浴場とキャンプ場のPRにつきましては、ウェブサイトや雑誌の特集時においてPRを行っているところでございます。しかしながら、現在のところは、総合的な情報発信と個別の情報発信となっておりますので、今後は各シーズン等

での情報発信をする場合、関連するイベントや施設の情報を併せて発信する等、行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、監視小屋に熱中症対策のための冷蔵庫を完備できないかとのことでございます。現在、監視施設にはエアコンを設置しております。監視員の休憩場所として、又、海水浴客において体調不良等が生じた場合の休憩場所として利用していただいております。海水浴場には、水飲み場等の水道施設もございます。そして、ある程度エアコンで体を少しは冷却できるんじゃないかと考えております。監視員の方には交代での休憩や水分補給等の体調管理につきまして、注意していただくようお願いしておりますので、冷蔵庫の設置は考えておりません。

次に、海岸線清掃の人員、清掃場所、財源についてでございますが、海岸のごみにつきましては、環境省の「海岸漂着物地域対策推進事業補助金」を活用し、臨時職員2名を雇用して回収作業を行っております。補助率は、平成27年度は事業費の9割、平成28年度から8割となっております。作業場所は、坂瀬川から都呂々まで人が下りていける海岸はほぼ全域を巡回しているところでございます。

次に、町の防災計画に関連してのご質問がございました。町の防災計画につきましては、災害対策基本法及び県の防災計画に沿って策定をしております。石田議員のご意見のとおり、防災は住民の生命、身体及び財産を災害から保護するためであり、何よりも人命が最優先となります。町防災計画におきましても、総則でこのことを記載した上で、第4章、災害応急対策計画、第7節、罹災者救出計画の中で、「災害により、生命、身体が危険な状態にあるもの、又、生死不明のものを捜索し、救出してこれを保護する」と規定しているところでございます。

次に、惨事ストレス対策につきましては、被災者のストレス対策がないのご指摘でございますが、この点につきましても、第4章、災害応急対策計画、第6節、避難計画の第2項、避難所の設置、第8号、避難所の管理運営の中で、「避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努める。」「避難期間が長期化する場合は、県と連携し、精神科医、臨床心理士、保健師等による心のケアを行うものとする。」と規定し、被災者の心身の健康状態に対応するよう規定をしております。

次に、災害時の職員配置、食料品等の備蓄についてのご質問でございますが、災害時の職員配置につきましては、状況に応じて、段階的な配置を行うこととしており、災害対策本部設置後の第3配置、非常体制、におきましては、正規職員全員の配置を定めております。非正規の職員は含めておりません。

又、備蓄品の備蓄につきましては、5ヶ年計画で目標量を配備、交換していくことにしております。第1期分につきましては、平成25年度から29年度までの5ヶ年で整

備することにしております。

6月議会の折にも申し上げましたが、いずれにいたしましても、今回の想定を超えた熊本大地震の発生を受け、被災地の状況検証等を踏まえ、実態に合わない部分等、国や県におかれましても、専門家の意見等も踏まえた中で、これまでの防災対策のあり方が改めて見直されることになると思いますので、苓北町におきましても、国、県をはじめ、各方面からの情報収集を行うとともに、今後の動向も見ながら避難対策等も含めて、地域防災計画の見直し、修正を行ってまいります。

以上、石田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 富岡海水浴場の件についてでございますけれども、年々、利用者が増えているというようなお答えでございました。富岡海水浴場のインターネットでの口コミもちょっとご紹介をさせていただきたいと思っておりますけれども、いくつかご紹介をさせていただきます。

皆さん、見ていらっしゃる方もいらっしゃると思いますけれども、「絶対、海がきれいだろうということで、今回初めて天草に海水浴に行こうといういろいろ調べましたが、いつも内海で泳いでいるので、泳ぎの苦手な子どもたちを連れていくのに波が心配でした。近くを何度も通るので場所は知っていましたが、利用したのは初めて、富岡海水浴場ですね。まあまあ風のある日でしたが、海水浴場は波消しブロックに囲まれ、穏やかな波で子どもたちも安心して泳がせることができました。もちろん監視員の人も常駐していて、トイレ、シャワー、駐車場と問題なく利用できました。何より、砂浜と海がきれいで、近かったら何日でも通いたいくらいです。ちょっと離れていますが、日帰り温泉もあり、ザッとシャワーを浴びてお風呂に移動します。子どもたちもとても喜んでいました。泳がない私たち大人も日差しは強かったものの、海からの風が涼しく、暑いわりには快適に過ごせました。小さい子どもを連れた家族連れが多いかもしれません。とにかく無料駐車場からすぐに行けて、水の透明度がよく、トイレやシャワーがとても明るくてきれい。満点です。ロッカーはないと聞いて、私たちは簡易テントを柔らかい砂浜に張り、そこに荷物ごと置いておきました。売店はすぐ前の民宿で、かき氷、おにぎり程度のものならありますが、メインの飲み物やお弁当は用意していく必要があります。海藻やサンゴ、数種類の魚等を海底で見ることができ、消波ブロックの向こうには東シナ海。絶景を見ながら波の穏やかな場所で泳ぐことができますので、ぜひシュノーケルと浮輪のマストアイテムを持って行かれることをお勧めします。とにかく熊本なのかと思うほどのきれいな海で、きれいな魚が泳いでいる姿を見れることもあります。夏場はもちろん冬場でもきれいな海を見に行くことがあります。」「海水浴に行ってきました。波が穏やかなのでうちの子どもも波打ち際で楽しく遊びました。砂浜にはきれ

いな貝殻たち。記念に持って帰りました。とてもきれいな水。砂浜でこじんまりとした安心して遊べるビーチです。トイレやシャワーもいつもきれいに管理されていて、気持ちよく利用できます。熊本市内からは遠いですが、ここまで足を延ばすの価値あり。リップルの先まで有料道路で行けるので、昔に比べたらだいぶ行きやすいですよ。」

こういうですね、インターネットでの口コミもあり、本当に好評だということをも思いました。海水浴は、先ほど、町長も言われましたように、2ヶ月間というシーズンのなものです。夏休みでもあり、苓北町の観光資源であるイルカウォッチングやキャンプ場、富岡城、温泉センター等とセットをしての情報発信はできないのでしょうか。富岡城で歴史を学び、イルカウォッチングでイルカと戯れる。キャンプ場を利用して海水浴を楽しむ。先ほど、倉田議員からもキャンプ場のことで質問をされましたけども、キャンプ場の利用人員ももう少し増やすことができるのではないのでしょうか。そして、温泉でゆったりとくつろぐ。町長は交流人口を増やすといつもおっしゃっています。セットにした情報発信をして、一人でも多くの人に来ていただいて、苓北町の観光産業や地元が潤い、元気になるようなことをぜひ考えていただきたい。

いかがでしょうか。町長、再度、町としてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 全く私が言わなければいけないことを代わって言っていただいたような感じでございました。今、ご質問の趣旨をですね、しっかり受け止めて、私もお答えしたように、季節ごとに総合的な情報発信ができるように頑張ってみて、1人でもたくさんの方の交流人口が増えるようにやってみたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） それからですね、海水浴場清掃員のことですけれども、先ほども坂瀬川から都呂々までの海岸の清掃員ということでおっしゃいましたけれども、1回都呂々のガソリンスタンドの下を見に行ってみてください。今日でもぜひ見に行ってくださいと思います。大潮のあと、又、大風のあと、すごいです。流木がですね、すごいです。今日もですね、朝、私、片付けてきたんですけども、本当に流木とか山になっています。犬の散歩でですね、毎日、海のほうへ行くんですけども、波が荒くないときは私の手でも片付けられるんです。波が荒い、それこそ風の強いときとか大潮のあとは、私が引きずっても引きずりきれいなような、本当に大木が流れついておりましてですね、今日も集めておいてきましたので、ぜひこのあと、見に行ったら、いくつの大きな山ができてるかということと、それからごみはごみで集めておられますので、そこもちょっと見ていただきたいなというふうに思います。ごみはですね、私、拾い始めたときは本当にたくさんありましたので、ごみ袋6個か7個かあり

ました。それを町へ連絡をいたしまして、直接もう取りに来ていただきましたが、そのあとは毎月ごみの日にですね、ごみの担当の方と話をしていますので、海岸のごみとして出させていただいております。だから、都呂々の海岸も清掃員の区域に入ってるということですが、日頃はそんなたくさんごみはないです。本当に都呂々の海岸はですね、東シナ海に通じる海岸でございますので、夕日を見にいらっしゃる方が結構、県外の方からもいらっしゃいますし、サーファーの人もたくさんいらっしゃってます。波打ち際まで下りれないような状況のときがあるんです。だから、そこも本当に海岸清掃員の方に協力していただいて、ぜひごみだけでも拾っていただきたい。流木なんかは大きなやつはちょっと私の手にはおえませんので、流木等は大きなやつは拾っていただきたいですけれども、あとは私が一生懸命拾って焼いていただいていますので、そこら辺もぜひ海岸清掃員のご協力をお願いしたいと思いますけれども、それもいかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この数年ですね、私も長崎経由していろんなところに行きますけど、茂木航路で流木があつてスピード落とすときがあるんですよ。雨も降つたらんとなんねって言うと、高潮のあと、これが又、打ちあがったやつが、又、引き戻されて、海に又、戻ってくる。これは都呂々海岸だけじゃないと思います。いろんなところで最近の高潮の状況がですね、そうしてると。非常に又、海を航行する船にとっても非常に危ない。この予算は大体、海外からの漂着物を想定して、環境省がですね、数年前につくった予算だと聞いております。その証拠に中国が大水になって流れてきて、仏像とかの大きな仏像も流れ着いたこともございます。そういった意味でですね、できる限り、予算が限られております。そこをどうやって解決するのかですね、よく検討いたしまして、大きな大物ごみがですね、又、再度、海に流されないように、どうかできる状況があるのかどうか。これは当然、前向きな検討をいたしたいと思っております。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 今、ご指摘の都呂々地区につきましても、先ほど言いましたように、年間を通して、坂瀬川から志岐にずっと周っておりますので、都呂々だけではございませんので、なかなかご期待に添えないところもあるかと思っておりますけれども、都呂々に行くときは必ずその海岸も見るように指示をしております。特に、ごみについてですね、ペットボトルとかプラスチックとかビニールとか、そういうごみのほうの回収を行っておりますので、流木につきましてはどうしても集めてやっぱり焼却というようなことの手段をとらないと片付きませぬので、そういう形で町内全域をですね、分けて2人で周っているという関係で、どうしても必ずできるという状況ではございません。ただ、さっき言いましたように、私も内田とか白木尾海岸あたり毎日見えますので、今、流木がかなり寄ってるということは知っておりますので、又、私のほうでも

担当と協議しながらですね、巡回する場所につきましても協議をしていきたいと思っております。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 今ですね、本当にすごいです。本当に波打ち際まで降りられない程度の、ブワァーとすごく集まってまして、先ほど、町長も言われましたように、それこそよそからのいろんなペットボトルとかいう部分もありますけども、本当にごみだけでも拾っていただけたらですね、焼けるものは集めております。本当に山になって。本当にいくつ今、山ができてますかね。焼いてもらっておりますので、そこら辺はしますので、ごみだけでもね、集めていただけるように、ぜひご指導をお願いしたいというふうに思っております。

それからですね、事前点検をしていらっしゃるということですが、今年もですね、1人の不明者の届け出があって、海水浴場で。全部、海から上がってもらって、海中を点検したということも起こっておるようでございます。でも、海中では何事もなくて、シャワー室で閉じ込められてたと。戸が壊れててということもあったようでございまして、役場へ修理を依頼しても何日も来てくれなかったと。どうなってるのか、再度連絡を入れたということも聞いております。ということはですね、連絡を受けた人が業者さんに連絡をしましたよとか、いつ行くように返事がありましたよとかですね、結果報告というか、依頼をした人にですね、そういう経過報告がいないんじゃないかなというふうに思うんですね。今まで私も依頼や通報をしたことが何度かあります。結果報告が1度ももらった記憶がございません。これは私だけかもしれないんですけども、やっぱり依頼や通告をしたら気になりますし、どうなったかなというので心配でございます。職員の方たちも日常業務で忙しくされているのはわかりますけども、依頼や通報があった場合にはどう対処をしたのか。業者に連絡したのか。自分が見に行ったのか。確かめに行ったのかということだけでもですね、経過報告をしてほしいと思います。そうすることによって、町民との信頼関係が深まってくるのではないかと思います、その点、町長はどうお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 今のご質問なんですけれども、今の不明者があったということをおっしゃったわけなんですけれども、その件についてはちょっと私のほうは聞いてません。担当のほうに連絡があったのかっていうのは、ちょっと確認してみないとわかりませんが、一応、海水浴場等からはですね、何かあったらば、例えば、救急品が足りないとか、そういう件につきましては、常時連絡をいただいておりますので、連絡があったときには担当のほうが出向いて、打ち合わせをしながら修理をしているところで

それと、トイレのドアの件もありました。それについてはですね、確かに担当のほうも今年度変わったわけですが、今年実際に行ってみて、清掃とかあるいはそのあとの状況見ましてですね、これは換える必要があるということを感じておりますので、来年に向けて、今後ですね、予算を措置しまして、改修をはかっていきたいと考えているところです。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） それから、町長、冷蔵庫の件も質問をさせていただいたんですが、冷蔵庫は設置しないということをおっしゃってましたけども、小さくてもいいです。そんな金がかからないと思います。4、5万出せば小さい冷蔵庫あります。だから、それを設置していただいでですね、アイスノンとか入れていただければ、熱中症になったときとかね、すぐそれが活用できるんですが、その点はどうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） もし、アイスノンを置いたほうが良いという判断があればですね、むしろ冷凍庫のほうが正しいのではないかなと。冷蔵庫じゃあんまり。冷凍庫のほうが良いんじゃないかなと思いますが、それが置いたほうが良いのか、悪いのかは、よく検討してみますので。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 冷蔵庫でも冷凍室がある冷蔵庫だったら、冷凍室に入りますよね。ほんで又、監視員の飲み物も冷蔵庫に入れておくということもできますので、小さくてもいいので、冷蔵庫を1つ。本当に4、5万円出せば、2ドアの冷蔵庫がございますので、それを1つ完備していただければありがたいというふうに思っております。

○議長（山本政人君） 他に質問ありませんか。石田君。

○6番（石田みどり君） 町長、先ほど、事後報告とか結果連絡とかいうふうに、お願いとか、そういうことが今までにちょっとなかったような気がするのということと質問をさせていただいたんですが、通報とか連絡とか役場にあった場合はどういふふうに対応をされていますか。そこら辺をちょっとお願い。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） これは役場の業務全般に関わりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

職員に対しましては常日頃から、報告、連絡、相談、これを徹底するように指導をしております。今、お話を聞きますと、足りない部分もあったようでございますので、改めてですね、再度この点につきましては、指導をしていきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） そういう連絡があつて、自分1人で抱え込まないように私は指

導したいと思います。全く自分で抱え込んで、解決もできないままズルズル時が経ってしまうようなことにならないように、まず、課長さんたちをお願いをしたいと思いません。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） それからですね、防災についてなんですけども、やっぱり熊本地震でも本当に1ヶ月経っても指定避難所でありながら、パン1個、おにぎり1個ということもありました。実際、私も益城に3回ほど行きましたけども、そういう場所もありました。だから本当に備蓄というのは大事だろうというふうに思いますので、この防災計画の中にも指定のところに収容人員が書かれておりますね。その3日分ということに理解をしていいのでしょうか。先ほど、町長もご答弁いただきましたけども、順次ということをお願いしていただきましたが、早急にそこら辺も備蓄の件でしていただきたいというふうに思いますけども、再度、ご答弁をお願いいたします。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 備蓄品につきましては、先ほど、町長答弁でも答えましたように、各主避難所の収容人数の3日分を目標備蓄量ということで、確保していくように計画しております。ただ、予算的な面もございまして、平成25年度からですね、順次5ヶ年の計画で整備をしております。と言いますのも、それぞれ賞味期限が出てまいりますので、1年ごとに分量を分けておりませんと、1度に又、買い替えの必要がございまして、そういったことで5ヶ年に分割して配慮していくという計画で進めております。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 私、以前、このことについても質問をさせていただきました。日付けがあります。だから、それをですね、各自主防災組織とか、避難訓練のときとかいうことで、それを利用して回していくようなことも考えてはどうですかという質問もさせていただいたこともありますので、そこら辺もぜひこの目標の備蓄量については確保をしていただきたいというふうに思います。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） その点につきましては、前回もお答えしたと思いますけども、賞味期限が残り少なくなった分につきましては、そういった各地区防災会の防災活動でありますとか、各行事、イベント等にですね、使われる分はそちらのほうで有効活用していきたいということで考えております。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） それから防災についてなんですけども、第3まで掲げられておましてですね、第3のところでは全員ということではありますが、ここ先ほど、町長

のお答えにもありましたように、非正規職員は含まれてないというふうにお答えいただきました。正規職員だけでこういう非常体制の場合は間に合いますか。そこら辺をもう一度、お聞きしたいと思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） その非常時がどの程度のものかということで、又、変わって来るとは思いますが、やはり非正規職員の方に非常にやっぱり危険な状況にある場合に、それをお願いするというのは私はいかがなものかと。役場職員全員で、正規職員で何とか対応できるように頑張っていきたいし、又、被災された方々にも体が動かれる方、あるいは家族中ですね、又、自助努力もしていただきながら切り抜けていただきたいという考え方でございます。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 私も非正規職員にそこまで責任は持たせられないというふうには思っておりますので、非正規職員の方で本当に大変でしょうけども、避難者の方も協力をすることとして、災害時を乗り切っていただくようなことを考えていただきたいというふうに思います。熊本地震でも実際避難した人がですね、自主的にその避難所の運営に携わったりとかいうこともあったようでございますので、そういうことも考えていただきながら、職員の方が中心になってですね、避難所の運営にも力を出していただきたいというふうに思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（山本政人君） これで石田みどり君の一般質問を終わります。

-----○-----

休憩 午後2時41分

再開 午後3時00分

-----○-----

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

一般質問を行います。

通告6番、高戸幸雄君。

○3番（高戸幸雄君） 通告6番、3番議員、高戸幸雄です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

最後、トリでございます。よろしくお祈りしたいと思います。

さて、9月に入り、先日の台風の影響もさほどなく、付近を見まわしますと、稲刈りが終わり、いよいよレタス栽培の時機到来となってまいりました。どうか今年は天候に左右されることなく、実り多いことを願うものでございます。

それでは、さっそく本題に移ります。

今回、私は公共事業のあり方について、3つの項目にわたり、一般質問を行うことといたしました。1つ目に、都市再生整備計画の今後の方向性について。2つ目に、交流人口の推進より安心して暮らせる事業の推進を。3つ目に、子どもたちの教育環境整備のために。以上、3つの事項について一般質問を行います。

それでは、まず、最初に都市再生整備計画について。本事業は文化財や歴史観光交流施設等を一体的に整備し、観光客と地域住民との交流を促すとともに、町民に対し町づくりの魅力、文化の再認識を促し、天領天草の拠点都市であった歴史を生かした町づくりを推進するとあります。そのため、現在までにビジターセンターを核とし、周辺の整備事業を始めとし、富岡城に関する歴史資料館等の建設、今年度は大手門の整備が進められております。しかしながら、その成果となると思うほどの観光客増加には至っていないのではないのでしょうか。又、事業の推進については、いずれの場合においても、住民の協力と理解は不可欠のものがありますが、その現状となりますと、厳しい目が一部にはあるのではないかと解しているところでございます。第1期整備事業から現在の実施事業において、当初は、確かに好意をもって町民の方々にも受け入れられた事業であると理解をしているところでございます。現政府、政権が唱えている「未来への投資」と大規模な経済対策に呼応するとともに、誰もが持ちえない町長自らが人脈を生かした事業の推進と活用、誰もが期待をもって接していたと思っています。

しかしながら、一方では、事業が進むにつれて、悪い意味で使われる「ハコモノ行政」に変わってきたのではないか。そこには、先ほどから述べました住民の方々の周知と説明が不足していることも1つの要因ではないかと思っています。その最たるものが、第2期整備事業における歴史資料館であり、東西の角櫓の復元ではないのでしょうか。建物は建てたものの、展示内容の物足りなさ、そして、角櫓にいたっては未だにその活用ですら確定していない状況下のようです。それゆえの結果だと思っています。その上、第3期整備事業計画において、出丸の整備、櫓の計画があるようですが、いかななものかと感じています。

気にかかる懸案として、大手門公園整備事業の中に、工事施工に伴う地藏堂の補償が予算化されています。本事業は、先ほど、述べたように歴史的文化遺産の復元と活用を生かした云々という言葉が述べられております。私は、地藏堂が本来持っている意味から考えると、現在地に鎮座していること、そのことに意味があるのではないかと当初から思っていたところでございます。ですから、むしろ移築するのではなく、現在地に据えて、それを利用した計画を立てることが必要だと思っていたところでございます。幸か不幸か、住民の方々と協議を行った結果とし、石垣工事施工中、一旦移転をし、石垣工事完成後、現在地に戻すとのこと。いろいろな経緯があったものと思いますが、本当によい意味での結論だと思っています。ならば、計画段階において、

設計委託業者の方からは当初から移築ではなく、現在地にあって生かした活用の提案はなされなかったのか。又、本事業にあたり、事業評価委員会が開催されています。この件に関し、特段の意見はなかったかお伺いをいたします。今回のような事柄を鑑み、町長、本事業について、多くの時間はないかと思いますが、ここは一旦立ち止まり、本事業を再検討される余地はありませんか。見解をお伺いいたします。

次に、2つ目の事項の質問に移ります。現在、我が町では、都市再生事業及び地震に伴う避難地の造成、ならびに関連事業として、サッカー場の整備、ならびに総合センター大規模改修工事とふるさとの未来を見据えた整備事業が目白押しで実施計画されています。これらの事業の主たるものは、いずれにおいても交流人口の推進であります。確かに、いきいきと暮らせ、ふるさとと呼べる町づくりも必要ではございます。しかし、議会においての先の一般質問があったように、昨年度の大水害を受けての橋梁の整備、あるいは改良が必要であるがために、地権者から無償で用地の提供があった道路の整備と。具体的に申しますと、小路川に架かる町道坂瀬川中央線の沖の田橋、及び下流の小路橋、特に下流の小路橋については、橋長も短く、幅員も狭いために、又、架設物件もなく、重量制限等を考慮し、早急に設計委託だけでも取り組む必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。なお、上流部の沖の田橋につきましては、架設物件の関係者と協議を進め、一刻も早く予算を確保し、町長が提唱されている安心して住める町づくりのためにも、抜本的な解決に取り組まれることを望みます。なお、町道多々羅線道路改良につきましては、先の議会において、電柱移転に多額の経費が必要だとの答弁がありました。他の事業費と比較し、疑問視を覚えたところです。せっかく地権者から無償で用地の提供があっていますが、今の状況では事故が起こらないとも言えません。いろいろな立場の人々が努力をなした結果、今のような状況になったと思っています。早急な結論をいただきたいと思っています。

昨年度は町民にとっては水害から寒波の被害と大変厳しい状況でございました。先の議会においては、来年度は国民健康保険税を増額したいとの発言もあっています。交流人口の推進のために、多額の予算が投入される姿のみが大きく打ち出され、安心した暮らしの充実を図るために税金が投入されているにも関わらず、その姿がなかなか見えてこない状況でございます。これらのことを踏まえた見解をお伺いいたします。

最後に、今年度は一段と厳しい夏場となりました。このような背景をもとに、今までに何回となく一般質問において、学校の空調設備、特に冷房の問題について多くの質問事項が上がっております。ご存じのとおりよく言われます。「私たちが、俺たちが、小学生の頃は。」とか「中学生の頃は、クーラーなんてもん考えてもいない。」と。しかし、現実的には大変厳しい時代でございます。答弁は、いつも決まっております。検討する、この一言です。私も長年、務めさせていただきましたので、この言葉の意味はわ

かっているつもりでございます。しかしながら、検討するについても予算がないとなんにもできません。数々の諸条件のあろうと思いますが、近い将来を見据え、学校校舎基金への積み立ての考えはないかお伺いをいたします。

以上で、私の3つにわたる一般質問を終わります。答弁を得たあとの再質問につきましては、一問一答方式により、自席にて行いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の高戸議員のご質問にお答えをいたします。まず、都市再生整備計画の今後の方向性ということで、ご質問がありました。

平成28年度からの都市再生整備事業第3期計画では、富岡城から始まる歴史街道である富岡往還沿線にある文化財や歴史的交流施設等の一体的な整備を行うことに加え、情報発信を行う事業も含めておりますので、内外に積極的にPRすることで交流人口・観光客の増加が実現できる計画としており、更に、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産が世界遺産に登録される見込みがでてまいっておりますので、平成30年度の天草市の観光入込客数見込み15万人のおよそ1割以上の1万5,000人以上は苓北町にも訪れていただけることができるような、そういう仕掛けも必要であると考えているところでもありますし、その何割かの方が苓北町に宿泊をしていただけるような仕掛けができると考えているところでございます。

現在は、まだ未完成の状況でありますので、事業が完了いたしましてから再度評価をいただきたいと考えております。

又、地藏堂が委託業者から当初、移築ではなく現在地を生かした提案がなされなかったか。こんなのは聞いたこともありません。誰が言ったのかよくわかりませんが、全く話はありません。ただ、地元の方々、ほとんど全員の方に私が問い合わせをしたのはですね、ここに建てるけれども、このあれを1回、石垣を積み増さなきゃいかんから、壊さなきゃいかんけど、いいですかと。もし、他に移築したほうが良いということであれば、それは、もう皆さんの意見どおりこちらもいたしますよと。どうでしょうかということでお問合せをしたら、今のところにしてくれと。小さくなくてもかまわないということでしたので、区の総意としてそういう計画をしておりますので、委託業者がどうのこうのというのは、全く聞いた話ではございません。

次に、事後評価委員会の意見についてでございますが、委員会は、議長、区長会長、商工会長、学識経験者として県立大教授の4名で構成され、第2期の事業について、現地調査や目標達成の確認等の評価をしていただき、特に意見はございませんでした。本事業につきましては、他の町にない、我が町にとって大切な歴史を生かした町づくりとして、継続して進めたいと考えておりますが、残念なのがですね、富岡のは大概、形と

して残ってます。でも、1番大事な志岐のキリスト教遺跡が高戸議員にもですね、もう十分現職時代からご協力依頼をしてるわけですが、なかなかはっきりした確たるものがない。大事なトルレスさんの墓もどこにあるかわからない。そういうことも踏まえてですね、そういうことがそろえば本当にこれは日本にかんたる、そして崎津のキリシタンの史跡がですね、世界に認められるということになれば、世界からアジアからたくさん来られます。そういった意味でそういう、いわゆる禁教下でなかったときの栄えたキリスト教と併せた中で、今度は島原の乱のときに亡くなられた、打ち首にされた方々の供養碑、富岡キリシタン供養碑、そういうのがずっとつながればという考えであります。その中で、できるところから先にやっていくと。

そして、これが国保のこととこのこと、これは別々じゃないかと思うんですね。確かに国保はですね、この10年以上、値上げをしておらないということも考慮してください。全然しなかったんだから。前、担当課長もやっておられたでしょうけど、しなかったから上げざるを得なくなってきた。基金がだいぶなくなってきた。そういうことで、これは負担はしてもらいますが、これは特別会計ですし、又、その中で我々もその結果が出て、町民の方々が値上げはするにしてもしょうがないかと思っただけのような、そういうことの施策はですね、当然考えていかなければならないと考えておりますので、この件とこの件、これもやって、あれもやりたいと思っておりますので、どうぞよろしくご理解の程をお願いを申し上げます。

それと、小路川の氾濫、私も本当にびっくりしました。あれがひっかかったおかげですね、あんな大きな水害になるのかと。なるだけ早くしなければならぬということ、いろいろ検討しております、具体的に。

小路川にかかる橋梁の架け替えについてのご質問、ご指摘をいただきました。昨年6月11日の豪雨時に、小路川にかかる沖の田橋、小路橋の橋脚に竹木等の流下物がひっかかり、氾濫の原因となったとして、橋脚の撤去に関する質問がございました。国道に架かる橋も含めまして、橋脚の撤去は橋の構造上できないので、架け替えるしかないとの答弁をいたしておりました。

町道坂瀬川中央線に架かる沖の田橋は、昭和47年3月完成のボックスカルバート形式の橋であります。又、下流側の小路橋も同じく現場打ちのボックスカルバート橋でございます。昭和49年に架けられたものでございます。橋梁の長寿命化のための調査を平成26年度に実施しておりますが、沖の田橋が判定1、小路橋が判定2でございました。補修や架け替えが必要な3、4段階ではございませんでしたので、今後、小規模な修理は必要になると思われませんが、今のところは架け替える必要のない橋でございます。ただし、これらの橋を橋脚のないPC桁等の橋に架け替える場合、概算でございますが、上流の沖の田橋が約3,500万円、下流の小路橋が約3,000万円、合計で

6,500万円必要になると見込んでおります。

そのようなことから、小路川の流域面積から計算される流量と河川断面との比較検討に加えまして、流れ下る竹木をつかまえるための流木捕捉工の整備につきまして、6月に発注しておりました業務委託の中で検討いただいているところでございます。

この流木捕捉工の施設整備費に用地代を加えましても、概算ではございますが、2,500万円から3,000万円程度と見込んでおります。橋の架け替えよりも安価であり効果が期待できると考えられますので、起債事業での取り組みになると思われませんが、できるだけ早期に完成できるよう、更に検討してまいりたいと考えております。

と申しますのも、これとこの都市再生事業に使う金があったら使ったほうがいいと、私もそう思いますが、しかし考えてみてください。あの狭い川幅に架け替えてもですね、どんな形の橋を架けても、又、竹木がひっかかる可能性はあるんですね。だから、そういった意味で、担当課で委託をしておりましたように、上流部で竹木の流れてくるのを防ぐということ。もっと進めて考えてたのは、そのもっと上流部に砂防ダムをつくと。ただし、砂防ダムをつくるのには、なかなか要件が揃わなかったということで、上流部に竹木を捉える防護柵をですね、つくるということの方向でですね、今、検討しております。これも緊急防災対策債でやろうと思って聞いてみたら、河川の部分は該当しないって言うんですよ。だから、起債事業がありますが、だいぶ苓北町も財政力指数落ちましたけれども、これは財政力指数の中で起債の交付税補てん率が変わってくるという、そして起債額率も変わってくるということでございます。どちらにしろ金がかかっても、これはやらなきゃいけない事業です。これは人命のためにもですね、やらなきゃいけません事業ですから、この点についてはいずれにしろなるべく早く結論を出して、人命に関わることでありますから、緊急防災事業対策債でできれば、あとで交付税補てんが大きいからいいなと思ってましたが、そんなことを言うておられる場合じゃないので、該当する事業があれば、その該当する事業にのせようかという話まで今しております。あとは、用地を確保しなきゃいけない面もありますので、これで時間をくうかもしれません。ただし、なるだけ、それにもご協力をいただいてですね、1日でも早く地域の方々の安心を確保していきたいと。これは金がほしいから言ってるんじゃないです。2つ橋を架け替えても、又、竹木がひっかかる可能性が大いにあるということも考えたところでございますので、ご理解をしていただきたいと思います。

又、和田にございます町道多々羅線起点部の改良に関するお尋ねでございます。この工事区域内に建っております電柱の移転補償費に関する九州電力との協議が整いましたので、工事費を含めまして、本9月議会に補正予算として提案をいたしております。

この件の今後の進め方でございますが、電柱の移設に1ヶ月程度の期間を要することとでございますので、本議会終了後に正式な電柱の移設をお願いすることとし、10

月末頃には工事を発注いたしまして、なるべく早い時期に竣工したいと考えているところでございます。

次に、子どもたちの教育環境整備について。もうこれは質問というよりも、ご指摘だったんじゃないかなと、今、受け止めました。私も当然、空調はですね、我々の本当、小学校中学校時代には考えられないことです。考えられないけれども、最近の暑さを考えますと、やはり一遍に揃えられなかったら、低学年の子どもたちからですね、少しずつもやっていかなきゃいかん。まずは、補助事業がありますので、これをお願いしておりますが、耐震ばかり言うんですよ。耐震は今でもまだしよつとかって、私は思っております。東日本大震災が終わったあとの対策費で、どうしてみんなしてくれなかったのかなと。それを優先するからエアコンにまわす金がないということで、今のところこれをどうするかということは、今度の又、経済対策もですね、防災、これは体育館には防災対策として避難所になるので、エアコンをつけることについても、国は考えてるという県のお答えでございました。ただ、教室にはそれが無いということですので、非常に残念ですが、又、改めて、国に、県に要望いたしまして、補助金獲得を目指します。小学校の整備も含めて要望を続けていく予定でございます。併せまして、とにかく1教室からでもですね、できるように考えていきたいと。1つはやっぱりこういう行政機関の発注形態の問題もあると思うんです。ベスト電器で買うてくれればすぐつけられつとですよ。ただ、そういうわけにもいかないというのが非常に残念なところでございまして、とにかく低学年からですね、少しずつでもエアコンをつけるように対応をしてみたいと考えております。この件については、非常に遅くなって私も本当に大変忸怩たる思いでございまして。ご指摘を真摯に受け止めてですね、1日でも早く、少しでも多くの教室にしていきたいと考えております。ただ、これ全部したほうがいいのかどうかというのは、又検討もしたいと思っております。中学、高学年までした方がいいのか。する必要がないのか。これは又、我々でも検討いたしますが、ぜひ又議会でのご意見も聞かせていただきたいと思いますと思っております。

以上、高戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 町長に1つだけ、私の質問が誤解されているところがございまして、質問ではございませんけど、しておきたいと思っております。

地蔵堂の移築の委託のことなんですけども、私は設計業者からなかったんですかっていうのは、あそこを設計する業者の方はそういった文化財等々に対して秀でた知識と言いますか、経験豊富な方々だろうと思っております。ですから、今までの経験を生かした上で地蔵堂の意味からして、できるならば移築ではなく、一旦取り壊して、そこに再び持ってくるようなことを考えられたらいかがでしょうかという提案と言いますか、そ

れがなかったのかなと思っているところでございます。今後とも委託業者の方につきましては、そういった意味の余裕と言いますか、心と言いますか、そういった人の気持ちをもった設計業者の方にできるだけ発注方お願いしたいと思っているところでございます。そこが、私の質問が悪かったかもしれませんが、誤解がないようお願いしたいと思います。

それから、まず、都市再生のことでございますけれども、第3期の計画の中で当初5,000万円ですかね。大手門整備から富岡港の船客待合所まで、これは27年3月の18日に、議会の常任委員会の説明ということでいただいております。それから、この前の全体会議の中で、又、資料をいただいたわけでございますけれども、確かに日にちが経つと色々な計画もそれぞれ変わってくるだろうと思います。この場合は私たちがこの前いただいたのは、4億6,850万円の事業計画でございました。この中で、全体計画の中で私が「又、櫓ですか。」ということで質問したところ、町長が「いや、展望台だよ。」ということで答弁を受けたところでございますけれども、いずれにいたしましても、5,000万円の展望台となると少し高いかなと。私は、その5,000万円がどのようなお金か想像もつきませんが、ちょっとクエスチョンマークがつくような金額でございました。その一方では、船客待合所が最初、8,000万円だった。3月18日のときは8,000万円の数字がこれに計上してございます。この前の私たちがいただいたのは、今度、5,000万円の数字が出されておりました。ですから、それを比べた場合に、展望所が5,000万円で、船客待合所も5,000万円ですかということがあったものですから、ここの再検討といえますか、それができないかなと。思っていたところでございます。

これから先もいろんなところで、この内容等々も変わるとは思いますけど、町長、今のことを踏まえて何かこの後の変更計画ございませんか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 船客待合所については、これはまだつかみの段階でございます。まだ、いろんなご意見も聞いて、先程からのですね、離島航路として認められるかどうかのことも兼ね合いが大分あると思います。そういった面で、今後変わってくる可能性も大いにあります。

又、出丸の展望所についてはですね、そこはもう少し展望所らしくない展望所で、周りが櫓にはならないような形を教育課長に考えたらどうかという話を今してるところでございまして、これも予算も又変わってくる可能性が大いに、低い方に変わってくる可能性があります。

そういった意味でですね、先程の野崎議員の前々からのご指摘もありましたような形を、我々も受け止めながら、しかし、しっかりとした復元をしながら、その中でどうい

うふうな財政的な節約もしていくか考えてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） それから、事業にあたり事業評価委員会という委員会があるようでございますけど、これにつきましては、学識経験者、その他に議会から議長も入っておられるようでございますけれども、区長会長とか商工会の会長さんたち入っておられます。事業評価委員会に期待を私たちは持ちたいと思っております。立派な委員会になるよう議長よろしくお願ひしたいと思います。

又、事業についてはですね、一旦立ち止まりという言葉を使わせていただきました。どこかの知事が今度の知事選挙で通ったあとに、今までの計画については一旦立ち止まりながら再検討したいということが、ちょっと新聞報道等ではございましたので、あえてこの言葉を使わせていただきました。検討されるところは再検討を、町長、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、先程、国保とこの事業を一緒にという考えが言われましたけども、やはり私も行政に携わった経験上、いや、そうじゃないんですよと。これはこれ、これはこれなんですよというふうに説明をするんですけども、町民の方はそうではなくて、いっしょたくりんという言葉を使ったら語弊があるかと思ひますけども、いや、そうじゃないんだと。あんた考えてんねって。来年は国保上がるっていう、あんた話やろ。きずなにもそういうふうに書いてあった。片方では、5,000万円かかる東西の角櫓をつくっても、なんにも活用してなかもんねって。もう1回、それば考えろよって、一般質問でもしてくれんね、という町民の方々からの強い要望がございますので、あえていっしょたくりに述べさせていただいたわけでございます。確かに、町長言われたとおり、ずっと国保税は上げてまいりませんでした。長年にわたる一般会計からの繰入金も、他の町村よりも多く入れていただいたし、そして又、ある意味、何て言いますか、基金もございましたので、よかったわけでございますけども、大勢の方が病院にかかっておられますので、当然、いつの日かは上げるときがくるとは私もわかりますけども、それと同時並行してこういったことがあったもんですから、一般質問させていただいたわけでございます。誤解のないようお願いしたいと思います。

それから、小路橋については、おかげですね、一番私も懸念をしていたんですけども、その中で、捕捉工ということで、今度初めて私もそのような工法があるのかなと聞いたわけでございます。土木課長もいろんな検討をされて、これにいきつかれたのかなと思ひます。一刻も早くですね、これが形となって、みんなの前に出てきて、あっ、税金を払うけども、こういったことについては町も努力しとっとだなということで、姿が見えるような事業に取り組んでいただきたいと思うわけでございます。

最後に、教育環境で特に空調設備のことでございますけども、文科省のですね、補助率が教育課長に聞くと3分の1だと。私、以前、起債の担当しとったときは2分の1ぐらいだったと聞いていたんです。しかしながら、たしかに文科省のは補助金基本額が低いわけですね。それで、補助金基本額に対する起債も決まっておりますので、どうしてもやはり一般財源が必要となってまいります。町長は小さい低学年からやる方法も1つではないかということをおっしゃいましたが、教育はよくおっしゃるんですけども、全部均等だと。小さな学校でも大きな学校でも、機会は均等に与えなくちゃいけませんよというのが、私、学校教育には携わったことがございませぬけども、社会教育の中でそういうふうにおっしゃったことがございます。ですから、それならば均等になるべく配分ができるように積み立てのほうの努力をしていただきたいと思います。余ったから基金にという考えではなく、最初から、計画的に今年度はいくら、今年度はいくら積み立てをしようと、そういったことで取り組んでいただきたいと思いますけども、これは、どちらですかね。答弁をお願いします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まず、エアコンのことで言えばですね、これだけ貯まったからずっと貯めていくよりは、ある金を基にしてやっぱり少しずつでも教室を増やしていったほうが私はいいと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 私はですね、こういったことを言っているかはわかりませんが、小学校については統合の話も当然ですね、あと何年かしたら出てくるのではないかなと思うんです。あんたなんば言いよってやっつて言われればそれまでですけども、そういったことを踏まえて、できるだけ1つの目標を立てて、今年度はいくら、今年度はいくらというふうにしたほうがいいのではないかなという私の考えでございます。町長、どうですか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） その考えを承りますけれども、私はやれるんだったら1つずつでも早くやってやったほうがいいんじゃないかなと。そして、小学校の統合については、相当慎重に考えなきゃいかんと思っています。そこは、やはりですね、なんだか今の茶北中学校もやむなしということで統合になりましたけれど、できれば小さいうちは徒歩で通える学校に通っていただきたいと。そういう希望でございますが、それよりもっと説得力のある意見がありましたら、議会、その他を通してですね、統合がいいよという意向をですね、いろんな意見で教えていただければ。ただ、人数が少なくなっただけでですね、統合ということについては、統合してもですね、そんな大した人数にならないですね。そういうこともありますし、これはやはり今、地方創生を捉えてです

ね、少しでも雇用人口が増えて、そこで今度、子どもさんたちも又、何人かでもたくさんですね、生まれていただけるような、そういう状況になるように総合的にいろいろ我々も努力することがあると思いますので、今日はそういうご意見も承った中で、今後の計画の糧にしていきたいと思っております。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 統合の話は、一応ここでやめておきたいと思います。私自身も子どもを持つ、今、小中学校に通っている子どもを持つ親ではございませんので、ある意味、部外者でございますので、統合の話はこら辺でやめておきたいと思っておりますけれども、とにかく都市再生整備計画につきましては、多額の経費を今後とも投入するわけでございます。野崎君のほうからもありましたように、やはりですね、町民に対する理解、そのための説明ていうか、それをやはり念入れてやってほしいと思うんです。そうすることによって、住民の方々からも理解を得る場合が多いにしてあろうかと思っております。その結果が、ある意味、地蔵堂の移築ではないかなと私は思っているわけでございます。そういったことで、今後とも都市再生については、担当課を始め、財政担当、町長の考えもあろう。再検討されることは再検討しながら進めていってほしいと思います。

以上で終わります。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この都市再生整備事業もですね、平成32年で全くおしまいにすると。私は今提案したのは、今度の経済対策で全部やらせてくれって頼んでるんですが、どうも金が足りないらしくて、29年度分だけは前倒していいよと。どうしてそれを言うかという、都市再生整備事業は起債をします。その起債した分の2割だけは交付税補填してくれます、元利とも。でも今度は、経済対策補正予算であれば5割してくれます。これやっぱり大変大きな金額でございますので、来年の29年度は前倒しをしてくれるということでございますので、又、議会でも議論をしていただければと考えております。来年は大手門は入っておりませんので、その間よく議論をしてですね、町民にもよく説明をして、大手門についてもご理解いただけるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（山本政人君） これで高戸幸雄君の一般質問を終わります。

これで、一般質問全て終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。なお、明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れ様でございました。

-----○-----

散会 午後3時44分

平成 2 8 年 9 月 8 日 (木)

(第 2 日 目)

平成28年第10回荅北町議会定例会会議録（第2日目）

平成28年第10回荅北町議会定例会は、平成28年9月8日荅北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	松本 良人	2番	廣田 幸英
3番	高戸 幸雄	4番	松野 重幸
5番	倉田 明	6番	石田 みどり
7番	野崎 幸洋	8番	浜口 雅英
9番	田嶋 豊昭	10番	山下 時義
11番	錦戸 俊春（副議長）	12番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長	宮崎 裕昭	書記	野田 寛子
------	-------	----	-------

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教育長	芦塚 博昭	総務課長	山崎 秀典
税務住民課長	益田 大介	企画政策課長	荒木 広之
教育課長	汐崎 正喜	土木管理課長	山口 仁人
農林水産課長	野田 尚之	商工観光課長	尾脇 宣宏
水道環境課長	小林 和文	福祉保健課長	山崎 敬一
健康増進室長	坂元 俊司	会計課長	立山 清剛

8. 議事日程

- 日程第 1 報告第 5 号 例月現金出納検査の結果報告について（平成27年度5月分・平成28年度5月分・6月分・7月分）
- 日程第 2 報告第 6 号 所管事務の合同調査結果報告について
- 日程第 3 請願第 1 号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出に関する請願について
- 日程第 4 承認第11号 専決処分の承認について
専決第10号 平成28年度苓北町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 5 議案第43号 苓北町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第44号 苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第45号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第46号 平成28年度苓北町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第47号 平成28年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第48号 平成28年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第49号 平成28年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第50号 平成28年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第51号 平成28年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第52号 平成28年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第53号 平成28年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第54号 平成28年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第55号 請負契約〔志岐漁港臨港道路1号橋下部工工事（その1）〕の締結について
- 日程第18 議案第56号 請負契約〔苓北町町民総合センター大規模改修工事（その2）〕の締結について

日程第19	認定第	1号	平成27年度荅北町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第20	認定第	2号	平成27年度荅北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第21	認定第	3号	平成27年度荅北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第22	認定第	4号	平成27年度荅北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第23	認定第	5号	平成27年度荅北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第24	認定第	6号	平成27年度荅北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第25	認定第	7号	平成27年度荅北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第26	認定第	8号	平成27年度荅北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第27	認定第	9号	平成27年度荅北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第28	認定第	10号	平成27年度荅北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第29	認定第	11号	平成27年度荅北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第30	報告第	7号	平成27年度決算における健全化判断比率等について
日程第31	報告第	8号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） 皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 報告第5号 例月現金出納検査の結果報告について（平成27年度5月分・平成28年度5月分・6月分・7月分）

○議長（山本政人君） 日程第1、報告第5号、例月現金出納検査の結果報告書（平成27年度5月分・平成28年度5月分・6月分・7月分）が提出されましたので、お手元に配付をいたしております。朗読は省略します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第5号を終わります。

-----○-----

日程第2 報告第6号 所管事務の合同調査結果報告について

○議長（山本政人君） 日程第2、報告第6号、所管事務の合同調査結果報告についてを議題とします。

この件につきましては、三常任委員会の合同で、7月に実施した現地調査についての調査報告書が提出されましたので、お手元に配付をいたしております。

それでは、委員長に報告を求めます。

三常任委員会合同でありますので、代表していただき山下総務常任委員長。

○総務常任委員長（山下時義君） おはようございます。

報告第6号、平成28年8月26日、苓北町議会議長、山本政人様。苓北町議会総務常任委員長、山下時義。建設経済常任委員長、野崎幸洋。町民福祉常任委員長、田嶋豊昭。

三常任委員会合同調査報告書。

三常任委員会は、合同で所管事務の調査研究を行ったので、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記、1、調査事件名、平成27年度事業の実施状況等について現地調査。2、調査の経過、（1）調査期日、平成28年7月8日金曜日であります。（2）調査場所、①小路川災害復旧工事。②上津深江広域避難地。③苓北町拠点避難地整備工事（1工区と2工区、遊具設置）。④志岐漁港臨港道路（整備工事、2号橋上部工事新設工事）。⑤富岡城

大手門跡整備工事（東側石垣整備工事、築地塀整備工事、堀切整備工事）。⑥年柄川災害復旧工事。⑦町道年柄1号線落石防護柵設置工事。⑧舞子川災害復旧工事。⑨町道赤仁田線災害復旧工事。（3）出席委員は、総務、山下時義委員長、浜口雅英副委員長、廣田幸英委員、倉田明委員。建設経済、野崎幸洋委員長、松野重幸副委員長、高戸幸雄委員、松本良人委員。町民福祉、田嶋豊昭委員長、錦戸俊春副委員長、山本政人委員、石田みどり委員。（4）委員会書記、議会事務局長。3、調査の概要でございます。各工事現場において、担当課長及び担当者から工事の実施状況等について説明を受け、各委員から工事内容に関するお尋ね等がありました。4、出された意見要望等について報告いたします。拠点避難地のトイレについては、利用人員、頻度を考慮して、増設の方向で検討されたい。要望が出されておりました。拠点避難地の盛り土の整備については、説明をしてもらいたい。富岡城大手門跡整備については、費用対効果も含め、全体像が見えてこないため十分な説明を要望する。以上のような意見が出されました。

ご承知のように、この拠点地の盛り土整備についてと富岡城大手門整備については、8月29日の全員協議会で執行部から説明を受けたとおりでございます。

以上、報告いたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。これで、報告第6号、所管事務の合同調査結果報告についてを終わります。

-----○-----

日程第3 請願第1号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出に関する請願について

○議長（山本政人君） 日程第3、請願第1号、「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出に関する請願についてを議題とします。

この件については、平成28年6月10日、第9回議会定例会において、総務常任委員会に審査を付託しておりました。今回、審査結果の報告書が提出されましたので、写しをお手元に配付いたしております。

総務常任委員長に報告を求めます。山下総務常任委員長。

○総務常任委員長（山下時義君） 平成28年8月19日、苓北町議会議長、山本政人様。苓北町議会総務委員会委員長、山下時義。

議会総務常任委員会審査報告書。

平成28年第9回議会定例会において、本委員会に付託された下記事件について、次のとおり審査の結果を報告いたします。

記、1、事件及び付託年月日、請願第1号、「所得税法第56条の廃止」を求める意

見書提出に関する請願について。付託年月日が、平成28年6月10日付けでございます。次に、調査の過程。調査期日、平成28年7月19日と8月19日、2日間であります。2番目に、審査場所、監査委員室、苓北町商工会、苓北町農業協同組合、3番目に、委員の出席、山下時義委員長、浜口雅英副委員長、倉田明委員、廣田幸英委員。委員の欠席なし。委員外出席、山本政人議長、石田みどり委員。この方は、紹介議員であります。6、執行部出席、益田税務住民課長。7番目に、委員会書記、宮崎事務局長、審査の経過、議会からの付託に基づいて、請願の取り扱いについて慎重に審議いたしました。3番目に、審査の結果、請願第1号、決定、不採択とすべきものと決定いたしました。少数意見の留保はありません。

ここで、補足説明をさせていただきます。まず、平成28年請願第1号、「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出に関する請願について。紹介議員から、請願趣旨の説明や担当課長から条文についての説明を受け、苓北町商工会、苓北町農業協同組合の意見等もお聞きしまして、慎重に審査いたしました。平成28年請願第1号、中小零細業者を支えている家庭従業者への労働の対価が、所得税法第56条により、経費に認められていないことから、所得税法56条を廃止するよう、地方自治法第99条に基づき、国の関係機関への意見書の提出を求める内容でありました。この所得税法56条の例外規定について定めてあります、第57条との関連について併せて検討いたしました。白色申告の簡易な記帳では、家族従業員の給料を必要経費に算入する際に、恣意的に所得を分配する恐れがあるため、所得税法第56条についてはこれを認めていないこととあります。しかしながら、所得税法第57条では、記帳により事業と家計の分離が明確になる青色申告を選択することにより、家庭従業員の給与を必要経費に算入することができるとしてあります。所得税法56条の規定は、不合理ではないと考えております。このようなことから、所得税法57条が十分に56条を補充していると、このような意見が出されました。産業団体の意見でも、白色申告の場合も平成26年1月から全て業者に記帳義務が課せられております。青色申告の特典などから青色申告を勧めているということで、商工会、JAれいほくなども勧めておるといふうなことでございます。

以上、報告を申し上げます。

○議長（山本政人君） はい、報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

請願第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は不採択です。したがって、会議規則第81条、可を諮る原則に基づいて、原案について採決します。

請願第1号、「所得税法第56条の廃止」を求める意見書の提出を採択することに、意見書の提出をすることに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい、起立少数です。

したがって、請願第1号、「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出に関する請願については、不採択とすることに決定しました。

-----○-----

日程第4 承認第11号 専決処分の承認について

専決第10号 平成28年度苓北町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（山本政人君） 次に、日程第4、承認第11号、専決処分の承認について、専決第10号、平成28年度苓北町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第11号、平成28年度苓北町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてをご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度苓北町一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。これは6月28日と7月13日から14日までの豪雨により発生した災害に対応するための補正でございます。

なお、内容につきましては企画政策課長から、ご説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 平成28年度苓北町一般会計補正予算（第2号）の内容についてご説明します。

歳入歳出それぞれ2,960万円を追加しまして、総額を52億1,100万7,000円とするものでございます。今回の補正は、28年6月28日と7月13日、14日にかけての豪雨による災害に対応する経費でございます。

6ページをお願いします。歳入でございますが、款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金、2,960万円の増額でございます。

7ページをお願いします。歳出です。款5農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節11需用費は、修繕料40万円の増額。節19負担金補助及び交付金は、農地等小災

害復旧事業補助金50万円の増額です。

8ページをお願いします。項2林業費、目2林道費、節14使用料及び賃借料は、崩土取り除き等の重機借上料210万円の増額です。

9ページをお願いします。款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費、節11需用費は、修繕料150万円の増額。節14使用料及び賃借料は、重機借上料150万円の増額です。

10ページをお願いします。項3河川費、目1河川総務費、節11需用費は、修繕料50万円の増額。節14使用料及び賃借料は、重機借上料50万円の増額です。

11ページをお願いします。款10災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目2林道施設災害復旧費、節13委託料は、地滑り調査委託料、査定設計委託料で1,260万円の増額です。

12ページをお願いします。項2公共土木施設災害復旧費、目1河川等災害復旧費、節13委託料は、査定設計委託料1,000万円の増額です。

以上で、苓北町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご承認のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 只今説明が終わりました。

これから質疑を行いますが、ここで議長から皆さま方をお願いをいたします。もう、皆さま方、既にご承知のことではありますが、質疑は全て簡明に行っていただきたい。自己の意見は遠慮願うということになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、質疑はありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 借上料が1、2、3ページ、8ページがありますが、これまでも申し上げてきましたが、もし事故があったときの対応がこれでいいのかどうかと思います。それで私は道路取り除き作業委託料とかですね、そういう形で支出すべきではないかというふうに思います。これはたぶん何とか土木建設さんが重機を持っておられるのでお願いしますよという形で土砂取り除きとかそういう作業をお願いされるというふうに思います。その場合は、同じ名前を使って委託料にすれば、委託契約が発生して作業される業者さんにも、もし事故があったときの迷惑にはならないのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、これ又、自分の意見やったですかね。それから、意見ば言わんば質問はできませんので。

○議長（山本政人君） 今、発言中ではありますが、自分の意見も出るときには最小限。

○8番（浜口雅英君） 11ページに委託料があります。それから12ページに設計委託料があります。これは何件なんでしょうか。件数を教えてください。以上です。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 以前も、同じようなご質問がございましたけども、重機の借り上げ料の考え方でございますが、今現在、議員もご承知のように、町のほうでは崩土等の取り除きの際に、重機の借り上げというようなことで、重機とオペレーター込みで借り上げをいたしまして、土砂等の取り除きに従事をいただいているところでございます。

そういう中で、建設業者の方におかれましては、法的にそういう事故等がおきた場合に対応できるように保険等に加入する義務がございます。町が従来発注をしております工事をされる際と同様にですね、その作業を町がお願いをした業者さんにおかれては、なるべく事故が起きないように、当然のことでございますけども、そういう中で作業をしていただく義務がございますので、この重機の借り上げに関しましてはですね、予算項目の中で、他の自治体でも同じような取り組みがなされておりますので問題はないというふうに理解をいたしております。

それから業務委託におきます件数のご質問でございましたが、河川等の土木施設の件数でございますけども、道路が13本、それから河川9本、計22本を災害復旧事業として査定申請する予定でございます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 11ページの委託料の件数についてお答えいたします。調査委託料1,010万円は、6月の定例会後にご報告いたしました苓北天草線の地滑りの委託料1件分でございます。それと、査定設計委託料につきましては、林道災害の5ヶ所分でございます。

○議長（山本政人君） よろしいですか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 苓北天草線は都呂々地区の広域基幹林道のことですかね。それと、借り上げ料については当然、業者さんの中ではですね、保険にかたられて作業があったときには従事されてる方も対応を当然考えておられると思います。ただ、今回このような形では借り上げ依頼がどういう形で依頼されているのか。電話1本で何とか線のどこどこに行って増えていますので、取り除いてください、精算は借り上げ料で精算しますので請求書を出してくださいということで、口頭で話してあるのか。それとも、借り上げからの契約等とか、ちょっと面倒ですけども、そういう書類的なものの取り扱いはされているのかどうか。よその自治体はそうなんだということですけども、それはそれとして苓北町ではどう考えているのか。あと1回教えてください。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 只今、議員のほうからご指摘がっておりますよう

に、土砂の取り除き等につきましては、ある意味、そこで生活をされていらっしゃる住民の方等もいらっしゃいますので、緊急を要する場合がありますが、ご案内のように電話で依頼をして、口頭での依頼と承諾という形の中で、町と業者さんの間です、書類的にはありませんけども、そこで受託をされたということでの依頼に対する承諾がなされている、事業を実施されているという中でそういう契約が成立をしているというような判断でございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 11ページの調査委託料は、広域林道の苓北天草線の都呂々地区でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 借上料の件についてですが、口頭ということですが、やはりそういう一種の契約に値するというふうに思いますので、よその自治体じゃなくて情報行政機関である県とか国の指示を1回仰いでもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今、ご指摘の部分もですね、確かにあろうかと思しますので、今後更に検討をさせていただきます。ありがとうございます。

○8番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。山下君。

○10番（山下時義君） 10番、山下です。

都呂々のですね、広域林道の調査委託料ですが、現在、調査がなされておるとは思いますが、災害が発生してから約半年になります。住民の方はですね、非常に困っていらっしゃるわけですよ。どういうことで工事が進められるのか、大変不安に思っておられますので、今後どういう工事をなされて、どのくらいの期間がかかるのかですね、お知らせ願いたい。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 広域林道の地滑りの災害についてですが、動きがありましたのが4月15日地震後のパトロールですね。それから、1ヶ月後に大きな活動、それで現在も活動をしている。滑っている状況でございます。路体部分も崩落しかけております。ただ、下には、下流には都呂々川の上流、本流がございます。その方向とは別に、避けて東向きに滑ってる状況で、崩落して本流をせき止めるっていうような状況は、心配は今のところはない模様でございます。ただ、今、動いている状況ですので、今後その滑りが止まってから災害査定に移ることになります。その査定までの過程として、その状況を把握するための今回の調査設計の委託料でございます。この件につきま

しては、県を通じて林野庁にも状況については、ご報告をいたしているところでございます。今後の工事につきましては、その滑りが止まらないとどうしてもできないということで、長引いた事例からいけば半年から1年という長い期間をかけた地滑りの査定というのも事例がございます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） よろしいですか。山下君。

○10番（山下時義君） 自然のことですからですね、地滑りが止まらんと設計もできませんし、工事もできないかと思いますが、なるだけですね、調査を早くしていただいて、早く工事に取り掛かっていただくように努力してください。

以上です。

○議長（山本政人君） それでは他にございませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 11ページの災害復旧です。林道の関係ですが、調査費が1,010万円とかなり高額な金でございます。こういった調査をなされるのでしょうか。

それと、この地域は、地滑りとか急傾斜地とかそういった指定は何も受けてないところでしょうか。というのが、地滑りとか急傾斜等を指定してあれば、当然町が負担せんでも県あたりの事業でできる可能性があるところありますね。そういったところを使っていたら、例えば極端に申しますと、ここに1,260万円上げてあります一般単独費は要らないと、県とか何かなればですね。そういったことも考えられますので、そこら辺はどうかなと、お尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 調査委託料の内容についてですが、ボーリング調査を3本、大きなものですが、ひずみ計の設置ですね。どれだけ期間に動いてるかというようなひずみ計の設置。それと、地滑り面までの発動する、動くですね、あいなかにまず、水が作用しているということで水位計の設置ですね。大きなものはこの3つでございます。それと、確かに高額なわけですが、これにつきましては、それとですね。地滑りの指定ですけども、これは全くございません。

今後のですね、高額な査定設計費でございますが、地震もあっております。豪雨もあっております。それで激甚化、あるいは地震ですね。地震の激甚化、豪雨の激甚化、それになるべく、なるべくちゅうかもうかけていただくように、今後国ともですね、査定を通じてお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） よろしいですか。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第11号を採決します。本案は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。したがって、承認第11号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第43号 苓北町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 次に、日程第5、議案第43号、苓北町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 議案第43号、苓北町税条例等の一部を改正する条例について。

苓北町税条例等の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成28年9月7日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由。地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第38号）及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成28年総務省令第39号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）が改正されたことに伴い、苓北町税条例等の一部を改正する必要があるためでございます。

苓北町税条例等の一部を改正する条例（案）の内容について、説明いたします。

次のページをお願いいたします。

平成28年苓北町条例第 号

苓北町税条例等の一部を改正する条例（案）

第1条、苓北町税条例（昭和40年苓北町条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明しますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、棒線の部分が今回改正されたものでございます。

今回の主な改正事項は、期限後に納入した納入金にかかる延滞金額の計算の基礎になる期間の見直し、地方法人課税の偏在是正に伴う法人町民税、法人税割の引き下げ、自動車による環境負荷の低減を図るため、環境性能の優れた自動車の普及等を促進する税

制上の仕組みが必要であることから、軽自動車税における環境性能に応じて税率が決定される環境性能割の導入、現行の軽自動車税を種別割に改正すること等によります条文の整理、医療費控除の特例の創設、日本と台湾における租税条約に相当する二重課税回避のための枠組みの構築など、地方税法等の一部を改正する等の法律、所得税法等の一部を改正する法律が改正されたのに伴い、苓北町税条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正の条文の整備、条項等の変更につきましては説明を省略させていただき、主な改正事項につきまして説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。

第18条の3についてでございます。地方税法第20条の10に規定する納税証明書の交付につきまして、天災その他やむを得ない理由で、軽自動車税を滞納している場合について、軽自動車税納税証明書の備考欄にその旨が記載されるもので、軽自動車税から種別割へ名称が改正されたことに伴う条文の整備でございます。

同じく、新旧対照表1ページの19条についてでございます。期限後の税金又は納入金についての延滞金についての特例について。軽自動車税の環境性能割が新たに設けられたことに伴い追加されたものです。

2 ページをお願いいたします。

第34条の4でございます。法人住民税は税収が法人の立地に左右され、所得が大きい法人が立地する市町村への偏在度が高く、年度間の税収が大きい等のことから、地方法人課税の偏在是正のため、法人住民税の一部を国税化し、その税収を地方交付税の原資とするもので、9.7パーセントから6パーセント引き下げられるものです。

2ページの第43条の普通徴収にかかる個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれらにかかる延滞金の徴収の改正についてでございます。修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正にかかる個人の町民税について、期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があったあとに、増額更正があった場合、当初、納付した税額に達するまでの部分について、延滞金の計算から一定の期間を控除して延滞金の計算を行う特例でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。第48条の法人の町民税の申告納付にかかる改正についてでございます。修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正にかかる法人の町民税について、期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ当該期限後申告書又は当該期限後、申告書の提出により、納付すべき税額を減少させる更正があったあとに増額更正があった場合、当初納付した税額に達するまでの部分について延滞金の計算から一定の期

間を控除して延滞金の計算を行う特例でございます。

5 ページから 6 ページにつきましては、法人の町民税にかかる不足税額の納付手続きの改正についてでございます。改正の内容につきましては、48 条と同様でございます。

7 ページをお願いいたします。第 80 条の改正についてでございます。自動車による環境負荷の低減を図るためには、環境性能の優れた自動車の普及等を促進する税制上の仕組みが必要であるとされ、環境性能に応じて税率が決定される環境性能割を自動車税及び軽自動車税に設けることになりました。又、併せまして、現行の軽自動車税を種別割に名称を変更する改正が行われました。

第 81 条につきましては、軽自動車税のみなし課税に関する改正です。自動車をローン等で購入する場合、売主が販売代金が完済されるまで軽自動車等を担保とするもので、代金が完済後に所有権を変更するものですが、軽自動車税の賦課課税につきましては、買主を軽自動車税等の所有者とみなして課税するものでございます。

8 ページをお願いいたします。同条第 3 項では、販売業者等が販売のため、その運行以外の目的で取得した場合、車両番号の指定を受けた場合に、販売業者を軽自動車の取扱者とみなして環境性能割を課税するものでございます。

第 81 条の 2 につきましては、日本赤十字社が所有する非課税の範囲、第 81 条の 3 は環境性能割の課税標準についての規定でございます。

第 81 条の 4 につきましては、環境性能割の税率の規定です。この税率は、三輪以上の軽自動車税に対しまして、平成 32 年度燃費基準、平成 27 年の燃費基準も一部もち、燃費基準達成度に応じて決定されるものです。

9 ページをお願いいたします。第 81 条の 5 は、環境性能割の徴収の方法は、申告納付によることとされております。

第 81 条の 6 は、環境性能割の申告納付としまして、環境性能割の納税義務者は三輪以上の軽自動車の区分に応じ、課税標準額環境性能割額及びその他必要な事項を記載した申告書を車両番号の指定した日、自動車検査証の記載事項に変更のあった場合は 15 日以内に提出しなければなりません。

10 ページをお願いします。第 81 条の 7 は、環境性能割の不申告に関する過料の額及び納期限について規定したものです。

第 81 条の 8 は、公益のため直接専用する場合の環境性能割の減免について、規定したものです。

第 82 条は、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備でございます。

11 ページをお願いいたします。11 ページの第 83 条から 14 ページ第 91 条まで

の改正は、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等によります規定の整備でございます。

15ページをお願いいたします。附則第6条の改正は、現行の医療費控除の特例として、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を勧める観点から、健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みとして、一定の取り組み、この一定の取り組みと言いますのは、特定健診、予防接種、人間ドック、がん検診等のうち、納税義務者本人がいずれか1つ受けていることを指しております。行っている個人が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間にスイッチOTC医薬品、これは指導を受けた医薬品及び一般医薬品のうち医療用から転用された医薬品のことを言います、を年間1万2,000円を超えて支払った場合には、その購入費用のうち10万円を限度に1万2,000円を超える額を所得控除するものです。なお、この適用につきましては、現在の10万以上の医療費控除を受ける場合には、とのどちらか1つということで、重複して受けることができなくなっております。

第15条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例として、環境性能割の徴収につきましては、当分の間、県が自動車税の賦課徴収によって行うものでございます。附則第15条の3は減免の特例としまして、当分の間、県が実施する。附則第15条の4は、申告納付の特例。第15条の5は、環境性能割に変わる徴収取り扱い費用として5パーセントを町が県へ交付するものです。

16ページをお願いいたします。附則第15条の6は、環境性能割の特例として、営業用の三輪以上の軽自動車等に対する税率の特例です。

16ページから18条までの附則第16条の改正は、軽自動車税の種別割のクリーン化特例の期間の1年延長及び環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するとの規定の整備でございます。

18ページをお願いいたします。附則第20条の2の18ページから20ページまでの改正についてでございます。これまで外国人居住者等の所得に対する課税につきましては、二重課税の回避を図るため、日本国が締結した租税条約により国内法の整備がなされており、利子及び配当所得については、所得税住民税等については、税務署へ申告することにより非課税とされております。一方、日本と台湾においては、民間の取り組みとして結ばれておりました所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための広域財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取り決めに規定された内容を日本国内で実施するための国内法の整備が平成28年度税制改正により行われ、日本国と締結した国際条約ではありませんが、租税条約に相当する枠組みが構築されたものでございます。

21ページをお願いいたします。附則第20条の3につきましては、21ページから

24ページまでは20条の2に条例が新設されたことによりまして、現行の条約適用利子等及び条約適用配当にかかる個人の町民税の課税の特例の条文が20条の3に条番号が改正されたものでございます。

24ページをお願いいたします。第2条、苓北町税条例等の一部を改正する条例。平成26年苓北町条例第38号の一部を次のように改正する。附則第6条の改正につきましては、法律の改正によりまして、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備でございます。

26ページをお願いいたします。第3条、苓北町税条例等の一部を改正する条例。平成27年苓北町条例第16号の一部を次のように改正する。附則第5条の改正は、苓北町税条例第19条の改正に伴う所有の規定の整備等でございます。

恐れ入りますけれども、条例の本文の15ページをお願いいたします。附則第1条で、それぞれの規定の施行期日を定めております。第2条で町民税に関する経過措置を、第3条で軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

この条例の改正は、原則として平成29年1月1日改正でございますが、法人税の税率改正、軽自動車税環境性能割、種別割に関する改正事項につきましては平成29年4月1日から、特定一般用医薬品等購入品に関する医療費控除等の特例につきましては平成30年1月1日から適用されるものでございます。

以上が、苓北町税条例等の一部を改正する条例（案）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。質疑はありますか。松本君。

質疑を行うときにはページ数を言って。

○1番（松本良人君） ページ数はちょっと書き損ねた。全体的にですね、今、説明で、すみません、私、あまりよくわかりませんでした。わかりませんでした。見てもわかりませんでした。余分に見たんですけども。大まかに言って、軽自動車税は上がるということなんですか。下がるということなんですか。所得税は上がるということなんですか。下がるということなんですか。いろいろありまして。

ちょっと待ってください。3回でしょ。軽自動車ですね。いや、その前にですね、この法律がもし我々の町民に、苓北町の町民に不利益であるということが出た場合は、必ず変えないかとですかね。いろいろ地方自治法が変わったから変えますということでございますが、地方自治法がだっても苓北町の税条例は変えんとよかというようなこともあるとでしょうかね。

それから、軽自動車に関してはほとんど今苓北町の方、山間部の方、あるいは結構お年寄りの方が足代わりに使っておられます。そして、あまり大都会の法人とか何かというように、もう1日に何十km、何百kmって走りません。そういった形でほんの1日

にですね、10kmから20kmぐらいしか走らん。20km走っても多かほうですけども。そういった形の持つての方々のにも同じように全国通して税金を掛けるのかですね。そうした場合には、国民は平等でなからんばいかんから、やはりそこら辺のインフラの整備も国が率先して、自治法で決めるのならば、率先してやらんばいかんとじやなかろうかなと思います。

○議長（山本政人君） 松本君。質疑中ではありますが、何を聞くのかですね、それを重点的に簡潔に。

○1番（松本良人君） 関連をしておりますので、そこまで説明をしなければわからないと思いますので、もしよかったら言わしてください。

要するに、国は同じレベルで国民を見なければいかんわけですので、当然、へんぴなところまでの対応はしなければいかん。ところがこういった形で税金は上げますよとか、年金の少ない方々が軽トラックを持つとって、例えば環境税がどうかわかりませんが、年数、年式の新しいのに、新しい年式のほうは安くしますよと、クリーン税ということで、環境汚染をしないからということで掛けるのはどうかと思いますが、そこら辺をお願いをいたしたいと思います。

それから、環境税の関係でございます、これも。農業用の機械に田植え機とか何かまで軽自動車を掛けてあります。そこら辺の年式とか何か全くわからんところがあるわけですが、これも1年に1回か2回ぐらい小規模の農家は半日ぐらいしか使わらんともやはり環境税ということで1年中使う分と同じような感じで掛けるのかどうか。

それから、私の今の説明の中で、法人税というのがかなり優遇されているように思われます。今の本当に法人税を優遇して、なぜ弱者の方が足代わりとして使っておられる軽自動車等が高くなるのか。そこら辺の説明をお願いします。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 只今、松本議員のほうから質問ありましたが、まず環境性能割につきましては、この税金自体は地方税法の改正で国会で税法の改正がありましたところですが、あとは、それを町が条例で決めるわけでございますけれども、環境性能割につきましては、まず、これは三輪による軽自動車税を取得したことに対しまして、今度は新たに規定されるものでございます。今まで自動車取得税という形で取得されておったものが、今度、環境性能割というふうな形で名前が変わったものでございます。この目的は、消費税が8パーセントから10パーセントに上がることにより、その分により自動車取得税の廃止というような方向でございます。その代わりに、今度は3輪以上の軽自動車につきましては、環境性能割という形でそれに代わるものとして財源が組まれるものでございますけれども、ただ、これは皆さんご存知のように、消費税の8パーセントが10パーセントの改正につきましては、今度は延期という形で

内閣のほうから発表されておりますし、今回のこの環境性能割の条例につきましては、今回こういう形で条例化はしますけれども、今度又改正によりまして、この環境性能割の期限を延期するという形で、又、今後国のほうから条例改正がまいりますので、そのときに又、条例の延期という形での改正をお願いするということになると思います。

それで、まず、又、軽自動車税につきましては、種別割というふうに名前が変わるだけでございます。環境性能割と、今まで軽自動車税だけで町のほうはあったわけですが、今後、先ほど申しました軽自動車税が種別割というのに名前が変わりまして、それと今度併せて先ほど、自動車取得税のかわりに環境性能割というような形がくるわけですが、これも又、先ほど、話しましたように先延ばしになりますけれども、軽自動車税については種別割という形で名称が変わったということでございまして、税金の金額につきましては今までと同じ金額でございます。

へんぴなところにつきまして、又、ほとんど乗らないという形でも税金は掛かるのかということでございますけれども、これは地方税法で決まっておりますし、この税金を使いまして、苓北町の道路でありますとか、河川でありますとか、そういうふうな基盤整備を行ってるといようなことでございますので、そういった面から考えますと軽自動車税につきましては、条件、それから、そんないろいろな方、条件におっしゃられることはわかりますけれども、それはもう統一して税金として納めていただくということになるわけです。

それと、小型特殊自動車、田植え機とか、いろいろそういうようなことにつきましては、前回申しあげましたように、まず、小型特殊自動車、農耕作業自動車等、まず、税法自体で、それを持っている、所有していることについて税金が課税するようになっております。ですから、それは、まず、それを年に1回か2回しか使わなくても、それを所有しておくことに対して、地方税法によって課税をできるということになっておりまして、あとは条例で課税するということになっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それと、法人税につきましてでございますけれども、法人町民税はご存知のように法人税によりまして、ここに記載しておりましたように、法人町民税として現行9.7パーセント、今回、今度、改正で6パーセントになるわけですが、すみません。この法人税につきまして、ちょっともう1回質問の趣旨をお知らせいただけますか。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） どっかのページで、すみません、全体的なこと言ったものから、ページ数は忘れたんですけども、法人税のほうが車の関係が、法人税と別々な形で税率が定められとっとじゃあったじゃなかですかね。どっかのページ。それには、ちょっと普通の方法と法人税のほうがちよっと率がですね、法人税のほうが高いところが

あったもんですから尋ねたんですが、今おっしゃったように、課税する金額、あるいは税金は一緒ですよと、税は一緒ですよ、ただ、呼び名が変わっただけですよということになれば、別に問題はありません。なんかいっぱい説明ば受けましたので、ちょっとすみません、私、頭のほうがですね、混乱して、分析ができなかったんですが。26の2のところですね、34条の4、100分の9.7とするというのが、今回100分の6とするというような形で下がっておりますので、法人税が下がるのかなというような感じを受けました。そこら辺でお尋ねをいたしました。要するに、環境税とか何かっちゃうのは、要するに、極端なこと申しますが、取得税の代わりに環境税に変わったということですね。それを言ってもらえば、別にいっぱい説明せんでもよかったんじゃないかなと思います。

それだけでいいです、さっき聞かれたトラクターの云々というのはですね。もう変わらんとならですね。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 再度、確認させていただきます。

まず、先ほど申し上げましたように、消費税が8パーセントから10パーセントに上がるという前提ですね、自動車取得税が改正されるということでございました。ただ、今回、8パーセントから10パーセントに消費税が据え置きになるのが、まだ先延ばしになったということで、今申し上げましたように自動車取得税につきましては、まだ引き続きあるものと思います。この環境税につきましては、消費税が10パーセント上がった時点で、又、環境性能割という形で、いずれですね、徴収というようなことで出てくるということ、今ちょっとお話できることはそこまででございます。

そして、法人税につきましては、あくまでも基準となりますのは法人税でございます。ですから、法人税の額によります100分の9.7が今度、100分の6に変わるということで、あくまでも法人税が基準になるということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 私が言うのは、極端なことで100円に9円70銭税金がかかるとつとつとが、今回の条例で100円に6円しかかからんとじゃなかるうかと。片一方ではどうも上がるような感じやったもんですから、片一方は上がって法人税が下がるというのはどういうことかというようなこと。そして、これが根本的には、基本的には、こういった形がですね、全体的にでも見えてくるような感じがいたしました。環境税にしてもですね、もう4月、来年ぐらいから即、かかるとじゃなかるうかなと。ただ、これは通してあれば、いずれかの時点で適正に実行してよかということですかね。

そういうことですね、何か消費税を上げないから、今の税務課長の説明では、消費

税が先送りになったから、その分ほんならこの際、軽自動車で引っかけて税ばとろうと
というような考え方が国にあるのかどうかですね。そこら辺、何か黒幕で覆われたところ
でいろんなされるような感じがいたしますけれども、そこら辺いかがなものですか。

それと、冒頭にも申しましたが、これは絶対町で変えないかんのかということも、自
治法の改正があったから、地方税は右へ倣えで変えなんのかなというのを申し上げまし
たけど、そこら辺、私、もう一回、聞き逃しかもしれませんが、教えていただきたい。

○議長（山本政人君） 松本君の質問はもうこれで終わりです。したがって、税務課
長、納得されるように簡明に説明をしてください。

○税務住民課長（益田大介君） 法人税につきましては、あくまでも法人税が基本でござ
います。ですから、国の法人税の税率が変わりましたらば、それに応じた税率を町と
しましては法人町民税として税率を採用いたします。

それと、軽自動車税につきましては、もちろん地方税法で定められております。それ
は、あと、条例であとはそれを賦課するということになっておりますので、それはもう
必ず税上、町のほうでこれは課税をしなければならないとなっております。

以上です。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第43号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありません
か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、苓北町税条例の一部を改正する条例については、原案の
とおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第44号 苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 次に、日程第6、議案第44号、苓北町国民健康保険税条例の
一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 議案第44号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改
正する条例について。

苓北町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成28年9月7日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由。所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）が改正されたことに伴い、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため。

苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の内容について、説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。

平成28年苓北町条例第 号

苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町国民健康保険税条例（昭和40年苓北町条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、棒線の部分が今回改正されたものでございます。今回の主な改正事項は、所得税法等の一部を改正されたのに伴い、日本と台湾における租税条約に相当する二重課税回避のための枠組みの構築が図られ、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正後の条文整備、条項等の変更等につきましては、説明を省略させていただき、主な改正事項について説明いたします。

1ページをお願いいたします。附則第10項、特例適用利子等にかかる国民健康保険税の課税の特例及び附則第11項、特例適用配当等にかかる国民健康保険税の課税の特例についてでございます。

これまで外国人居住者等の所得に対する課税につきましては、二重課税の回避を図るため、日本国が締結した租税条約の規定がある場合、利子及び配当等につきましては、所得税、住民税等につきましては非課税とするとされております。しかし、国民健康保険税につきましては、課税の特例として税額を算定する場合及び軽減の判定をする際の所得に、条約適用利子及び条約適用配当等がある場合、これらの額を加えるという特例がございます。

一方、日本と台湾においては租税条約の取り組みがなく、民間取り組みとして結ばれておりました所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための広域財団法人交流協会と日本亜東関係協会、台湾側との間の民間の取り決めで規定された内容を日本国内で実施されておりましたが、国内法の整備が平成28年度税制改正により行われまして、租税条約に相当する枠組みが構築されまして、特例適用利子等、特例適用配当等の条例が新設されました。

しかし、国民健康保険税所得割の算定にあたりましては、課税の特例として、税額を

算定する場合、及び軽減の判定をする際の所得につきましては、条約適用利子及び条約適用配当等がある場合と同様に、これらの額を加えるという特例が追加されたものです。なお、現行の附則第10項の条約適用利子等にかかる国民健康保険の課税の特例は第12項に、第11項の条約適用等にかかる国民健康保険税の課税の特例につきましては第13項として改正されます。

恐れ入りますが、条例本文の2ページをお願いいたします。附則第1条で、この条例の施行期日を平成29年1月1日と定めております。第2条で、適用区分を規定しています。

以上が、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第44号を採決します。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第45号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 次に、日程第7、議案第45号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第45号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成28年9月7日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、公有財産の有効活用をさらに進めていくため、普通財産の

無償貸付又は減額貸付の規定を加える等の必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

平成28年荅北町条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年荅北町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条、第2号中「貸し付け」を「貸付け」に改め、同条第3号中「仮置き場」を「仮置場」に改め、同条に次の1号を加える。第4号、前各号に掲げるもののほか、町有財産の有効活用に資するため、特に必要があると認めるとき。附則、この条例は、公布の日から施行する。

補足説明をさせていただきます。提案理由にございますように、町が所有する財産の有効活用をさらに進めていくため、用途を限らずに貸付けが可能な普通財産について使用目的に応じて、減額貸付等の規定を加えるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。質疑はありますか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは単に送り仮名のやり替えということなんでしょうか、ということが1つです。

それから、次のページに新旧対照表があります。第4条の本文では、その送り仮名の修正は、これ単に資料のミスプリントかどうかわかりませんが、修正はなされておられません。1号、2号、3号、4号に入った分については修正されていますが、これはどういうことなんでしょうか

以上、2点です。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） まず、第4条第2号中の「貸し付け」を「貸付け」に改める。同じく、同条第3号中「仮置き場」を「仮置場」に改めるという部分につきましては、法制執務の用語の取り扱いで漢字に改めるということになっておりますので、今回の改正に合わせて修正、改正をするものでございます。

次に、その改正分につきましては、新旧対照表でも「貸付け」というところと、それから「仮置場」のところの下線をですね、引いておるかと思っておりますので、併せて改正するものでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 2回目じゃなくて1回目の込みで認めてもらいたいんですが、総務課長は私の質問ば聞いとらっさんのじゃないですか。

第4条、ちょっと読んでみます。旧が、「第4条、普通財産は、次の各号のいずれか

に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる」ですね。次、新のほうです「第4条、普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価格で貸し付ける」ということになっていますが、これは資料のミスプリントなのか。それとも本条文は修正しないけども、各号は修正するのかということです。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 申し訳ございません。第4条の表題の貸し付けるというのは動詞でございますので、動詞と名詞の違いです、法制執務の用語の使い方が違います。そういったところで、一番上の第4条の条項につきましては、そのまま「貸し付ける」ということで送り仮名がふってあるということでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） あと1回ゆっくり説明してください。どうもわかりません。同じ字で同じ表現されて、大体、用語の取り扱いもということですが、学校でも修正を受けるといならばですね、小学校、中学校、これ小学校の国語の内容だというふうに思いますが、そういう形になっているのか。

さっきから、(1)から(3)、1号から3号の1号の貸付けと本文の貸し付けがどう違うのか。先ほど、動詞がどうだとかこうだと言われましたが、もうちょっとゆっくり説明してください。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 法制執務の場合の用語の取り扱いとして、名詞の場合に、その呼び名をですね、送り仮名をつけてもつけなくても、その呼び名自体が変わらないという場合は、平仮名を省略することができます。そういったところで「貸付け」それから「仮置場」については、それぞれ「し」という字と「仮置き」の「き」という字を省いてもよいというようなことになっております。

それから、第4条の本文の「貸し付けることができる」ということで「貸し付ける」ということ自体が、これは動詞になっておりますので、動詞につきましては、そのまま「し」と「付ける」ということで平仮名をつけるということで、法制執務の用語の使い方定まっているところでございます。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 今、浜口さんが3回目で切れましたので、引き続き、私が質問をします。

条文でですね、4条の中に、同じ送り仮名が別々に使われているということはおかしくはありませんか。おかしくありませんか。

もう1点。この4ですが、特に必要があるときということでございますが、内規等な

んかはおおよそどういったことがありますかと、たぶんいろいろな関係でこういった形はもう通常いいんじゃないかなろうかと。内規が通常使われて、いろいろやるわけですけども。というのが、これをですね、仮にいろいろ拡大解釈がどこまでできるかというようなやっぱり我々も見とかないかんわけですが、内規をあれば示していただきたい。

○議長（山本政人君） 答弁あります。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 先ほどの言葉の使い方につきましては、先ほどもちょっと申しましたけども、動詞の場合と名詞の場合の使い方、法制執務の場合は、用語の字句の使い方、送り仮名の使い方が違うということでございます。

それから、内規につきましてですけども、今回の条例改正を受けまして、昨日全員協議会で説明をいたしましたけども、当事者の方と協議をしながら進めていくことになってますが、その時点ですら、いろいろ必要な部分が出てきます。その点につきましては、普通財産の貸付けに関する事務処理要領を定めてですね、進めていきたいということで考えておりますけども、現在のところまだ素案の段階しかできておりません。

以上でございます。

○議長（山本政人君） よろしいですか。松本君。

○1番（松本良人君） 同じことば、浜口さんと私、もう3回か4回か聞くで、動詞の助動詞のっていうてですね。同じですね、ページの中に同じ段階のときに2通りの使い方があって、わざわざ変更してあつとですよ。わざわざ。なんでわざわざ変更する必要があるかというのを浜口議員さん説明さったんですが、その上のほうは変更してなかつたことが我々もおかしいんですよ。これ全国、小学校5年生ぐらいまでにはわからんですよ。これ一緒が当たり前じゃなかつた。私たちはそこを聞くわけですよ。なんで同じページの中に、あるいは同じ条文の中に送り仮名ついたらとつかんとが2つあるかと。そして、わざわざ変える必要なからんば全体ば変えるぐらい要らんとじゃなかつたかというのが、私と浜口議員の疑問点でございますので、その疑問点を教えてください。

あるいは間違つとったか。いや、それは私たちが間違いです。あるいはこの際ここで抜きましよう。同じ揃えましようというようなことはできませんか。

○議長（山本政人君） 今、「貸し付け」の「し」をつけるかつかないかでなっておりますが、これは名詞と動詞の差だと、こういうことで説明がありました。これはこのとおりだというふうに解釈をいたします。それでよろしいですね。

他にありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論がありますので、まず、本件に反対者の発言を許します。

ここで議長からお願いがあります。討論を行われる場合には、最初に反対か賛成かは

つきり明言をされて、それから討論を行ってください。

まず、本件に反対者の発言を許します。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 本件に反対の立場で意見を申し上げます。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について反対をします。理由は第4条、普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる。この送り仮名はそのままになって、以下2号の貸付けは送り仮名が変更されています。町の説明では、動詞にかかる分と名詞にかかる分でこういう違いが出てきたんだということですが、これは町民の皆さんに、あるいは町外の方にそういう希望があったときには、この条例が適用されるわけです。そういう場合にですね、苓北町の条例は送り仮名が間違ふとると、そういう印象を与えかねません。いちいち動詞につながった「貸し付け」、名詞につながった「貸付け」という説明をしなければならないというふうに思います。そういった意味で、これは下のもし2号の「貸付け」が正しいということであれば、これに合わせて同じ条例の案文の中でですね、同じ送り仮名、同じ意味、動詞と名詞はあるそうです。違いがあるそうですけども、そういう難しい問題じゃなくて、見た感じではやはり同じ送り仮名にしたほうがわかりやすいというふうに思います。そういう意味で私は反対します。

○議長（山本政人君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 次に、本件に反対者の発言を許します。松本君。

○1番（松本良人君） 今、浜口議員のおっしゃったとおりでございます。1つはですね。

○議長（山本政人君） 先にお願いをいたしましたけども、賛成か反対かを述べて討論を行ってください。

○1番（松本良人君） すみません。反対です。反対者の立場で答弁をさせていただきます。

条文の2については、浜口議員と同じでございます。

4ですが、やはりある程度、こういったことをこういったことをしますよというようなことがあってから、私はこういったことを条文の訂正なんかを出してたほうがいいんじゃないかと。まだ遅くはありませんので、やっぱり内規等をいくらかの案をつかって、こういったことで特に必要あると認めるところがありますよというような。我々にも納得いくようなことで提示をしていただきたい。この条文が入ってから、こんとかあつとですよとかいうようないろんなこと決めるのじゃなくてですね、そういったことで私はこの条文については、この件についてもまだ形が決まってから再度提出を願いたい。それで今回は反対します。

○議長（山本政人君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 次に、本件に反対者の発言を許します。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 他に討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第45号を採決します。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議がありますので、起立によって採決をします。
本件のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第45号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、11時15分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----○-----

日程第8 議案第46号 平成28年度苓北町一般会計補正予算（第3号）

○議長（山本政人君） 日程第8、議案第46号、平成28年度苓北町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第46号、平成28年度苓北町一般会計補正予算（第3号）（案）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に3億9,636万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億737万1,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、国等からの交付金、負担金、補助金等の交付決定通知に基づくもの、及び先の豪雨により発生した災害復旧費が主なものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明いたさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 議案第46号、平成28年度苓北町一般会計補正予算（第3号）（案）の内容について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億9,636万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ56億737万1,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。第2表、地方債の補正でございまして。1追加で、災害復旧事業債、林道施設災害復旧事業で限度額750万円、公共土木施設災害復旧事業で限度額7,940万円をそれぞれ追加するものです。2変更で、公共事業等債、特定農業用管水路特別対策事業で340万円増額し、限度額を1,290万円に、漁村再生交付金事業を180万円増額し4,680万円に、緊急防災・減災事業債を100万円増額し2億2,970万円に、臨時財政対策債は発行額の確定により4,110万2,000円減額し、限度額2億2,889万8,000円に変更するものです。地域活性化事業債、集落活性化事業債は交付税措置がないために一般財源から支出することとし、1,160万円全額減額するものです。

9ページをお願いします。歳入です。款1町税、項1町民税、目2法人、節1現年課税分、所得割600万円の減額です。

10ページをお願いします。項3軽自動車税、目1軽自動車税、節1現年課税分400万円の減額です。

11ページをお願いします。款8地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金は、減収補填特例交付金で、交付額確定により24万9,000円の増額です。

12ページをお願いします。款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は、普通交付税の交付確定によりまして、2億188万3,000円の増額です。これは昨年の国勢調査の結果、人口が減少した分を当初予算で減額して算定しておりましたが、人口減の自治体に対しまして、国の算定方法が一部見直されたことにより増額となりました。

13ページをお願いします。款11分担金及び負担金、項1負担金、目2総務費負担金は、節1情報化推進事業費負担金で、苓北町有線テレビジョン放送施設加入負担金で32万4,000円の増額です。

14ページをお願いします。款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付費国庫負担金1,578万円の増額。目3災害復旧費国庫負担金は、節1公共土木施設災害復旧費国庫負担金1億6,0

17万6,000円の増額です。

15ページをお願いします。項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、補助金額の決定により79万9,000円の増額。節4地方創生加速化交付金は、補助金の決定により水産資源発掘創生事業費769万2,000円の増額です。目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金は、保育所等における業務効率化推進事業補助金67万5,000円の増額です。目4教育費国庫補助金、節3社会教育費補助金は、集落活性化推進事業費補助金決定により559万4,000円の減額です。

16ページをお願いします。款14県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付費県負担金789万円の増額です。

17ページをお願いします。項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務費補助金、地域少子化対策重点推進交付金は、結婚相談事業補助金不採択により161万2,000円の減額。地域づくり夢チャレンジ推進補助金は、天草長崎航路を利用した交流促進事業250万円の増額です。目2民生費県補助金、節1社会福祉費補助金は、地域介護福祉空間整備等施設整備補助金60万円の増額。目3衛生費県補助金、節2環境衛生費補助金は、海岸漂着物地域対策推進事業補助金200万円の増額。目4農林水産業費県補助金、節1農業委員会補助金は、農地中間管理機構集積支援事業補助金27万3,000円の増額。節2農業費補助金は、多面的機能支払推進交付金、農業用河川工作物等応急対策事業補助金、中山間地域等担い手収益力向上支援事業補助金、団体営農村地域防災減災事業補助金、合わせて680万円の増額。節4水産業費補助金は、農山漁村地域整備交付金200万円の増額です。目7災害復旧費県補助金、節1農林水産施設等災害復旧費補助金は、林道施設災害復旧補助金1,260万円を新たに計上しました。

18ページをお願いします。款15財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金は、九州電力株式配当金15万円を新たに計上しました。

19ページをお願いします。款17繰入金、項1特別会計繰入金は、それぞれ特別会計の事業確定により、目1介護保険特別会計繰入金307万2,000円の増額、目3宅地造成事業特別会計繰入金45万5,000円の増額です。

20ページをお願いします。項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、財政調整基金取崩し1,030万円の減額。目2減債基金繰入金は、減債基金取崩し5,000万円全額減。目4苓北ふるさとづくり応援基金繰入金は、32万円の増額です。

21ページをお願いします。款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、27年度決算額確定により1,372万7,000円の増額です。

22ページをお願いします。款19諸収入、項3貸付金元利収入、目1貸付金元利収

入は、奨学金償還金84万円の増額です。

23ページをお願いします。項4受託事業収入、目1農林水産業費受託事業収入は、農地中間管理機構特例事業受託収入7,000円の増額です。

24ページをお願いします。項5雑入、目1雑入は、スポーツ振興くじ助成金の決定が主なもので、合わせて944万3,000円の減額です。目2過年度収入、節4貸付金元利収入過年度収入は、奨学金返還金過年度収入210万3,000円の増額です。

25ページをお願いします。款20町債、項1町債、目2農林水産業債、節1農業債は、特定農業用管路等特別対策事業分340万円の増額、節2水産業債は、漁村再生交付金事業分180万円の増額です。目4消防債、節1緊急防災・減災事業債は、広域連合消防庁舎事業分100万円の増額。目5教育費、節2社会教育債は、集落活性化推進事業分1,160万円の減額。目6臨時財政対策債は、発行額の確定により4,110万2,000円の減額。目7災害復旧事業債、節1農林水産施設災害復旧事業債750万円、節2公共土木施設災害復旧事業債7,940万円を新たに計上しました。

26ページをお願いします。歳出です。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節3職員手当等、節4共済費は、4月の職員の異動に伴う人件費分でございます。以後、人件費部分については説明を省略させていただきます。節8報償費は、ふるさとづくり寄附謝礼品32万円の増額、節25積立金は、土地開発基金45万5,000円の増額です。目4会計管理費は、人件費です。目5財産管理費、節11需用費は、船客待合所等の修繕料25万円の増額。節14使用料及び賃借料は、複合機のリース料30万8,000円の減額です。目6企画費、節3職員手当等は、人件費、節8報償費は、志岐氏サミット関係講師謝金21万円の増額。次は、県の補助事業で行う天草苓北航路を利用した交流促進事業、並びに志岐氏サミット経費で、節11需用費41万5,000円の増額。節2役務費46万3,000円の増額。

27ページ。節13委託料は、空き家バンク機能追加のためのホームページ改修委託料、県の補助事業で行う天草長崎航路を利用した交流促進事業として、富岡港に電気自動車をおいて2次交通の実証実験を行う事業と、天草長崎航路確保維持計画作成に必要な費用を計上し、委託料合わせて565万円の増額。節14使用料及び賃借料は、天草長崎航路を利用した交流促進事業費として、船舶借上料18万円の増額です。目10交通安全対策費は、カーブミラーの修繕料112万円の増額、目11地域間交流費、節9旅費は、天草郷友会出席旅費9万円の増額。節11需用費は、関西天草郷友会参加費7,000円の増額です。目13電算システム管理費、節13委託料は、電算システムの保守委託料、番号制度にかかるシステム改修委託料、合わせて166万9,000円の増額です。目14情報化推進費、節13委託料は、イントラネットサーバー機器保守点検委託料、苓北町地域情報通信基盤施設保守委託料、合わせて56万円の増額。節1

8 備品購入費は、有線テレビ加入者増による機器購入費 24 万円の増額です。

28 ページをお願いします。目 15 企業誘致対策費は、人件費です。

29 ページをお願いします。項 2 町税費、目 1 税務総務費、節 3 職員手当等、節 4 共済費は、人件費。節 13 委託料は、レッドゾーンにかかる宅地の鑑定評価業務委託料 100 万円の増額です。目 2 賦課徴収費、節 7 賃金は、職員の育児休業にかかる賃金 18 万 7,000 円の増額。節 13 委託料は、軽自動車税検査情報提供委託料 1 万 1,000 円の増額です。

30 ページをお願いします。項 3 戸籍住民基本台帳費は、人件費です。

31 ページをお願いします。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節 2 給料から節 4 共済費までは人件費、節 8 報償費は、民生委員・児童委員の退職者増により 8 万円の増額。節 23 償還金利子及び割引料は、臨時福祉給付金事業確定のため、返還金 199 万 9,000 円の増額です。目 4 介護保険事業費、節 19 負担金補助及び交付金は、公的介護施設等整備費補助金 60 万円の増額。目 5 後期高齢者医療費、節 19 負担金補助及び交付金は、老人医療給付費 5,000 円の増額。目 6 障害福祉費、節 20 扶助費は、障害者自立支援介護給付費 3,156 万円の増額です。

32 ページをお願いします。節 23 償還金利子及び割引料は、福祉事業費の確定により国、県への返還金 431 万 1,000 円の増額です。

33 ページをお願いします。項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節 19 負担金補助交付金は、保育所等における業務効率化推進事業補助金 90 万円の増額です。

34 ページをお願いします。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費、節 13 委託料は、10 月から新たに定期接種となった B 型肝炎の予防接種委託料 52 万円の増額です。目 4 斎場費は、斎場外壁修繕料 1,000 万円の増額です。目 5 健康増進事業費、節 13 委託料は、健康検診委託料で親子の生活習慣予防検診委託料 8 万 1,000 円の増額です。

35 ページをお願いします。項 2 清掃費、目 1 清掃総務費は、人件費、目 2 塵芥処理費は、海岸漂着物地域対策推進事業費で、節 4 共済費、節 7 賃金、節 11 需用費、節 13 委託料、節 14 使用料及び賃借料、合計で 260 万円の増額です。

36 ページをお願いします。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費は、財源区分の変更。目 3 農業振興費は、多面的機能支払推進交付金事業費の減額で、節 7 賃金、節 9 旅費、節 11 需用費、節 12 役務費、節 14 使用料及び賃借料、それぞれの減額。節 19 負担金補助及び交付金は、中山間地域等担い手収益力向上支援事業補助金 124 万円の増額です。目 5 農地費、節 11 需用費は、三九郎堰の修繕料等で 200 万円の増額。節 13 委託料は、河川工作物の測量設計委託料、ため池のハザードマップ作成委託料、合わせて 490 万

円の増額です。節19負担金補助及び交付金は、特定農業用管水路等特別対策事業負担金、地域密着型の農業基盤整備事業負担金、合わせて705万円の増額です。

37ページをお願いします。目6農業経営基盤強化推進対策事業費、節11需用費は、消耗品7,000円の増額。目7堆肥センター管理費、節18備品購入費、27万4,000円の増額です。

38ページをお願いします。項2林業費、目2林業費、節3職員手当等は人件費。節11修繕料60万円の増額。節13委託料は、林道災害用地の登記用分筆測量委託料1,050万円の増額です。

39ページをお願いします。項3水産業費、目1水産業振興費、節2給料から節4共済費までは人件費で、次からは、地方創生加速化交付金事業で実施する水産資源発掘創生事業費で、節11需用費3万円の増額。委託料817万2,000円の増額。原材料費10万円の増額です。目3漁港建設費、節2給料、節4共済費は人件費で、次は、志岐漁港臨港道路事業費で、節13委託料は基準点の移設業務委託料40万円の増額、節15工事請負費は、橋梁の下部工の工事費500万円の増額です。

40ページをお願いします。款6商工費、項1商工費、目1商工総務費は、人件費です。目2商工業振興費、節19負担金補助及び交付金は、苓北町小規模事業者支援補助金120万円の増額です。目3観光費、節7賃金は、観光施設等清掃賃金92万8,000円の増額。次からは、国立公園60周年記念事業費で、節8報償費は、オルレ等参加者記念品代20万円の増額。節11需用費は、食糧費、パンフレット等の印刷費で22万5,000円の増額。節13委託料は、参加者の送迎用のバス運行委託料1万4,000円の増額です。目5富岡城公園管理費、節11需用費は、資料館の特別展開催のため、43万2,000円の増額です。

41ページをお願いします。款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費は、財源区分の変更です。

42ページをお願いします。項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費は、人件費です。目2道路維持費、節11需用費は、行政通信で要望のあった箇所の修繕料500万円の増額。節14使用料及び賃借料は、崩土取り除き等の重機借上料300万円の増額です。目3道路新設改良費は、坂瀬川和田の多々羅線曲部改良の事業費で、節15工事請負費280万7,000円の増額。節22補償補填及び賠償金は、電柱移転補償費46万9,000円の増額です。

43ページをお願いします。項3河川費、目1河川総務費は、河川の支障木伐採のための費用で、節7賃金、臨時雇賃金34万8,000円の増額。節14使用料及び賃借料は、軽トラックリース料15万円の増額です。

44ページをお願いします。項5住宅費、目1住宅管理費は、人件費です。

45ページをお願いします。款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節1.9負担金補助及び交付金は、天草広域連合御所浦分署、新和分署の庁舎建設事業費の増によりまして、負担金148万4,000円の増額です。目2非常備消防費は、財源区分の変更。目4災害対策費は、地震、大雨等の警戒待機に伴う時間外勤務手当100万円の増額。節9旅費は、大津町等への職員派遣旅費60万円の増額。節1.1需用費は、和田地区避難路の修繕料23万9,000円の増額。節1.6原材料費は、上津深江広域避難地等の植栽原材料費31万円の増額。節2.0扶助費は、熊本地震被災者宿泊助成金30万円の増額です。

46ページをお願いします。款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費は、人件費です。

47ページをお願いします。項2小学校費、目1学校管理費、節1.1需用費は、志岐小学校太陽光パソコン等の修繕料43万5,000円の増額。節1.3委託料は、ICT教育支援業務委託料75万6,000円の増額です。

48ページをお願いします。項3中学校費、目1学校管理費は、中学校の高圧開閉器の修繕料20万円の増額です。

49ページをお願いします。項4社会教育費、目1社会教育総務費、節2給料から節4共済費は、人件費です。節1.9負担金補助及び交付金は、志岐小学校自主文化事業負担金、天草文化協会会費、合わせて7万5,000円の増額です。目2公民館費、節1.1需用費は、都呂々公民館引き込み開閉器修繕料17万円の増額。節1.9負担金補助及び交付金は、西川内分館の土地借上料5,000円の増額です。目3社会教育施設費、節1.1需用費は、総合センター外灯等の修繕料145万円の増額です。

50ページをお願いします。項5保健体育費、目1保健体育総務費、節1.9負担金補助及び交付金は、中止になった県民体育祭出場補助金146万2,000円の減額です。目2学校給食費、節2給料から節4共済費は、人件費。節1.1需用費は、給食調理場の機器修繕料58万7,000円の増額です。

51ページをお願いします。款10災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目2林道施設災害復旧費、節3職員手当等は、時間外勤務手当10万円の増額、節9旅費は、査定等の普通旅費3万円の増額、節1.1需用費は消耗品費5万円の増額、節1.5工事請負費は、林道災害復旧工事費6件分2,100万円の増額です。

52ページをお願いします。項2公共土木施設災害復旧費、目1河川等災害復旧費、節1.1需用費は、消耗品費20万円の増額。節1.5工事請負費、現年度分、道路13件、河川9件分で2億4,700万円の増額。節1.7公有財産購入費300万円の増額。節2.2補償補填及び賠償金100万円の増額です。

53ページをお願いします。款11公債費、項1公債費、目1元金は、財源区分の変

更です。

以上で、平成28年度苓北町一般会計補正予算（第3号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山本政人君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑の場合はページを言ってから質疑をお願いします。

質疑はありませんか。高戸君。

○3番（高戸幸雄君） まず、17ページです。団体営農村地域防災減災事業補助金450万円の中身を教えてくださいと思います。

その次が、24ページ、諸収入の雑入でございますけれども、スポーツ振興くじの助成金が1,113万2,000円と26万7,000円の減額となっております。これは相手項目がおそらく社会教育施設費49ページにあがっている、その他の財源1,139万9,000円だろうと思われましてけれども、節の段において何ら変更がございません。たぶん天然芝でございますので、避難地のサッカー場に関わる関連だと思っておりますけれども、当然これだけ減額になれば、サッカー場の設備に伴う工事費と言いますか、それが減額になるのが普通ではないかと思っておりますけれども、この点の説明をお願いしたいと思います。

それから、最後が34ページ、斎場に1,000万円の修繕料が計上してございます。繰越明許で、斎場の何て言えばいいですかね、煙突の工事ですかね、火葬炉ですか、あれが、計上してございますけれども、あのときも1,800万円程度ですかね、金額はちょっと今うろ覚えでわかりませんが、あのときも修繕料に組んでありました。こういうふうに大きな金額になりますと、需用費で組むよりもやはり本来、工事費に組むのが本当ではないかなと思っておりますけれども、その見解と申しますか、需用費に組まれた経緯をお知らせ願ひしたいと思います。

以上の点、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 17ページでございます。団体営農村地域防災減災事業補助金でございます。これは36ページでございます支出で、ハザードマップ作成委託料、これにかかるものでございます。国の助成を受けまして、西川内第2ため池、折山第1ため池のハザードマップの作成をさせていただきます。

以上です。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 24ページの財源の変更でございますけれども、これはおっしゃるとおりサッカー場芝生化の事業のスポーツ振興くじの減額でございます。当初、申請では8割と備品の芝刈り機の3分の2の補助金の申請をしておりましたが、交付決

定が芝生化事業においては6割、草刈り機においては53.3パーセントと、金額にして1,139万9,000円の減額となりました。当然、おっしゃる事業費を今度は縮小せんばいかんということをおっしゃられましたけども、ある程度の確保ですね。面積のサッカー場の確保をしなければならないので、それを縮小するということができずに、当然向こうに問い合わせまして、小さくなった分は来年度も申請が可能かということを探ねたところ、もう1回きりの申請だということで、やむを得ず今回面積を確保するために一般財源を使いまして、工事をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 今回、修繕料として1,000万円上げさせていただいた経緯につきましては、今回の修繕につきましては外壁の修理ということで、腐食部分の補修とか現況に復するというので、これにつきましては修繕料で取り扱ってよろしいということでありましたので、修繕料で計上させていただきました。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 確かにですね、需用費でしたほうが安いかもしれませんが、1,000万円の根拠と言いますか、1,000万円という金額を表すにはそれ相当の設計と言いますか、それが必要だったろうと思いますけれども、その金額は全然上がっておりません。どこかの業者の方の設計施工ならばわかるわけですが、一般的に考えるときに公共事業についてはやはりこの程度の金額ならば、何回も申しますけども、工事請負費にあげてピシャットしたところで、ピシャットしたという言葉は適切な用語ではないかもしれませんが、今後そういったふうにしていただきたいなと思っております。

それから、教育課長からサッカー場のことで今言われましたけども、私、今回、一般質問でもいたしましたように、やはり交流人口のことも確かに大切ではございますけども、直近のいろんな諸政策に対することも考慮していただきながら、入ってくるお金が減った場合には、それ相当に対応できるような計画と言いますか、それをしていただきたいと思っております。一般質問でも述べましたけれども、計画一旦見直しということもできるならですね、確かにそういった面積も必要だと思いますけれども、その点についてもどこか、金額ないならば、どこかを減らそうとか努力しようとか、そういったことについての再検討もお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（山本政人君） どっちが先します。教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 再度ですけども、この計画を立てるときにですね、ギリギリのサッカー場の面積を確保しましたものですから、どこを削るということが一体的な

もんですから、削るところがないということでもう検討は十分しましたけども、一般財源で施工させていただきたいと、減額分はですね、というふうに思っております。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 47ページの教育費、小学校費の中で、委託料でICT教育支援業務委託料が75万6,000円になっております。先ほど、説明の中で素通りされたので、その内訳について、中身について教えてください。

それから、43ページで、庁用車リース料15万円が軽トラックということでした。役場にも軽トラックがかなりありますが、この間、15万円のリース料を払う間、他の軽トラックは空かなかったのか。空くことができなかったのか。お尋ねします。

それから、42ページに、22補償補填及び賠償金が46万9,000円あります。これ電柱の移転ですが、これは、電柱は建てた人が、九電なりが移転についてはですね、経費はみるんではないかと思いますが、どうだったでしょうか。

それから、7ページ、8ページも関連しますが、この中で7ページの町債、それから8ページの公債費、これ町の財政運営はこれまで借入金と返済金では、借入金は返済金をオーバーしないということが基本だった。入るを量りて出ざるを為すということが基本だったというふうに話しておられました。でも、今日のこの第3回目の補正の段階で、5,000万円ぐらい借り入れが増えてくるというふうになってきますが、今後どうしていかれるのか。これはやっぱり後世に負担を残さない財政運営のためには、従来の考えを押し通すと言いますか、それを変えないということが大事だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 47ページの委託料でございます。ICT教育支援業務委託料です。これは富岡小学校に対するICTへ支援員を派遣するための委託料でございます。18万9,000円の4ヶ月分ということで計上させていただきました。

以上です。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 42ページの電柱の移転補償の件でございますが、今現在立っております電柱につきましては、九州電力が県道敷きに設置をいたしております。今回、町道多々羅線基点部の改良に伴いまして、移設後の行き先と言いますか、そこは町道敷きになってまいります。これが県道敷きから県道敷きという中で対応できればよかったんですが、どうしても道路幅員の中で町道敷きに移さざるをえない状況でございました。

それから、この電柱を動かす理由でございますが、町が改良工事に伴いまして移設をお願いすることになりますので、設置者である九州電力のほうで2分の1の負担をして

くれとそういう約束事でございますので、この負担についてはやむを得ないというふう
に考えておりますが、当初の協議の段階よりは安くですね、ご相談ができたものという
ふう理解をいたしております。

続きまして、43ページに計上しております河川の支障竹木の除却に伴いますところ
の軽トラックのリースでございますけれども、今、役場内に確かにご指摘のように軽自
動車等々がございしますが、それぞれの部署で非常勤の職員の方等が草刈り、もしくは海
岸の漂着ごみの収集等々で利用されております。土木のほうでも、町道の維持作業等に
使っておりますので、この河川の支障竹木除却に伴うところの空きの車がなかったとい
うようなことでリースの1台分ですね、2ヶ月分という形で計上させていただいたとこ
ろでございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 起債の借入れと返済の考え方については、先ほど、
浜口議員がおっしゃったとおり減らしていく方向でという基本方針は変わりません。今
回の補正につきましては、災害の対応の部分がほとんどでございますので、そういった
ことでやむを得ないということで計上をさせていただいております。

○議長（山本政人君） いいですか。ほかにあったかな。課長覚えとらん。よろしいで
すね。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 町債の借入れと返還金については、今おっしゃったような形
ですね、災害復旧でやむを得ないんだということであれば、やむを得ないのかもしれ
ませんが、ぜひこれは、先ほどちょっと触れましたが、後世に負担を残さないというこ
とは原則だろうというふうに思いますし、町長も当初予算のときには大抵予算の説明の
ときはそのことに触れておられますので、このことは引き続き、その考え方、及び行動
は継続してください。

それから、47ページ、ICTですが、富岡小学校が重点校に今なっとつとですか
ね。これ6月の一般質問のときにもちょっとお尋ねしましたけども、ぜひ全校に小学
校、中学校も含めて全校に広げられるように、お金も必要だというふうに思いますの
で、財政の状況もですね、拮みながら。その成果が大事だと思います。まちづくりは人
づくり。子どもたちの基礎学力の向上のために非常に有効だということが、山江村の新
しい教育長さんの発言でもありました。現場から直接、一番実感しておられることが、
この前、熊日新聞に載ったんだらうというふうに思いますので、ぜひその取り組みを強
化してください。

それから、43ページの軽トラックで、2ヶ月間ならばですね、そういうことでどう
しても車が空かなかったんだということだろうと理解はしますが、1年とか2年とかで

あれば話は別ですが、2ヶ月ぐらいならばなんとか工夫をされるべきではなかったかというふうに思います。

以上です。あと1回答弁お願いします。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） ICTの導入につきましては、富岡小学校、今年度も引き続き検証してまいりまして、成果をはっきり検証しまして、その後、導入について、又、検討を加えていくということでございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今、議員のほうから2ヶ月間という期間であるので、融通させてでもすべきではないかというようなご意見をいただいたところでございますが、どうしてもこの期間に集中させてですね、事業に取り組む必要がございますので、今日は車がないので作業員の方に休んでくださいというわけにはいきませんので、やむを得ず、車を確保させていただいたというようなことをご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

○8番（浜口雅英君） あと1回。47ページ。

○議長（山本政人君） 今度が3回目かな。

○8番（浜口雅英君） 今度が3回目。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 47ページの教育費で、今、説明いただきましたが、富小を引き続きということではなく、先ほどの質問の中で、全校に広げてほしいということを質問しましたので、ぜひそういう形で取り組みをしてください。財源的にも厳しいという話も聞きましたが、具体的に600万円ぐらいだったですかね。そういうこともあって、それはお金がないということであれば、他の事業を削ってでも一般財源を使って取り組んでもらいたい。繰り返しになりますが、子どもたちの基礎学力を上げることが、まちづくりにつながるということになってこようと思います。この事業は、これも繰り返しですが、山江村の新教育長が効果があったんだと。学力テストかなんかで平均10点ぐらい上がったということも示しておられました。ぜひ、積極的な取り組みをお願いします。

終わります。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） かなり質問事項がありますので、答えていただく方はページ順

番にずっと答えてください。これだけのページがありますので、あっちいきこっちいきすればですね、私も何を言ったかわかりませんので。私も最初から順々にずっと説明していきます。ある程度あっちこっち課長さん方変わるとは思いますが、そこら辺をですね、混乱しないようにひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

まず、9ページでございます。所得割の法人税がですね、600万円減額となっておりますけれども、その理由をお願いします。

同じく軽自動車税、次の。当初予算の、組んどってなぜ減ったかと。まだ半年ぐらしかならんとですね。なぜかと。そこら辺をひとつよろしく願いします。

それから15ページ、集落活性化推進事業補助。この内容、そして減った理由。減額になった理由を教えてください。559万4,000円。

17ページですね。3の200万円の海岸漂着物地域対策推進事業補助でございますが、これはどういったものか教えてくださいなと思っております。

それから、同ページの目の4の農業補助でございますが、農業用河川工作物等応急対策ということで160万円上がっておるわけですが、これについて説明をお願いをいたしたいと思います。

それから、次ページ、18ページです。九電の配当金の関係ですが、これは出資の状況が、すみません、私、勉強不足ですので、もう1回、出資の状況とか配当の状況等を詳しくご説明をお願いしたいと思います。

それから、24ページ、雑入のスポーツ振興宝くじ助成金。これは前にも高戸議員のほうからご説明がございましたけれども、この件については支出のほうで、歳出のほうでどこにあるのか。それと1,000万円ぐらい減っとなって、どういった財源の対応をなされるのか。財源の対応までですね。それから、できれば今後の見通しも併せてお願いをいたしたいと。

それから、26ページ、総務管理費の5財産管理費のうちの使用料及び賃借料、14ですね。総合リース料ということで、30万8,000円減額になっております。これは当初の見込み、契約とかなんかはなかったのか。年度始めです。途中でなぜこういったことで見直しがあったのか。

それから、企画費です、次の6ですね。報償費の講師謝金が21万円出ておりますけれども、これはどういった講演会かなんかだと思っておりますが、そこら辺も教えてくださいな。

次ページ、27ページです。委託料でございます、総務費のですね。先ほど、ホームページの改修委託料として23万円。これ空き家バンクの云々のとき聞きましたけれども、ホームページの改修で23万円はどういった形で要るのかなと。例えば、私たちがホームページを立ち上げますのでということで、業者さんをお願いしても7万円ぐらい

です。新しくつくってもですね、立ち上げてもしいった業者さんがおいでですが、23万円となるとこれはあるところに載せるだけだと思いますので、そこら辺ちょっと高額かなというような認識を持っておりますので、そこら辺の内容をですね、計算の内容。

それから、次の業務委託料が542万円出ております。これも委託と思いますけれども。これも年度当初の予算でわからなかったのか。かなり大きな額でございますので、半年過ぎて、今出てくる理由をお願いいたしたいと思います。

それから、次のですね、10の交通安全対策費、112万円。これはカーブミラーの云々等ということでありましたけれども、この前、交通安全対策委員会の中で、私も申し上げましたが、白線、停止線、あるいは白線等がいっぱい消えております。そこら辺もこれに入っているのかどうか。補正で対応するというようなことをちょっと聞きましたが、そこら辺をお願いいたしたい。

それから、次の電算委託料もです。これは、当初契約と今の契約の状況。今後、これだけ増えますというのが途中で出てくるのか。どういった契約になっているのか。そこら辺。

次の情報、イントラもです。なぜ委託料が途中で上がったり下がったりするのかどうか。

それから、29ページの2のですね、2、2、13のこれも委託料ですが、軽自動車検査情報提供委託料と。これはどういうものか教えていただきたい。

それから、斎場費のですね。34ページです。4、1、4の11、これも先ほど、高戸議員さんから出ましたけれども、1,000万円というのは私も高いと思います。この1,000万円という修繕料の根拠を教えていただきたい。これは高戸さんのときなかったですね。根拠はなかったですね。根拠を教えていただきたい。

36ページ、5、1、3の19負担金でですね、中山間地域等担い手収益力向上支援事業補助が124万円。これはどういったものかと実績がどういった、現にどういったものかと。実績はどんなことが出てくるのかということをお願いしたい。

それから、次の5のですね、5、1、5のこれもやっぱり委託料で、13ハザードマップ、先ほど、池の云々ので聞きましたけれども、ハザードマップ、先ほど、語学のとり方でいろいろ問題になりましたけれども、私も横文字が苦手でございます。このハザードマップというのはどういう意味なのか教えていただきたい。

それから、漁港建設費の39ページ、5、3、3の15、500万円が出ております。これちょっと説明があったような気がするわけですが、私が聞き漏らしかもしれませんが、この場所あたりを教えていただきたいと思います。

それから、42ページ。7、2、2のですね、これもさっき話が出とったかなと思い

ますが、11と14、修繕料と重機借上の分でございますが、この辺はですね、たぶん災害よっての応急的なもんだろうと思ひますが、他市町を歩いてみますと、かなり赤杭が打ってあります。ここは案外、応急的なことで片付けてしまつてあつて、災害の採択の申請が少ないんじゃないかならうかなと思つております。これは河川費を含めたところでお願ひですが、できるだけそつちのほうの補助、災害復旧事業等にのせた申請をしていただいて、それからこぼれた分についていろいろこういつた維持的なもの使えばいいんじゃないかならうかならうと思つてるところでございますが、そこら辺。

それと、これに関連してですね、私、赤仁田川にこの前、周つて見せていただいたんですけれども、まだ災害関連とかですね、一定債とかつていう制度はあるのかどうか。もしあつたら、そういった災害の、河川とかバラツと崩れたときはそういったほうの採択方法もあらうと思ひますが、そこら辺の対応はどうなのかということをお教へていただきたいと思ひます。

それから、これも先ほど出ました、同じ42ページの道路新設改良費の中の電柱の移転関係に絡んででございますが、今後こういつた移転補償とかなんかがいっぱいあるとするならば、いろんな形でやっぱり町に負担がかかつてくつとじゃないかならうかなと思ひます。電柱の新設等においては、相当やっぱり気を遣わにやいかんとじゃないかならうかなと思ひますが、今後の対応についてお教へていただければなと思ひます。例えば、今後はなるだけ町道敷きとか公有地には建てさせんというようなことですね、そういったことがあるのかないのか。

それから、49ページ。9、4、2の需用費ですね、17万円組んでございます。実はこれは、この前、先ほど、私、耳がちょっと調子悪かもんですから聞き漏らしたかもしれませんが、都呂々公民館云々とありましたけれども、敬老会をするということであつたとき、ある区長さんから音響設備が悪いと。もう実際アンプが壊れとるということであつて、これの改修かどうか。あるいはもし違ふとならば、これはどうなつたのかということをお願ひいたしたいと思ひます。

それから、51ページの10、1の2の15、2、100万円。これは先ほど、説明があつたかならうと思つると、これについては、めずらしく委託料がありませんが、査定設計のとかなんかで出たやつを活用して、もう町でやっておられるのかですね。これ10について全てです。建設課関係も今回は実施の場合には、昔上がつとつたような感じがするわけですが、委託料が全然入つておりません。次のページにしてもですね、そこら辺がですね、頑張つておられるのかならうということをお聞きたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 今、松本君のほうから盛り沢山に質問が出ました。これは時間も経過をいたしておりますので、ここで昼食のため1時半まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後0時17分

再開 午後1時30分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは休憩前に引き続き、本会議を再開します。

午前中に質問をいただいております松本君の質問。これページごとに回答していただきたいと思いますので、各課長は漏れのないようによく回答ください。

それでは、まず9ページからまいります。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 松本議員からの法人町民税の600万円の減額につきまして、質問がありました件でございます。この件につきましては、平成28年度の予算編成をしますときに、九州電力関係の法人町民税が今年28年の1月に発表されました、第3四半期の決算見込みで利益が見込めるというようなことがありました。それを見込んで現在までの過去の実績から約1,000万円の増を見たところですが、電力関係の関連事業を含めまして当初1,000万円見込んでおりましたので、約400万円ということで、この実績によりまして600万円減額をしたところです。

続きまして、10ページの軽自動車税の減額の400万円でございます。これにつきましては、本年度から13年を超えた軽自動車につきましては、一般の軽自動車税よりも重く税金を課するというので、乗用車であれば通常7,200円ですが、これが1万2,900円に、13年を超えた軽自動車の乗用車につきましては増額をされました。それと、貨物自動車につきましては通常4,000円のところが、13年を超えた軽トラック等につきましては6,000円ということで、2,000円増えたわけです。この新年度予算を組むときにあたりまして、13年を超える軽自動車の台数が一体どれくらいあるかということが、私にとって町のほうで台帳を見ても把握できませんでした。と言いますのが、システムに入ります、いつ購入をしたかというようなことが私たちのほうでは入れるようになっておりませんで、その関係でその台数がわからなかったということで、当初乗用車につきましては、約50パーセントが13年を超えるだろうということで予算を組んでおったわけですが、実際に今年4月1日課税段階で軽自動車協会のほうから正式な内訳が送ってきたわけですが、それによりまして課税したところ約20パーセントということに実績になりました。それから、軽トラックにつきましても当初50パーセント組んでおったんですが、これが40パーセントという形で。この関係で乗用車の分の減額が650台の5,700円分の370万円と、それから軽貨物の160台の2,000円で32万円ということで、約400万円の減額になった次第です。このことで今の時点で400万円減額ということで、補正をさせていただ

たところでは。

○議長（山本政人君） 次、15ページ。教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 15ページの4教育国庫補助金の集落活性化推進事業補助金でございますが、これは旧坂瀬川中学校の改修事業にあてるものでございまして、減額の理由は当初50パーセントで申請しておりましたが、申請数が多いということで国の配分により28.3パーセント、730万2,000円に減額されまして、内示がきまして、その差額559万4,000円を減額するものでございます。

○議長（山本政人君） 次に、17ページ。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 目3の海岸漂着物地域対策推進事業補助金でございますけれども、これは海岸に漂着するごみ、それから漂流物、堆積物等の回収処理にかかる事業、それからそのごみの発生抑制にかかるための事業につきまして、国からの補助があるわけでございますけれども、一応その分を計上しております。歳出につきましては、35ページの塵芥処理費に計上しておりますけれども、2名分の賃金、それからごみ袋代、回収したごみの処理委託料、軽トラックの借上料等に使用をしております。それから、この分につきましては、平成27年度の繰り越しの部分で1年間分計上をしていたわけでございますけれども、補助金の割り当てが3分の2しか内示がございませんでしたので、残り3分の1につきまして、平成28年度の予算として改めて200万円を計上させていただいたものでございます。

○議長（山本政人君） この17ページでは、他にありますか。農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 17ページの農業用河川工作物等応急対策事業補助金でございます。これは淵の上堰、中ノ田堰を補修撤去いたします。この工事は来年度ですが、本年度は業務委託として国の補助金、県の補助金をいただくわけですが、当初国が55、県が1パーセントでございました。県の補助金の増額がございまして、1パーセントが33パーセントまで増額いたしました。その分の増額分が160万円でございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 次に18ページ。企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 九州電力の株式配当金でございますが、平成24年の9月に九州電力の株を3万株購入しております。今まで九州電力が赤字ということで、株式配当がなかったわけですが、今年の株主総会で1株あたり5円の配当が承認されまして、3万株の5円分ということで15万円計上させていただいております。

○議長（山本政人君） 次に24ページ。教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 24ページのスポーツ振興くじ助成金の減額でございますが、これ49ページの財源区分の変更に示してありますとおり、一般財源で対応させて

いただくということで減額分は一般財源で対応させていただきます。49ページの3に
ですね、社会教育設備費の中のその他の欄に減額、1,139万9,000円ということ
で、それを一般財源に振り替えるということでございます。以上です。

○議長（山本政人君） 次に26ページ。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 5の財産管理費、14の使用料及び賃借料の複合機のリー
ス料でございます。これは各出張所の複合機3台を本年4月1日で契約の更新を行いま
した。今年度から長期継続契約の中で見積り入札を行った結果、安価で入札をされたと
いうことで減額となっております。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 企画費の講師謝金21万円でございますが、10月に
開催いたします志岐氏サミットのコンサートの講演の謝金として21万円を増額してお
ります。

○議長（山本政人君） 次に27ページ。企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 町ホームページ改修委託料でございますが、構築設計
料、デザイン制作料、システム制作料含めまして、23万円でございます。参考までに
天草市が今年3月からサイトを開いておりますが、180万円の費用がかかっているとい
うことでございます。

それから、次の業務委託料でございますけれども、当初の説明でいたしましたが、県の
補助事業で行う天草長崎航路を利用した交流促進事業として、富岡港に電気自動車を置
いて、2次交通の実証実験を行う事業の委託料、これが297万円です。

あと、天草長崎航路の確保維持計画の策定に必要な委託料が245万円、合わせて5
42万円でございます。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 10の交通安全対策費の11需用費の修繕料ございま
す。この修繕料につきましては、カーブミラー2面分の5基、1面分の5基分を計上し
ております。この点につきましては、行政通信あるいは交通安全協会の点検に基づく修
繕分でございます。8月時点までにこちらのほうに申し出があった分だけを計上して
おりまして、先ほど、松本議員が言われた白線に伴う分はこれには含まれておりませ
ん。今回、秋の全国交通安全運動の中で交通安全の施設点検を、交通安全協会の各支部
ごとに又、点検をしていただくようにしておりますので、その結果を受けて、次回の議
会の中で又、補正の対応をお願いしたいと思っております。

それから、13電算システム管理費の中の電算システム保守委託料でございます。こ
れは昨年10月に導入をいたしました番号制度関連ネットワーク番号連携サーバーの保
守分でございますけれども、1年間はですね、無料ということで当初計上しておりませ

んでしたけれども、28年の9月でですね、その保守分が切れるということで、今年度10月から29年3月分までの6ヶ月分を新たに追加させていただくための補正でございます。

それから、14の情報化推進費、イントラネットサーバー機器の保守点検委託料でございますけれども、これにつきましてはイントラネットサーバーの強靱化対策を本年度実施するようしておりますけれども、諸般の事情によりまして県との補助金の申請等がずれ込みまして、これが3月末に完了する見込みでございますので、本年11月から来年3月までの5ヶ月分をですね、追加して保守の委託料を計上させていただいているところでございます。

○議長（山本政人君） 27ページは、ほかにありませんね。

次、29ページ。税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 2の2の2の賦課徴収費の軽自動車検査情報提供委託料の増でございます。これは当初予算では年間4,620台の情報提供を予定しておりましたけれども、実績見込みによりまして5,480台に増えました。この増えた分につきまして、860台の1件あたり11.2円の消費税を含めまして1万927円、1万1,000円の増でございます。

○議長（山本政人君） 次に、34ページ。税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 斎場費の1,000万の増でございます。この増の工事の内容につきましては、斎場の外壁の改修工事ということでございます。工事の内容につきましては、ひび割れの補修、これにつきましては約280ヶ所。ひび割れの程度が0.3mm未満のところを136ヶ所、0.3mm以上の箇所が128ヶ所。それと格子部が16ヶ所ということで280ヶ所でございます。それと鉄筋の腐食補修ということで、これにつきましては113ヶ所でございます。この補修を行いまして、樹脂等のモルタル補修を行いました後に塗装を行います。先ほど、高戸議員に申ししておりませんで申し訳なかったんですけども、今回のこの修繕につきましては、平成27年度の繰り越しの委託料が50万円予算化していただきましたが、その中で、この設計委託を行いまして、その結果を受けまして、今回1,000万円の補正をお願いするものです。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 36ページの負担金補助及び交付金の中山間地域等担い手収益力向上支援事業補助金でございます。これはTPP対策事業の補助金でございます。農家に交付するもので中間管理機構におきまして、そこを通じ農地を借り入れて経営の規模拡大、それと収益力の高い作物に転換をいたしまして、収益を向上させるというものでございます。10a当たり5万円の補助金ということで、農家の2経営体が対象になっております。その分の国からの補助金の124万円でございます。

続きまして、農地費の委託料のハザードマップ作成委託料460万円でございます。これは西川内第2、折山第1ため池のハザードマップを作成するというものでございます。前回6月にもいろいろ地震に対して、ダムあるいはため池で崩壊した場合はどうなるかという、そういったご質問もございましたが、この2つのため池は町河川の本流の上流の最上部に位置するものでございます。従いまして、崩壊した場合にはどうしても下流域に影響が大きいということもございまして、その崩壊した場合の農家、あるいは農地、そして宅地の影響範囲ですね、それらを検証するためにハザードマップを作成するものでございます。

続きまして、39ページの漁港建設費の500万円の工事請負費でございます。これは、三会川河口に第1号橋を建設する追加工事の500万円でございます。これは橋脚を建設するにあたりまして、基礎工事をする工事追加の500万円でございます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。42ページ。

○土木管理課長（山口仁人君） 42ページの道路改良費に計上してあります需用費の修繕料についてでございますが、これにつきましては、行政通信等で上がってきております事故への対応の予算ということで500万円の計上でございます。

同じく14の使用料及び賃借料の重機借上料でございますが、これにつきましても、道路の側溝等に溜まっております土砂等の撤去等に対応するための予算計上でございます。

続きまして、新設改良費に計上してございます電柱移転補償費に対する考え方でございますが、これにつきましては本来町道から町道にという形での移転の場合には、九電ないしNTTさんのほうで対応していただく等の取り決めがございますので、その運用についての変わりはないというふうに考えております。今後も従来どおり必要な箇所についてですね、やむを得ない場合、含めまして町道敷きに電柱等の建て込みについては許可を出していく予定でございます。

次に、河川の災害等々も含めた中で災害関連ですね、こういうのが今もあるのかというふうなお尋ねがございました。災害関連の工事等につきましては、一般的には災害復旧事業と河川改良事業を絡めた中での対応というような事業でございますけれども、採択の要件といたしましては、事業費、市町村では1,800万円以上というようなことで、連続して被災をしているような河川、その場合、特に用地等々も必要になってまいりますので、改良等の予定がなされていた場所等ですね、災害が起きた場合にはそういう事業の利用も可能かというふうには考えられますが、今回の河川の場合も点在しております、被災箇所がですね。そういう中で、これらの災害関連での採択というのは難しいというふうに考えているところでございます。

あと、ちょっとページが飛びますが、52ページの公共土木、それから同じく林務のほうでございました、災害復旧の工事に絡んで委託費の計上がないのではないかというご指摘でございましたが、先に審議をいただきました専決の補正予算におきまして、それぞれ委託費は予算を計上をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 次、49ページ。教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 49ページの公民館費の需用費、修繕費でございますが、これは都呂々公民館の引き込み開閉器盤の修繕でございまして、お尋ねの放送設備ではございません。現在、放送設備はですね、大変古うございますが、一応使用には耐えるということです。しかしながらですね、住民の方から大変使いづらいというふうな声も聞きますので、更新が必要かどうか検討したいと思います。

以上です。

○議長（山本政人君） 次、51ページ。農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 先ほど、土木課長が説明したとおり、委託料につきましては専決の予算でご承認いただきまして、それで業務の発注は現在、実施してるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） すみません、先ほど、工事の発注に関しましてですね、災害の申請箇所が少ないのではないかと。極力、災害復旧で採択されるように申請をすべきではないかというようなご指摘をいただいたところでございますが、この河川、それから道路等の災害復旧につきましては、私が役場に入りました40年ほど前まではですね、30万円というのが採択の基準でございました。それが40万円に上がり、今現在は60万円以上が災害の申請要件というようなことになっております。そういう中で小規模なものについてはですね、なかなかやっぱり災害での採択が難しいというようなこともございまして、そういう部分につきましてはですね、申請額が当然上がるか上がらないかというところはある程度、幅を持った中で申請を上げている状況でございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 議長が把握している分では以上ですが、答弁漏れはありませんか。ないですね。松本君、以上で第1回目の答弁です。松本君。

○1番（松本良人君） 24ページ。スポーツ振興くじ助成金ですかね、この分が減額になっているということで、49ページに上げてあるということですが、これは、これが入ってきて事業をするのでしょうか。その事業についての変更とかなんかちゅうのは

ないわけですかね。そこら辺、やはりこれがひも付きの財源であったら、そこら辺、予算の区分なんかってというのははっきりしていただくことには、今の49ページの社会教育施設費の中で減額してあるということで、そのあたり確かに減額をしておりますけれども、これは工事費かなんかっていうのは全然予算化してなかったですかね。私、全然、そこら辺がわからずにですね、前の予算書を見てにゃこんじゃったのですが、そこら辺の説明を1点お願いします。

それから26ページ。企画費の中で、講師謝金ということで21万円組んでありますけれども、これは年度当初にこういった計画があると。そして、予算を決めますというのが当然1年間の分の予算はこれですよということで組んで、イベントなんかも当然そういった組み立ての中でいろんな形を整えていって、予算を整えていくというのが当然でございますけれども、飛び込みで入ったのですか、当初予算には漏れておったのですか。それとも、後でこういったことが入ったのですか。その点をお願いします。

27ページのホームページの改修委託料ですが、これ改修でしょ、新設じゃないんですよ。新たにホームページを立ち上げるのに100云々であって、これは苓北町のあるところに空き家情報とかなんか入るといって、そういうことであれば、当然我々が業者さんに個人的にホームページを立ち上げますからということで頼む場合は、7万円から10万円程度でいいですよということでございますが、こっちの場合はあるところの苓北町のホームページの中に空き家情報を入れるということになれば、天草市云々じゃなくてちょっと違うとじゃなからうかなと思います。そこら辺を。

それから、27ページの10です。この予算は確かに110何基かあって、交通安全協会から上がってきた分を補修しますよということでございますが、町の交通安全を町内の交通に危ないということを総務課自体、あるいは苓北町自体が確認しながら、「ここは危ないよ。白線を引きましょう。」という、そういったことはないんですか。全部、安全協会とか何々協会から「ここぼしてくだせえ、ここぼしてくだせえ。」ていって上がってきた分だけ予算化して白線するのですかね。それはちょっとおかしいんじゃないかかと思います。やはり我々は町のために働くわけですので、そんな何々協会から上がってきて言うてきたもんだけしかしませんよというのは、住民サービスじゃないんじゃないかかかろうかなと思います。この前も白線がいっぱい消えとる。確かに全部消えとりますよ。ほとんど。そこら辺、全然対応はないんだということで申し上げましたけれども、そこら辺は見て危険箇所なんか押さえていただきましたか。そこら辺も1つお願いします。

それから、同じページの13、14ですね。これはかなり160万円とかですね、56万円とかっちゃうぐらいで、途中で上がってっすけど、そこら辺は当然、当初予算のときいくらかできとらんなんとじゃなからうかなと。委託費あたりが妙にですね、全

体的に補正でポッポポッポポッポあがってきておるわけですが、年間、おおよそ、例えば11月の云々がありましたけれども、どっかで11月にもう切れますよとか。1年間は無料ですよとか。もうそれ無料だから、その次を続くとならば当初予算に当然、残された分だけはあげとかんばならんしなもんじゃなかですかね。そこら辺を説明をもう1回お願いします。

それから、29ページ。委託料の件ですね。これは先ほど、車の台数が上がったからということで増額したということでございます。片一方の軽自動車税は400万円減額になっとなつとですね。そこら辺の兼ね合いどうかもう1回ちょっと。片一方は減額、どうも車が少なくなったから減額になりましたよ。税金が減額になりましたと、だっと思ひますけれども、私から聞くとですね、10万円ぐらいのどうせ見越してかけるのですからですね、そこら辺をひとつよろしく。

39ページの漁港建設費は、今回あとで契約が出ておりますその件ですかね。そこら辺を。三会川の下流の橋梁の分ですかね。そこら辺をもう1回教えてください。

それからですね、40ページ。これ私が見落としとっただろうと思ひます。観光費のですな、賃金。観光施設清掃委託が92万8,000円。これ増額と思ひますが、これも当初予算ではなかったのかどうかですね。それと、5番目の公園整備管理費で修繕料として43万2,000円上がっております。これも私見落とししたのかもしれませんので、これは何の修繕料か教えていただきたい。

49ページ。公民館の関係でございます。機材は修繕料の関係でございますけれども、機材はまだきちっとしているということでございますが、何年も使わなかつたつですよ、この機材はですね。そしてたぶんここにおいでの方々の担当課あたりが、あそこで会議をする場合、この機械は使わずにですね、細かハンディのやつを使ってほとんどそれを利用してあると。要するにこの機械は使いにくかつたつですよ。調整をですね、老人会のほうで業者さんを頼んで、これお金はたぶん払うとらんとすると思ひますが、お手伝いの形、そして動くごてなして、そして現在は何人かしか使いきらん、調整しきらんとですよ。ということは、もう本来ならば普通には壊れとるということですね。ぜひですね、敬老会とかそういったところでも指摘がございましたので、やっぱり公の施設でございますので、どなたでも借りられるような状況にしていましてほしい。そう思ひます。

それから、最後に、建設課の方で、全体的にですね、要するに災害対策が少なかつたかなかなかろうかなということで、それに満たないというようなご指摘がございましたけれども、小災害とかなんかのというようなシステムもありますけれども、そういったことも考慮に入れたところの問題でしょうかね。要するに、公共土木で外れた分については起債の対応を100パーセントするというところで、そういったことをできれば補助事業の採

扱をしてもらうようお願いしたいと思います。これはお願いだけでよかです。回答ありません。これありませんので。

以上でございます。

○議長（山本政人君） それでは、ページごとにいきます。

24ページ。教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 24ページの事業費でございますけども、当初予算で設計委託料578万6,000円、工事費4,983万6,000円。備品購入費248万4,000円。合計5,810万6,000円を計上させていただきまして、委託料と工事費の補助金の申請で8割、備品で3分の2ということで申請をしておりましたが、内示額が委託料工事費の分で60パーセント、備品の分で53.3パーセントになりました。ということでございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 次、26ページ。企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 講師謝金ですけども、これは志岐氏サミットの分ですが、当初、志岐氏サミット歴史講演会とシンポジウムという内容で当初予算を組んでおりました。事業内容を検討しました結果、歴史講座と熊本市に志岐由理子さんっていう声楽家がいらっしゃいます。この方にコンサートをお願いしようということになりましたので、その分を増額させていただいております。

○議長（山本政人君） 次。企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 27ページの町ホームページ改修委託料でございます。これは町のホームページの中に、新た空き家バンクのコーナーといいますか、構築する部分でございます。その構築の設計料、デザイン料、システム制作料ということで計上させていただいております。

○議長（山本政人君） 議長がページを言いますから、そのときに手を挙げて。

次、27ページ。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 10の交通安全対策費でございます。修繕の対応につきましては、当然、総務課のほうも巡回に回りますけれども、各行政区からの行政通信による要望、それから町の交通指導員からの施設点検の結果の報告、それから町のほうからお願いをしております交通安全協会各支部からの施設点検の報告に基づきまして、順次修繕を行っております。今後の対応につきましても、先ほども申しましたように、こういった町からお願いをしまして、交通指導員、交通安全協会の皆さまによります交通安全施設点検、それから行政通信の結果を基に、交通安全施設の点検、整備、補修等を行ってまいります。

それから、13の電算システム管理費の電算システム保守委託料でございます。これ

は昨年10月に番号制度の関連ネットワーク番号連携サーバーの保守、このサーバーをつけました。このサーバーの保守点検委託料につきましては、1年間無料ということで本来であれば本年9月までが無料期間ということになっておりましたけれども、当初予算のほうでこちらが計上を漏らしておりましたので、本年10月から来年3月までの6ヶ月までの保守委託料が不足となりますので、その分を追加させていただきご提案でございます。

それから、14の情報化推進費のイントラネットサーバー機器保守点検委託料。これにつきましても、本来であれば本年10月までに情報化強靱化事業ということで、イントラネットサーバーの機器の更新を行う予定にしておりましたけれども、補助金の申請でありますとか、県との調整に少し時間がかかりまして、これが少し遅れる見込みでございます。そういったことで本年11月から来年3月までの5ヶ月分につきましては、遠隔及び巡回保守の延長をさせていただきということで、5ヶ月分の追加のために今回提案を申し上げているところでございます。

○議長（山本政人君） 次に、29ページ。税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 軽自動車の検査情報処理提供委託料でございます。今までは軽自動車の新規取得、移転、転入、転出、抹消、変更等の情報につきましては、情報提供をして委託料を払っておったわけですが、28年度からこの13年の重量化、経過する車とそういうようないろいろな関係もございまして、継続検査分の検査情報も28年度から情報として、こちらのほうに提供いただく。その分につきましてはの委託料は今回補正をさせていただき分でございます。

○議長（山本政人君） 次に、39ページ。農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 工事請負費ですけども、今回国の補助金の追加配分がございましたので、今回工事請負費を計上するものでございます。三会川河口の1号橋の下部工の一連の工事に工事請負費を施工するようにしております。

○議長（山本政人君） 次に、40ページ。商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 観光施設等の清掃賃金の件でございますけれども、平成27年度の決算額を見ますと、217万7,900円ということで決算が出ております。それに対しまして、今年度の当初予算は139万2,000円ということで、抑えて計上してありますので、どうしても草刈りを今まで実施してきた中で、年度途中で予算が切れることが想定をされますので、今回補正をさせていただいております。

又、修繕料で43万2,000円計上しておりますが、これにつきましては、なんと言いますか、修繕ではなくてですね、国立公園60周年記念事業を今回苓北町で記念式典、それと関連事業ということで展示会等を展示しようと予定しておるわけですが、今年度、関連事業をする中で、国立公園の指定に寄与された画家の龍清六さんの絵

画、それから墨絵、そちらのほうを展示する予定にしております。それにつきましては、どうしても管理が空調であるとか、あとは警備の管理が必要となってまいりますので歴史資料館で開催することとし、今入っていただきますと、左側入ってすぐガラスケース、壁面にありますが、そこには既に掲示されている分がございます。そういったことで展示をする際に下の掲示してある分を隠すと言いますか、修理する必要がございますので、その分の経費を43万2,000円ということで、内部調査費ということで計上しております。

○議長（山本政人君） 次、49ページ。教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 先ほども申しましたけども、更新も含めてですね、検討させていただきますと思います。以上です。

○議長（山本政人君） 以上が答弁であります。松本君。

○1番（松本良人君） 24ページのスポーツ振興くじの助成金の関係でございますけれども、これは今年かいくらかの工事費の中にこの分は入っとらんとですかね。これは入っとらんとですか。入っとらんとですかね。入っとつとなら、そこら辺の工事を前に出して云々ということはできんわけですかね。そうせんば私たちは減ったばってんか減りっぱなしということで、なにに関連して社会教育かてわからん。ふつうは工事費の中に浮き上がってくつとじゃなかろうかと思えます。そうした場合は完全にその分が1,000万円減って、一般会計が1,000万円増えとったかなとか。あるいは起債が1,000万円増えますねと、工事費がそのままですねという感じがわかると思えますけど、そこら辺はなかったのかどうかですね。

それから26ページの例の講師謝金の関係。コンサートをするにも講師謝金ですかね、科目が。それでよいか、悪かかをお尋ねをしたいと思えます。

それから、27ページの電算システム関係とか情報推進、目の13、14の関係です。私は、こういった計画であつとつとだが、当初はそういったことは予測できなかったかなと、当然11月まで契約があれば、その後の分を計上しなければいかんのじゃなかろうか。どっかでちょっと1点はですね。漏らしたということで、13の分ですね。漏らしたということで。そういったことを言ってもらえればよかったですよ。当初、これは漏らしておりましたと。すみませんでしたと。私はそれでいいと思えますけれども、そこら辺がどうか。当初から計上してあつたのか。あるいは単純な計上漏れかということですよ。

それから、同じページの10ですね、なんか行政通信で出てきたのを云々とか、あるいはあっちこっちから出てきてお願いできたのを対応していきますとかっていう、私はそういった形で行政そのものをやるのは間違いじゃなかかと思うとですよ。職員がたまには出向いて、ここは交差点だが相当横断歩道消えてわからんばい、停止線がなかばい

って、あるいは中央線が消えとって、そういったことはしてなかつかなど。私は対策委員会のときも警察にも怒ったような感じで言うたんですけども、当然ですね、行政通信、区長に責任をなすりつけじゃなかですか。そこら辺はですね、本当にそれが苓北町のあり方かどうか。そこら辺をもう1点、最後ですので聞きます。

それからですね、先ほど聞き忘れとったと思うのですが、ここ飛ばしておりますが、34ページ、斎場の修繕料。これはひび割れとかコーキングとかですね、鉄筋が見えとるとか。あるいは繰り越しで当初、設計はしていただいたというようなことでございますが、それを修繕料であげて修繕して、あと3年したら漏ったばいというのはあり得る内容なんです。少しでも金がいってもやはり工事請負費とか設計ができておったなら、工事請負とかあるいは見積入札にするとか、正規な請負契約の中でやるのが当然だと思いますけれども、そこら辺、最後でございますので真剣に答えてください。私はこれで最後で言われませんのですね。そこら辺をよろしく願います。

それから、36ページの3、19の担い手云々のですね、説明受けたとですが、これ対象者はおいでですかね。それとT P P関係で前年のですかね、マイナスになったことがあつたですね、いろいろ対象外になったとかいうことですね。1,400万円ぐらいだったと思いますけれども、そういったことはあるのかないのかですね。せつかく計上してありますけれども、対象者数とどういったことおおよそ、代表で、例えばこういったことをやる方が何名ぐらいおいでですよということを教えていただければ。50万円云々のところで答えましたのですね、そこら辺を教えていただきたいと思ひます。

それから、40ページ。目の5、これは修繕料と書いてあつたがどうか云々と出ましたけれども、これはあそこで間違つとったやろ、私もわかりません。何あげてよかかですね。ただ、修繕料の中でですね、今富岡城関係の駐車場あたりには全くもうどこにとめてよかつじゃろわからんごて白線なんか消えてしもうとつとですよ。あそこ、福祉センターの前あたり。やはり富岡城がこっちから見れば、相当かつこよかですよ。ぼつてん、下のほうに行つてみて、駐車場に停めようとしても白線は消え、どうのこうのが消えということで全く観光のイメージはないように感じます。ぜひですね、これ修繕料は足らんと思ひますが、できればどうか工面でもする、あるいはどがんかしてですね、もう1回ですね、そこら辺、細部にわたつて、要するに何て言えばよかですかね、顔ばつかきれいに塗つたつじやつたつちや、着物がほころびとけば見る影もなかという感じがいたしますので、そこら辺ぜひ調査していただいて、やっぱりそこら辺からきれいにしていただきたい。そう思ひます。

以上です。

○議長（山本政人君） 最後の質問でした。したがって、答弁者も納得がいかれるようにできるだけ努力をして答弁をしてください。

24ページ。教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） あくまでも財源区分の変更でございまして、補助金が減ったからということでございますので、委託料と、支出の分はですね、当初、変更はしておりませんので、ここには出てこんということでご理解いただければと思います。

○議長（山本政人君） 次、26ページ。企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） コンサートの謝金は講師謝金でいいのかということですが、講師謝金に該当します。

○議長（山本政人君） 次、27ページ。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 交通安全の施設の点検につきましては、当然、町の職員も順次点検等に回っております。ただ、どうしても台風でありますとか、そういう災害等があった場合には、なかなかそういった点検の漏れ等も出てまいります。その中で各区の区長さん方がですね、率先して回っていただいております、それをもとに行政通信を出していただいております。その他、どうしても職員だけでは不足する場合がございますので、町のほうから交通指導員さん、交通安全の強化委員さんをお願いしまして、各施設、各地区ごとにですね、点検をしていただいております、できるだけ漏れがないような形で修繕を行いたいということで現在体制をとっているところでございます。

それから、電算システム管理費のシステム保守委託料、これにつきましては、当初のですね、計上の段階で半月分が漏れておりましたので、今回改めて半月分について追加をさせていただくということでございます。

それから、14の情報化推進費のイントラネットサーバーの保守点検委託料、これにつきましては、当初は本年10月までにイントラネットの更新を済ませる予定でございましたけれども、諸般の事情により遅れておりますので、このため本年11月から来年3月まで保守委託料の延長が必要になりましたので、今回この5ヶ月分について補正の提案をしているところでございます。

○議長（山本政人君） 次、34ページ。税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 今回の補修にあたりましては、今回の調査測量の前に、コンクリート崩土物の専門家の方に見ていただきました。本体自体には問題はないということを受けまして、それでは外壁につきまして、コンクリートの構造物が中性から酸性になる前に壁面の補修が必要であるということで、現在の状況を把握いたしまして、その中で中性化を保つために外壁の補修、それから塗装を今回工事に上げさせていただいたところなんです。このような中で本体の構造に影響がないというような、こういうことを踏まえまして、修繕料の中で予算を計上させていただきました。

○議長（山本政人君） 次に、36ページ。農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） TPP対策の中山間地域等担い手収益力向上支援対策

事業補助金でございます。対象者は2つの経営体がございます。農家が1、それと農業法人が1。この2つの経営体に交付いたします。前回同じくT P P事業で経営体育成支援事業の補助については配分がございました。特に、農機具の買い替えですね。今回の分につきましては、現在のところ、ほぼ間違いなく交付ができるように考えております。

○議長（山本政人君） 40ページ。商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 松本議員のほうからご指摘いただきましたのは、関連した駐車場の白線が消えているということで、そこら辺も調査して対応するようにというご意見だったと思います。

その中で代表して、川本商店前の城山公園駐車場のことをおっしゃったと思いますので、あそこは町の管理なのか、県の管理なのかわかりませんが、一応確認をしてですね、県が管理ならば県のほうに要望します。その他に関連しまして、駐車場とか海水浴場の駐車場、あと白岩崎の駐車場とか観光施設の駐車場等もございますので、再度点検を行いまして必要があればですね、予算をいただいて整備を行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（山本政人君） これで終わりたいと思います。他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第46号を採決します。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、平成28年度苓北町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第47号 平成28年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第9、議案第47号、平成28年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 議案第47号、平成28年度苓北町国民健康保険特別

会計補正予算（第1号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ917万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ12億3,220万4,000円とするものでございます。

今回の補正は、主な理由といたしまして、国の平成28年度国民健康制度関係業務準備事業補助金の交付決定による国庫補助金、平成27年度決算に伴う繰越金と平成27年度事業確定に伴う国等への返還金や追加交付等が生じたものでございます。

補正予算の中身について、ご説明いたしますので6ページをお開きください。

まず、歳入ですが、款4国庫支出金、項2国庫補助金、目1国民健康保険制度補助金118万8,000円の増額補正は、平成30年度からの熊本県への保険者移行につきまして、平成29年度から納付金算定システムにより、県と納付金の算定のデータ等のやりとりを行うわけでございますが、その準備のため本年度、納付金算定システムを導入するための国庫補助金でございます。

次に、7ページをお開きください。款5療養給付費交付金、項1療養給付費交付金、目1療養給付費交付金875万1,000円の増額補正は、退職者医療療養給付費等、事業実績報告により交付金の不足が生じたため追加交付がされるものでございます。

次に、8ページをお開きください。款11繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金774万1,000円の減額補正は、平成27年度決算により繰越金の増額で財源が生じたもので減額でございます。

9ページをお願いいたします。款12繰越金、項1繰越金、目1その他の繰越金、697万5,000円の増額は、前年度決算による剰余金から条例に基づく積立金1,300万円を控除した額でございます。

続きまして、歳出の補正の説明をいたします。

10ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費118万8,000円の増額は、先ほど、歳入、国庫支出金でご説明いたしました国民健康保険制度補助金として、平成29年度から熊本県と納付金の算定を行うため、本年度納付金算定システムを導入するためのシステム改修委託料でございます。

次に、11ページをお開きください。款2保険給付費は、財源内訳変更のための補正でございます。

12ページをお願いいたします。款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金798万5,000円の増額は、平成27年度実績に伴い、療養給付費等負担金の国への返還金でございます。

以上が、平成28年度9月補正の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第47号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） したがって、議案第47号、平成28年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第48号 平成28年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第10、議案第48号、平成28年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 議案第48号、平成28年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,882万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億9,608万2,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、前年度決算に伴う繰越金と実績報告による国・県及び支払基金の負担金交付金の確定によるものでございます。

それでは、補正予算の中身についてご説明をいたしますので、6ページをお願いいたします。

歳入です。款7繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金ですが、財源不足により476万7,000円の基金を取り崩すものでございます。

7ページをお願いいたします。款8繰越金ですが、前年度決算により、1,395万9,000円の増額補正でございます。

8ページをお願いいたします。款9諸収入、項3雑入、目4過年度収入ですが、精算により支払基金から27年度分介護給付費負担金9万6,000円交付による増額でございます。

9ページをお願いいたします。歳出です。款2保険給付費は、財源内訳の変更でございます。

10ページをお願いいたします。款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金は、15万円の増額です。目2償還金1,560万円の増額は、前年度精算により国、県及び支払基金に対して、負担金及び交付金を返還するものでございます。

11ページをお願いいたします。項2繰出金、目1一般会計繰出金でございますが、前年度実績により、307万2,000円増額し、一般会計へ戻すものでございます。

以上が、平成28年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 7ページですが、繰越金は27年度の決算に基づいた繰越金の額なんですか。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 27年度に基づいた繰越金でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） これ27年度の決算書の額と合っていますかね。何ページですかね。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 決算書の250ページをお願いいたします。この中に、すみません、申し遅れました。介護給付費準備基金繰入金、これに1,400万円を繰り入れた残りの残額が前年度繰越金に入れるものでございまして、前年度の歳入歳出の差し引き残額そのままを繰り入れるものではございません。その説明がちょっと不足をしておりました。失礼いたします。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） とすれば、決算書の2,796万652円がいくってくるわけですかね。これと、法律にもとづく1,400万円との差額がここにきとるわけですかね。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 失礼しました。補正でございまして、名目計上が1,000円ございますので、これを足して補正額が1,395万9,000円を足して、1,396万円。これは、652円は当然、切り捨てである計算でございます。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第48号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号、平成28年度荅北町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第49号 平成28年度荅北町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

○議長（山本政人君） 次に、日程第11、議案第49号、平成28年度荅北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 議案第49号、平成28年度荅北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ138万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,132万円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、平成27年度決算に伴い、繰越金等の確定によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。まず、歳入ですが、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目2普通徴収保険料9,000円の増額は、27年度で保険料の滞納が生じたため、滞納繰越分を計上いたしました。

7ページをお願いいたします。款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金138万円の増額は、27年度の決算による増額でございます。

続きまして、歳出補正の説明をいたしますので、8ページをお願いいたします。款2後期高齢者医療広域連合納付金ですが、27年度分保険料の精算がございましたので、滞納保険料と前年度繰越分をあてて、138万9,000円の増額とするものでございます。

以上が、平成28年度9月補正の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第49号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号、平成28年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第50号 平成28年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第12、議案第50号、平成28年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第50号、平成28年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ129万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億5,096万7,000円とするものでございます。

内容は、前年度繰越金の確定に伴うものが主なものでございます。

歳入につきましては、6ページをお願いいたします。款4繰入金、項2、目1、節1基金繰入金で、繰越金収入により基金取崩しが不要になったため800万円の減額でございます。

7ページをお願いいたします。款5、項1、目1、節1繰越金は、前年度繰越金の確定により670万8,000円の増額でございます。

歳出につきましては、8ページをお願いいたします。款1水道費、項1水道管理費、目1一般管理費、節2給料、節3職員手当、節4共済費は、職員の人事異動に伴う減額でございます。11需用費は、漏水修理等に伴う修繕料で、60万8,000円の増額です。

9ページをお願いいたします。款2公債費、項1公債費、目1元金は、財源区分の変更でございます。

以上で、平成28年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わり

ます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） すみません。8ページ。修繕料ですが、60万8,000円の増額になっております。これに類似してですね、次の下水道にしても、それから次の特排にしてもですね、同じところで修繕料としてあがっておりますが、これ端数整理かなんか、そういった形でされたっですかね。それとも、修繕を確実にしなければならないから上げたということでしょうか。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） これにつきましては、歳入のほうに変更がございまして、それを通常ですと、予備費等にもっていくのが正当かと思えますけれども、修繕料につきましては、特に1番変動が多い歳出項目でございまして、一応修繕料のほうにとりあえず計上させていただきまして、その予算の進行状況見ながら、又、最終的にですね、補正等お願いすることもあるかもしれませんけれども、一応そういう形で全ての会計、今回繰越金の収入があった分につきましては、そういう処理で計上させていただいております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） これは次の下水道にしても、農水にしても同じという形ですね。はい、わかりました。ありがとうございました。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第50号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号、平成28年度荅北町水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第51号 平成28年度荅北町下水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第13、議案第51号、平成28年度荅北町下水道

特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第51号、平成28年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ125万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億5,269万4,000円とするものです。

内容は、前年度繰越金の確定に伴うものが主なものでございます。

歳入につきましては、6ページをお願いいたします。款5、項1、目1、節1繰越金は、前年度決算に伴う繰越金の確定により、125万1,000円の増額です。歳入歳出差引額から、繰越明許費に132万7,000円を差し引きました残額を計上しております。

歳出につきましては、7ページをお願いいたします。款1公共下水道事業費、項1下水道管理費、目1一般管理費で、節2給料、節3職員手当、節4共済費は、職員の人事異動に伴う増減でございます。節11需用費は、新築に伴う公共柵の追加等による修繕料165万1,000円の増額です。

以上で、平成28年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

討論を行います。討論もありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第51号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号、平成28年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第52号 平成28年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第14、議案第52号、平成28年度苓北町農業集

落排水特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第52号、平成28年度荅北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ38万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,781万円とするものです。

内容は、前年度繰越金の確定に伴うものが主なものでございます。

歳入につきましては、6ページをお願いいたします。款4、項1、目1、節1繰越金は、前年度繰越金の確定により38万9,000円の増額です。

歳出につきましては、7ページをお願いいたします。款1農業集落排水事業費、項1農業集落排水管理費、目1一般管理費で、節11需用費はマンホールポンプの修繕料として38万9,000円の増額でございます。

以上で、平成28年度荅北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第52号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号、平成28年度荅北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第53号 平成28年度荅北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第15、議案第53号、平成28年度荅北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第53号、平成28年度荅北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ88万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,982万9,000円とするものです。

主な内容は、前年度繰越金の確定に伴うものです。

歳入につきましては、6ページをお願いいたします。款3県支出金、項1県補助金、目1特定地域生活排水処理事業費補助金、節1特定地域生活排水処理事業費補助金は、平成26年度事業費の確定により計上したものでございます。熊本県浄化槽市町村推進事業交付金は、起債の償還にあてるため、前年度事業費の6.5パーセントを補助するもので、確定により発生の増額でございます。

7ページをお願いいたします。款5、項1、目1、節1繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い87万6,000円の増額でございます。

歳出につきましては、8ページをお願いいたします。

款1特定地域生活排水処理事業費、項1特定地域生活排水処理管理費、目1一般管理費、節11需用費は、ブロアーなどの修理費の増に伴う修繕料で88万4,000円の増額でございます。

9ページをお願いいたします。款2公債費、項1公債費、目1元金は、財源区分の変更でございます。

以上で、平成28年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第53号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号、平成28年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第54号 平成28年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第16、議案第54号、平成28年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議案第54号、平成28年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ77万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ802万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、決算に伴う前年度繰越金の確定と宅地販売実績に伴いまして補正をするものでございます。

歳入の6ページをご覧くださいというふうに思います。今年度に入りまして、富岡八区にございますニュー轟団地の2番、3番の計2筆が販売をいたしました。それに伴いまして、販売実績45万5,000円を増額するものでございます。

7ページをお開きください。繰越金でございます。前年度繰越金の32万4,000円でしたが、名目計上の分を除きまして32万3,000円の増額とするものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。一般会計への繰出金といたしまして、販売金額の増額分45万5,000円を増額するものでございます。

9ページをお願いいたします。予備費につきましては、補正前の額が10万円でしたが、繰越金32万3,000円を増額するものでございます。

以上で、平成28年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。

質疑はありませんか。錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） 6ページの八区の轟団地が2区画売れたということですが、これは浜団地の買い戻しがあったからこの金額になったんですか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 浜団地の分とは全く関係はございませんで、今回、富岡のニュー轟の2番、3番の土地につきましては、九州電力のほうに出入りされておられる協力企業さんがですね、事務所を建てたいということで購入された分でございます。以上です。

○議長（山本政人君） 錦戸君。マイクを上げて。

○11番（錦戸俊春君） そうすると面積はいくらで、単価的にいくらなんですか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今回販売をいたしました富岡ニュー轟の土地につきましては、それぞれ190㎡と187㎡でございまして、金額といたしましては、平米でいくと1万6,000円ぐらいにたぶんなるというふうに理解をいたしているところで

ございます。

当初予算の段階では、大体平均的な宅地の販売、これは財ノ尾も含めてでございますけども、大体三百五、六十万円が上津深江等々含めたところでの、大体平均的な分でございますして、その2筆分を当初計画しておりました。今回売れた分との差額ということの中で、たまたま轟の場合は幾分高かった関係上、差額分のみをですね、当初予算に加えたところの差額のみを実績という形の中で、今回増額をさせていただいたということでございます。あくまでも当初の段階では、予定でしか上げておりません。大体2筆ぐらい売れるだろうということで、350万ぐらいの2筆で当初予算を計上して、平均的な価格の中で708万3,000円という2筆分を計上しておったわけで、今回実際に売れました土地が販売価格として753万8,000円ですね、そういう金額になったもんですから、差額を実際の実績に合わせて計上させていただいたということです。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） あと、この宅地会計が抱えている未買収地は、あとどのくらいありますか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今、現在販売がまだできていない土地がどれだけあるかということでお尋ねでございますが、昨年の当初の段階では、折山、それからニュー轟、都呂々の浜団地、財ノ尾とそれぞれあったわけですが、折山も27年度中に売れております。轟も28年度に入りまして売れましたので、今現在残っております分が都呂々、浜で1筆ですね、町のほうに引き取ってほしいということで、買い戻した分の筆も含めまして、浜団地が2筆、財ノ尾があと残り8筆ということで、計10筆でございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 都呂々の浜団地の途中に山側に杉の大木が植わっている、あそこもまだ売れてない土地だというふうに思います。あれは、昨日もちょっとレッドゾーンとかイエローゾーンとかちゅう話が出ましたが、あの大き木を切り倒すことによってその土地を買おうかと思わす人の安心感が高まると思います。あの大きな木があれば、例えば、家を建てようと思ったときにもなんかあったときに家になんがかかってくる。そういう可能性があるんで、あれは伐採してしまってから再度PRしたらどうかと思いますが、いかがですか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まず、土砂災害の指定の段階におきましてですね、木が立っている、立っていないということよりは、あくまでも宅地から見ました背後の土

地が高さ的に5 m以上、それと傾斜度が30度以上というところの土地がある場合は、そういうレッドゾーン等の指定がなされておるわけでございますが、今ご指摘がありました林地につきましては民地でございます。そこにつきまして、仮に買収ができたといえますと、単なる木の伐採、もしくは私は高さ5 mというのをですね、5 m以内になるように切り下げるような対応、もしくは下に構造物をつくるというようなことをしないと、ここにある土地は売ることはできないと。そういう意味合いで今回買い戻してまいりますので、今後、又、検討をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） レッドゾーン、イエローゾーンの話もですが、現地を見た場合にですね、あの大木がすぐ裏にあるということは、非常に恐怖感を持たれるんじゃないかというふうに思いますので、再度、現場を見ていただいて適切な方法でできるだけ早く、その土地を処分すべきだろうというふうに考えますので対応をよろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第54号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） したがって、議案第54号、平成28年度荅北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで休憩をいたしますが、3時20分まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時03分

再開 午後3時20分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----○-----

日程第17 議案第55号 請負契約〔志岐漁港臨港道路1号橋下部工工事（その1）〕の締結について

○議長（山本政人君） 日程第17、議案第55号、請負契約〔志岐漁港臨港道路1号

橋下部工工事（その1）]の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 議案第55号、請負契約〔志岐漁港臨港道路1号橋下部工工事（その1）]の締結について。

本町は下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成28年9月7日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、志岐漁港臨港道路1号橋下部工工事（その1）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、6,274万8,000円。4、契約の相手方、熊本県天草郡苓北町志岐30番地、株式会社横山建設、代表取締役、横山森茂。

提案理由、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

工事の内容について、ご説明いたします。今回の工事は志岐漁港臨港道路の一部区間になります三会川河口に新たに架けます1号橋の下部工の工事でございます。町道東目線、又、富岡港港湾施設でもあります防潮堤に接続するための橋台を建設するものでございます。工事関係の図面を添付しておりますので、それにより説明いたします。

次のページをお開きください。1号橋全体一般図により、全体の工事概要を説明いたします。桃色の部分が今回の工事部分です。左下の平面図をご覧ください。左のほうは町道東目線側でございます。桃色の部分がA1の橋台となります。その右側が三会川橋河口部分で平面図の上側が海側、右側が紺屋町側でございます。左上の側面図をご覧ください。町道東目線の道路部分に施行するA1の橋台は鋼矢板で施行部分を仕切りまします。直径1.5mの場所打ち杭5本を深さ1.5m打ち込みまして、その上に橋台をつくるものでございます。杭工事は円筒型の鋼製の筒を回転をかけて押し込みながら、筒の中の土砂をハンマーグラブにて掘削排除するオールケーシング工法でございます。これは志岐川2号橋の下部工と同じ工法でございます。5本の杭の上に一般図の右側中程にA1橋台と着色した正面図ではございますが、長さ、これは幅ですけども、18mの橋台を設置いたします。

次のページをお開きください。仮設工平面図でございます。今回の工事は町道東目線の路体部分となる防潮堤の構造物に施工いたします。このため道路の通行に支障が生じます。長期間にわたる全面通行止めを回避し、片側相互通行を確保するために4.2m区間に仮設道路の設置をいたします。平面図の上のほうの赤い部分が、その部分でございます。

もう1つの仮設工として、今後予定いたします橋脚の設置工事や上部工の架設、この架設は架け渡す工事でございますが、資材の搬入やクレーンの機器など作業機械の据え

付け場所を確保するために必要となります。工事用の進入路を設置いたします。平面図の下の赤い部分でございます。河川部分にボックスカルバートを長さ10mの2列に配列いたしまして、河川の流れを確保して、工事用の道路と作業機械の据え付けのスペースを兼ねた進入路を設置いたします。

次のページをお開きください。A1橋台構造一般図により、橋台の構造を説明いたします。1号橋全体一般図でご説明いたしました橋台部分の構造図でございます。A1の橋台は、町道東目線とT字交差することから、上部工の標準部の幅6.1mから徐々に広くなり、角木を設けた幅の18mの橋台になっております。今回の橋台により取り壊した防潮堤は復旧することといたします。架設道路の進入道路につきましては、今後クレーン作業による上部工を架設、これは架け渡す工事でございますが、架設するまでのそれまでの期間活用する予定で現在は考えております。

なお、工事契約の工期は平成29年3月10日までを予定しております。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず、図面の1番目で平面図が示されています。その中で河川の中央は、三会川って矢印に入っているこれなんですか。それとも、上の側面図からすると、ちょうど間をA1とP1の間に河川の中央が入っているようにも見えますが、下の平面図ではちょうどP1橋脚があたるような感じがしますが、どちらですか。と言いますのは、先の坂瀬川地区における集中豪雨の折に、反省として小路橋等々の橋脚に竹木が引っかかって周辺の浸水を招いたということもありますので、どういうことでしょうか。

それから、同じくこの側面図の中で川床から橋下までの空間はどういうところまで想定してあるのか。と言いますのは、現在の三会橋、三会川では、ちょっとした大雨でも三会川の上流側、特に左側ですかね、下流を向いて左側の部分には水がすぐ溜まります。そういうものも考慮してあるのかどうか。

それから、平面図で、仮設工平面図でも構いませんが、橋から東目線に取り付けてありますが、この擦り付け部分を見てあります。これは直角につけてありますが、ここは何tの貨物車まで、このカーブを通れるのかお尋ねします。と言いますのは、町は志岐漁港をメインとしたマグロの養殖を計画されています。当然、坂瀬川海岸、坂瀬川の沖、志岐の沖でマグロの養殖があれば、頻繁に、この道は、臨港道路はそういう貨物車が通行するということになります。そのときに回れない、カーブを回り切れなときは手戻りになります。そういうところも考慮してあるのかお尋ねします。

以上です。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） まず、1番目の中央にかかる部分がP1、河川の状況でございますが、図面の上部を見ていただきたいと思います。失礼しました。1号橋の全体一般図の側面図をご覧くださいと思います。河川がA1とP1、この部分が一番深い部分がございます。従いまして、この部分を開けた状態でP1の橋脚を建設する。そして、A1の橋台を東目線のほうに設置いたしまして、一番河川の河床の低い部分を残すように計画をいたしております。

そして、川底から橋の下まで高さを考慮してあるかということでございます。この部分につきましては、三会川の河口部分でございます。従いまして、川の影響とともに海水の影響がもっとも影響する部分でございます。波の影響、そして潮の満ち引き、それが一番影響が大きいと考えますので、ハイハイウォーターの4.58、これから上に1.02m余裕を持ちまして、波の波力の影響ない範囲を計画いたしまして、桁下がプラス5.6になるように設計をいたしております。

次に、擦り付け部分でございます。T字交差をするように計画し、そして隅切りをつけております。この隅切りにつきましては、大型のダンプトラックより大きい大型バス、これは9mでございますが、これをもとにこの隅切りを半径6mにいたしまして、車道幅員が5mから徐々に広がりまして、18mですね、そこまで広げるように隅切りを計画いたしております。

t数につきましては、トレーラーの台車に何を載せるかということにもなってくるかと思いますが、この橋自体は25tの活荷重で設計をいたしております。25t荷重でございます。従いまして、通行の1番大きい車両といたしましては、全長9mの大型のバスは通れるように設計をいたしているところでございます。

○議長（山本政人君） よろしいですか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず、橋下の高さですが、これは側面図から見ると、今、課長がおっしゃった4.5プラス1.いくらですか、ちゅうのはどの部分になっとっですかね。4.58はこの太線の部分だとわかりませんが、それから上に1mというのは点々に太線になっているその場所なんでしょうか。

それから、三会川の河口周辺の住宅浸水、民地浸水には、当然今課長おっしゃるように、河川の水と海の高潮が両方あいまって、重なってそういう被害が起こっている、これまでの状況だろうと思います。ちなみに降雨量、時間当たりでも日でも構いませんが、時間当たりになってくるのかと思いますが、は何ミリを想定されているのか、想定されていないのか。

それから、トレーラーの話も出ましたが、これはバス9mの旋回能力と言いますか、はバスのほうが優れとるんではないかというふうに思います、全体の長さからしてです

ね。荷重は25tという話ですが、本当にそういうマグロ養殖が盛んになった時期にトラックが通らんごてなったというふうなことはないんでしょうね。

以上です。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 想定雨量というご質問がございました。今回この箇所につきましては、想定雨量はいたしておりません。潮位の動きということで、この桁の高さの決定をいたしております。

もう1件、マグロの基地ができればどうしても通れないんじゃないかというようなご意見でございます。今回は、アクセスいたします町道東目線、これも同じような幅員でございます。町道の以降にアクセスする、その町道の幅員も勘案いたしまして、この隅切りの規模といたしております。どうしても大きなトレーラーの搬入が必要な場合というのは、釜側のほうから搬入する、それかトレーラーの分量を分散いたしまして搬入する。そういったふうに対応するように考えております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今、私もそういう思いを秘めておられるのではないかと思います。というのは、釜側に抜ける道ですね。それから、釜から入ってくる。安田屋のスタンドからですね。それをメインにすれば、志岐川を横断した橋。要するに、志岐漁港から紺屋町、それから東目線の工事は無駄になるわけです。明神山海岸と紺屋町海岸は防波堤として、地域の住民の皆さんに対する高潮対策としてはありがたい工事だと思いますが、橋はいらぬということになります。それで、マグロの志岐漁港から釜のほうをメインと考えればいいわけですよ。ですね。

それから、川床の高さは、これはさっきの当初質問しましたように、坂瀬川における豪雨による民地への浸水は考慮して、一応頭の隅には入った中でこういう取り組みをされたのかということです。それから、そこら辺は、降雨量は想定していないということで、最近の天候状況ではですね、なかなか厳しい面もありますが、再度コンサルさんと詳細な部分をですね、打ち合わせをされて、もし設計変更が必要だということになってくればですね、早めにその取り組みをしてもらいたい。川床から橋桁までの高さ。それから大型車両の進入等々含めてですね、あと1回コンサルさんと打ち合わせをされて、もし設計変更が必要ということになれば、早い段階で取り組みをするべきだと思います。

それから、今課長の話に場合によっては、釜海岸の出入口を使うんだということですが、そういう発言はやっぱされるべきではない。あくまでも、東目線のこの道を重要視しているんですという話をせんと、昨日でしたか、課長さんと町長さんの考えは違うやんかという質問をしました。そういうことにならないように、考え方は一致してこの事

業に取り組むべきだと。あくまでも私たちの税金でこの事業がなされているということは理解してほしいというふうに思います。

終わります。

○議長（山本政人君） 答弁ありますか。農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 今回の臨港道路につきましては、道路構造令をもとに、25t荷重、地域の防災上の位置付け、そして利用状況から特に重要な道ということで、道路構造令のですね、三種の第5級、市町村では重要な道路という位置付けで設計をいたしております。物流道路に限らず、防災上の避難についても利用してまいりたいと思いますので、その点ご理解をお願いいたしたいと思います。

それと、川底の高さ、大型車両の通行トレーラーを含めてですが、これはコンサルと再度確認をいたして工事を進めたいと考えております。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 1点だけお尋ねをいたします。この平面図を見ると、私、素人なんでよくわからないんですけども、ここは歩行者用専用ゾーンというのはつくってあるんでしょうか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 今、現在できております志岐川の2号橋でございますが、その部分につきましても欄干と車道の間にですね、白線を設けまして歩行者の通行の確保を予定いたしておるところでございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 今、先ほどからもしマグロの拠点となった場合、大型車両等が通行を頻繁にする可能性があるわけですけども、先ほど言われましたけど、重要な道路として位置付けをされているということですので、地域住民の交通安全等十分配慮されたほうが、当然いいというのがわかっているんですけども、白線だけで大型車両等の通行の際、道路の幅と人や自転車の通行、その辺を勘案したときに十分な安全対策はなされているのかというのを思うんですけども、その辺はどうなんですかね。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） この道路幅員につきましては、先ほども申し上げましたが、道路構造令で4mの幅ということで構造令によって規定されております。それに50cm、50cmの両端を加えたところで5mということで設計がなされております。計画の交通量も、防災上としても重要な道路と位置付けておりまして、通行量に関してはですね、どうしても現在のところ1日に500台ということで計画をなされております。それに基づきまして、幅員が設計されております。それ以上になりますと、今度は設計が過大であるというような形もとられますので、その辺は議員のご指摘の安全

対策につきましては、白線のみならずですね、どういったことができるか、今後も考えてまいりたいと思います。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） その辺は今、言われましたように白線のみならず、例えば縁石を設置する車幅があるのか。その辺も十分安全対策に考慮された上で実行していただきたいと思います。

終わります。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） この図面とですね、いろいろな諸々のことを申しますと、3回の質問では相当上手に答えていただかんと駄目なようでございます。できれば建設経済委員会あたりで、もう1回見直すというようなことをやっていただければなと思います。

まず1つ、前の委員会とかなんかの折に、橋はお金がかかるからとりあえず。

○議長（山本政人君） 松本君。発言、気になりますがね、質疑をお願いしますよ。

○1番（松本良人君） なんで私んとにばっかこう言われるとですかね。

ここの平面図をいただきますと、赤の線、29年度にまだ明神山側がちょっと残つると。その前に会議あたりで、できれば橋には金がかかるから陸上のほうから、金がかからるところから取り付け等をやっていただいて、供用を早くしていただいて金のかかるところの橋をつくっていただけませんかというようなお願いも再三申し上げたと思いますけれども、それがなされてないのはどういうことかということをお聞きをしたいと思います。

それから、2点目。道路の設計自体1つの案で取り組まれたか。あるいはこういった橋とかなんかちゅうのは、何回かの何本かの設計をしてみて、そしてこれがいいんだなというようなことをやらないかと思えますけれども、そこら辺ですね、検討されたかどうか。

それから、今、再三ですね、浜口議員さん、あるいは野崎議員さん、質疑があつておりますけれども、この図面をしてみますと、例えば紺屋町のほう見ますと、紺屋町の既設のところからののぼり上がったところをどういったことで取り付けるかと。私は、それは相当無理じゃなかろうかと思えます。例えば、あえて37m70の橋桁を使わなくても、もうちょっと短うにしてですね、明神山のほうをいくらか川のほうに出して、明神山のほうに護岸である道路あたりをスムーズに擦り付けるような形はできんだったろうかなと。それから、相当な橋桁が長くなれば長くほど金がかかりますよ。金がかかります、構造計算上から。ここの新地のほうの側は果たして今の堤防の道路のぎりぎりまでにもってきて、杭打ち工法をして、そこに橋台をつくらんばならんじゃったのか、理由

が。そうじゃなくて、まだ1 mぐらい前を出して、河川のほうに出しても川の流れはそこでまき堤をしてありますので、そこがスムーズなまっすぐなれば、水の流れはあまり変わらないと思うとですよ。そうした場合は、橋桁の長さが1 m短くなりますと相当な金が安くなる。そして、先ほど、重量の云々のがありましたけれども、そこら辺の重量の云々のから取り付け部あたりは陸上になりますので、かなり金も安くなる。

それから、先ほど、坂瀬川の小路川の例をとられまして、ひっかかったりなんかするのがあつとじゃなかかと。真ん中の橋桁は大丈夫かというようなことがございましたけれども、私がダッと鉛筆入れてもらっても、7、8 mの道路の橋の長さは短くなれば相当利便性がよくなるんじゃないかかろうかと思しますので、当然真ん中の柱はいらんごてなると。そうしたら浜口議員がおっしゃった橋の真ん中に橋脚はいらんとじゃなかろうか。そういったことが考えられるかなと思ひましてですね。

それと計画高等、いろいろご審議がなされておりますけれども、計画高がですね、地盤高がですね、5 m 3 3 c mあつとに、計画高が5 m 5 7 c m。2 0 c mぐらいしか上がらねえですね。その上に、たしかあそこら辺はパラペットがついとったじゃなかろうかと思つとですよ。パラペットまで水がくるか潮がくるかですよ。本当はそれ以上に上げとかんば、そんな間にですね、橋桁の厚みがですね、1 0 c mぐらい上がつとですかね。1 0 c mくつとですよ。それで計画高ですので、だいぶん河口の分は少なくなりますけれども、もうちょっと上げるべきじゃなかかと。そうした場合はもうちょっと出したりどうかして、計画を見直さんばいかんとじゃなかろうかなというふうなことで、この橋自体は全体的にもう1回ですね、考え見直す必要があつとじゃなかろうかと思ひます。いろんなことであります。まだいっぱいあります。ちょっと見れば。そこら辺から1つ。

○議長（山本政人君） 何点か指摘がありました。農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） まず、1つ目のご質問でございます。金がかからない道路のほうからしてみてもどうかというご質問でございます。先ほど、お配りいたしました一般計画平面図をご覧いただきたいと思ひます。真ん中ほどに志岐川の橋梁がございます。その右側の濃い緑の部分でございますが、浜ノ町側から釜建設海岸、そして町道にアクセスするという図面でございます。この緑の部分については、平成27年度から供用を開始して、同時に海岸の工事を進めてきたわけですが、それも完成いたしましたものですから供用開始しております。そして、26、27年度で真ん中ほどの志岐川の上部工、下部工の橋の建設は済んでおります。一部40 m区間の取り付け、橋に踏み掛け板を置いて、取り付けをする部分でございますが、この部分の工事が残っている状況でございます。そして、明神山海岸とございますが、400 m。この部分につきましては未舗装でございますが、護岸道路、そして側溝の敷設まで道路は完成しており

ます。あと残った部分がですね、今回の三会川の下部工、上部工、そして紺屋町海岸195mというのがございますが、この区間でございます。この区間につきましては、大部分が黒い部分と違いまして、現在の既設の護岸ですね、それと並行してきていた部分違いまして、背後地に埋め立てを必要とする部分がございますので、この部分につきましては、背後地、陸側の家の方々はほこをつくっても、すぐ道に乗れないという状況でもございます。でございますので、あと残っている195mの部分につきましては、橋梁ができないとどうしても利便性が、効果が上がらないんじゃないかということで、今回橋の工事から着工しております。

続きまして、道路の設計を何回かしたのかとかていうご質問でございます。この件につきましては、基本的に国土交通省が出しております道路構造令、そして橋梁の仕様書、そういった基準を基に設計をいたしております。法線の計画につきましては、何パターンか計画をいたしまして、早期にとりかかるように最終的には埋め立て申請が必要のない、範囲内での施工ということで計画をいたして平成24年度から着工いたしている状況でございます。技術的な部分につきましては、先ほど申しましたとおり、国土交通省のいろいろな建設基準、これを基に設計をいたしております。

最後に、川幅、橋梁が短く済むんではないか、安価に済むんではないかというご質問ですけれども、今回の橋梁につきましては、平面図1号橋の全体一般図の下の平面図にありますとおり、河口がですね、河口幅がA1からA2の間である、影響がある、そして大雨のとき、そして潮が高いとき、どうしても河口幅は安全上ですね、この幅が必要であるというふうに判断をいたしまして、このような設計というようになった経緯でございます。以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） すみません。1つもわかりませんでした。私は、今日いただきました平面図から申しますと、臨港道路の取り付けとして40m、平成29年度に施工するようになっております。そして、平成27年度に明神山のほうの400mと全て志岐の橋梁も46mも完成するということになっておるんですね。これから、あとは28年、29年度に富岡側はやりあげますということになっておりますけれども、こういった状態であれば、なんで橋と浜ノ町側のほうをここの40mを早くしていただければ、こっちのほうから土砂でも運搬でも持ち運びでもなんでもできますし、もしですよ、災害なんかあったときにはもうすぐこっから浜ノ町側ほうに逃げられるとですよ。ぼってんが、橋のところに40mの空間がありますので使えない。それでなんでこういったことをしていただけたか。そして、できれば徐々に紺屋町側の海岸の道路をずっとぼちぼちしとって橋をかける。そうでなかつときには、それが難しいならば、橋から架けてもいいんじゃないかろうかと思っておりますけれども、ここの臨港道路として40m残した

関係で、ここの区間は全く死んでしもとつとつですよ。いつ橋梁できるか。来年と思えますけれども、29年度に施工ですからね。まずそこら辺の問題が1つもわかりません。

それから道路構造令とかいうことで難しい話がきております。道路構造令なんかちゅうのは、橋の幅と桁の長さで構造令が決まってくるわけですよ。橋の長さとかですね、高さとかなんかちゅうのは全くなかったですよ。あるいはここの車は何tとおりますので、何台通りますのでどうのこうのしなさいというのが道路構造令なんですよ。そこら辺、こういった場所ですね、そういった公的な話をポツとできますと、私たちも構造令でのそりゃしょんなかなというようなことで解釈するようだと思いますけれども、私の知る範囲ではそう思います。それで先ほどから、もう2回目ですのでね。なかなか難しいんですけども、この紺屋町ほうのですね、取り付け道路なんかちゅうのは、全く考えられていないのではなからうかと。これを考えてもらつとつとならば、紺屋町川の橋桁もうちょっと前に出してですね、それ巻きつけてそしたらスムーズにすぐ橋の手前に道路は上っていくわけですよ。そこら辺見てあつとかと。そうした場合は、これだけ延長が短くなりますよというわけですよ。

それから、こっちの富岡側のほうも道路幅員のギリギリまでですね、橋台持ってきておられますけれども、これは道路の高さをですね、既設の道路の高さと橋の高さの計画高を揃えとるもんですから、当然ですね、その分ですね、水の流れる量は橋桁のしこ少のうなつとつですよ。これで見れば80cm。今まで満杯してきおつたのは80cmの橋桁にひっかかって水が流れんごてなつとつですよ。そして、前さんでも出してですね、これまだ1面で、私図面でわかるかわかりませんが、下の護岸に巻き付けてあるところがありますので、そこまで橋脚を出しても1m2、30はずれるんじゃないからうかと。1m2、30出ればですね、向こうの町道東目線ですかね、そちらをじわつと嵩上げして、ちょっと改良を重ねてですね、そこに80cmぐらい上げろば、今の既設の堤防高と同じぐらいの水の流れができるんじゃないからうかなと。そういうことでございますので、もう1回ですね、そこら辺の回答全くありませんでしたので、ですね、そこら辺を考慮してあるのかなかかと。それで私は、この設計自体を2、3例とって比較されましたかということでお尋ねしましたけれども、それに対する回答はございませんでした。私がこういった質問しますと議長が私の話を止められますけれども、私は町民代表として、少しでも安くて効率のいい道路はこういったことでできますよというような形のアドバイスをしよるわけですから、そこら辺わかつとつてください。

○議長（山本政人君） 今のことについて何かあります。答え。農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 川の橋の部分のご質問でございますが、この部分につきましては、少し出して高さを考えてはどうかというようなご質問でございます。この

部分についても、設計の段階でいろいろ協議をいたしまして、それで三會川の流れに全く支障がないように、そして、今の防潮堤に支障がないようにということで、この結果を協議して、その結果で設計をした次第でございます。

もう1つ、臨港道路の2号橋の取り付け40m部分につきましては、昨年度全て一応やり終える予定ではおりました。若干、予算が不足して、その点につきましては、もう私ども重々、この40m区間、早期に施工いたしまして、防災道路としての機能をただちに使えるように発揮できるように考えてまいりたいと思います。29年度以降の施工ということでございますが、一応、今、現在、経済対策とかですね、補正予算とかそういったのを今、要望はしております、この部分につきましては、確かに申されるとおり早期完成して防災の機能を果たすということに今後も力を注いでまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） あまり私が意見を申しますとですね、この議会がですね、あんまりスムーズにいかんということで話を止められますので、1点だけですね、申し上げますけれども、私たちは少ない予算で1番いい施設をつくってもらいたいですよ。そこら辺ですね、十分に考えていただいて、そこら辺もですね、これではですね、今のこういを発揮せんですよ。防波堤が。これはもう満潮時と川が流れてきたときに、ゆうに30cmぐらい開口部が少のうなとですから。それは、もう設計しとらすしわかるでしょ。地盤高がそれだけで、地盤高から橋台を差し引けば、そっだけ50cmっていうのはそんなもんですよ。あっちの豪雨災害のときに橋、こんくらいぐらいなのがすれすれに流れていきよる写真なんかいっぱいありますけれども、そこら辺相当心配するわけですよ。この件についてはですね、お願いがあつとですが。建設経済委員会あたりでですね、もう1回取り上げていただいて、細部にわたってやっぱり十分にねるようなことがいいと思います。それから別にですね、この契約がですね、どうのこうのはありません。これ契約はしていただいても、あとは設計変更でですね、対応できると思いますので、そこら辺をですね、十分ですね、ご理解いただいてやっぱり私も含めてですけれども、町民にすばらしい橋ができたなど。すばらしい道ができたなど。あとあとまで、つくったけん、どうも水、もう大雨んときは紺屋町はさんで流れてきてから、どうもこうもならんとぞと言われんようなことをぜひ作っていただきたい。金がようけかかつと言わんとですよ。金の範囲内で私はできると思いますので、そこら辺をですね。検討していただきたいと思います。以上です。

○議長（山本政人君） 答弁はよかですか。よかですね。

○1番（松本良人君） 答弁要らんです。もう一緒やけん。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います、討論はありませんか。浜口君。

討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

○8番（浜口雅英君） 原案に反対の立場で意見を述べさせていただきます。仮設工平面図が一番わかりやすいと思いますが、現在の三会川から海沿いに出た道路、お宮の志岐八幡宮の後ろに出る道路と新たに建設予定しておられる道路の接点と言いますか、交流と言いますが、この平面図から見えません。今回の議案はこの橋に関わる部分ということは十分理解しますが、やはり橋の部分であってもその道路に関わる部分の平面計画は記載すべきだろうというふうに思います。特に、海岸工事についてはですね、泥を持ってきて、そこを埋め立てて、さあつながるんだということにはできないと思います。護岸工事とか非常に割高といますか、ちょっと言葉訂正します。非常に単価が高くなります。ということは、この中に今から図面を掲載しておくべきだというふうに思います。ということで、契約に反対します。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） これで討論を終わります。

議案第55号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議がありますので、起立によって採決をします。

原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第55号、請負契約〔志岐漁港臨港道路1号橋下部工工事（その1）〕の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第56号 請負契約〔苓北町町民総合センター大規模改修工事（その2）〕の締結について

○議長（山本政人君） 次に、日程第18、議案第56号、請負契約〔苓北町町民総合

センター大規模改修工事（その2）]の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 第56号、請負契約〔苓北町町民総合センター大規模改修工事（その2）]の締結について。

本町は下記のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

平成28年9月7日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、苓北町町民総合センター大規模改修工事（その2）。2、契約の方法、指名競争入札、3、契約の金額、9,266万4,000円。4、契約の相手方、熊本県天草郡苓北町志岐123番地の1、株式会社カネマツ、代表取締役、岩下忠。提案理由、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。なお、工事概要等につきましては、昨日の全員協議会でご説明申し上げ、ご協議いただいておりますことを申し添えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今、課長も申されましたように、昨日の協議会の中でいくつかの問題提起と言いますか、注文と言いますかが出されています、各議員から、について何か対応されていますか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 昨日出していただきました主案件につきましては、可決後にですね、協議したいと思っております。

以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） それは例えば、1階平面図のステージに出入りする出演者の控室をこの周辺につくる。それから、トイレを和も希望があったので和も残すんだという説明でしたけど、やはり今の、どういう方がそう言われたかわかりませんが、洋式が主流だろうというふうに思います。

それから、2階の部分の畳敷については、結婚式もあるかないかはわかりにくいけども、畳よりも従来の絨毯がいいのではないかという話も出ましたが、そういうものが今の課長の話の中には入っているのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 只今の3点でございますが、大会議室のステージですね、控室ということでございますが、そこにつきましてはですね、両袖のところに階段がご

ざいまして、ここのスペースがあるかどうかちょっと検討したいと思います。

それと、トイレの洋式化でございますが、やはりトイレに座るというですね、直に他人の、そういう方もいらっしゃるということでお聞きしますので、やはり和も残したほうがいいんじゃないかと私は思っております。不特定多数の方がですね、町外からもお見えになると思いますので、やはり様式でですね、直に他人が座ったところにひつつくというのが、潔癖症と言いますか、そういうふうな方もいらっしゃると思っておりますので。

それと畳の件でございますが、赤い絨毯ですね、結婚式がですね、あるか、ないか今のところずっとないんですけども、あった場合にですね、レンタルというふうなことで対応したらどうかと昨日ですね、帰ってからちょっと協議をしているところでございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 私たちの提起通りにはなかなかかなりにくい部分もあろうかと思いますが、例えば、じゅうたんの取り組みですね、畳の敷きに絨毯、レンタルでもやるかという、その行動に敬意を表します。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、ないようです。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第56号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

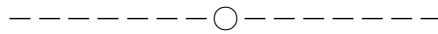
したがって、議案第56号、請負契約〔荅北町町民総合センター大規模改修工事（その2）〕の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

○議長（山本政人君） ここで、認定第1号からの決算の認定に入ります前に、登本代表監査委員にご出席を求めていますので、ご着席をお願いいたします。倉田監査委員も監査委員席へ着席をお願いいたします。どうぞお願いします。

[監査委員着席]

○議長（山本政人君） それでは、着席をいただきました。



- 日程第 19 認定第 1 号 平成 27 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 認定第 2 号 平成 27 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 認定第 3 号 平成 27 年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 認定第 4 号 平成 27 年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 認定第 5 号 平成 27 年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 認定第 6 号 平成 27 年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 認定第 7 号 平成 27 年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 認定第 8 号 平成 27 年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 認定第 9 号 平成 27 年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 認定第 10 号 平成 27 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 認定第 11 号 平成 27 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（山本政人君） 次に、日程第 19、認定第 1 号、平成 27 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 29、認定第 11 号、平成 27 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 11 件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

認定第 1 号から認定第 11 号までを一括議題とします。

まず、一般会計から順次、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 認定第 1 号、平成 27 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

平成 27 年度苓北町一般会計歳入歳出決算は、地方自治法第 233 条第 1 項及び第 2

項の規定による所定の手続きを終わりましたので、同条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものでございます。一連の手続きは会計管理者から平成28年6月28日付けで提出を受けました一般会計特別会計にかかる決算書につきまして、平成28年6月28日付けで監査委員に審査をお願いいたしました。監査委員におかれましては、平成28年7月25日から8月9日までの間、各費目ごとに担当課の事情聴取をしていただきながら慎重に審査をしていただき、その結果につきまして、平成28年8月30日付けで適正であるとの審査意見書をいただきました。膨大な資料と長時間にわたり、審査をいただきました監査委員のご労苦に対しまして深く敬意を表するものでございます。一般会計における決算の状況でございますが、歳入総額55億9,597万296円、歳出総額54億4,050万3,563円で翌年度へ繰り越すべき財源4,213万9,000円を差し引きますと、実質収支額は1億1,332万7,733円の黒字となりました。

なお、平成27年度における主要施策の成果につきましては、別紙でお手元に配付しております。

決算の詳細につきましては、企画政策課長及び担当課長からご説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

又、認定第2号、平成27年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定から、認定第11号、平成27年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでは、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご認定のほどをお願いを申し上げます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 平成27年度苓北町一般会計歳入歳出決算書の認定について、説明させていただきます。

決算書の7ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。決算額は歳入総額が55億9,597万296円、歳出総額が54億4,050万3,563円で、歳入歳出差引額が1億5,546万6,733円です。そのうち翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額4,213万9,000円を差し引いた実質収支は、1億1,332万7,733円となりました。この残余金の処理につきましては、地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条の規定により6,000万円を財政調整基金に積み立て、5,332万7,733円を平成28年度への繰越金としました。

詳細につきましては、歳入が決算書の11ページから47ページまで、歳出が48ページから200ページまでに掲載してあります。334ページから341ページに財産に関する調書を添付しております。又、平成27年度の主要施策成果説明書を別冊で配布しております。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第2号、平成27年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 認定第2号、平成27年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の203ページをお開きください。苓北町坂瀬川財産区特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額1,726万8,045円、歳出総額42万5,056円、歳入歳出差引額1,684万2,989円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は1,684万2,989円でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第3号、平成27年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 認定第3号、平成27年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の212ページをお開きください。苓北町都呂々財産区特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額4,492万280円、歳出総額58万4,676円、歳入歳出差引額4,433万5,604円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は4,433万5,604円でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第4号、平成27年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 認定第4号、平成27年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の認定について、ご説明いたします。

決算書の223ページをお願いいたします。実質収支に関する調書ですが、1、歳入総額13億1,392万4,103円。2、歳出総額12億9,394万7,630円。3、歳入歳出差引額1,997万6,473円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額、1,997万6,473円です。6、実質収支額のうち、苓北町国民健康保険財政調整基金条例第2条の規定による基金繰入額は1,300万円といたしました。

以上が、平成27年度苓北町国民健康保険特別会計の決算の状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第5号、平成27年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 認定第5号、平成27年度苓北町介護保険特別会計歳

入歳出決算の認定について、ご説明をいたします。

決算書の250ページをお願いいたします。実質収支に関する調書ですが、1、歳入総額8億8,421万3,507円。2、歳出総額8億5,625万2,855円。3、歳入歳出差引額2,796万652円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額2,796万652円。6、実質収支額のうち、苓北町介護給付費準備基金条例第2条の規定による基金繰入額は1,400万円といたしました。

以上が、平成27年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第6号、平成27年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 認定第6号、平成27年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の272ページをお願いいたします。実質収支に関する調書ですが、1、歳入総額1億628万8,740円。2、歳出総額1億490万7,186円。3、歳入歳出差引額138万1,554円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額138万1,554円でございます。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。

以上が、平成27年度苓北町後期高齢者医療特別会計決算の状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第7号、平成27年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 認定第7号、平成27年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の283ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額2億8,257万7,669円。歳出総額2億7,386万9,451円。歳入歳出差引額870万8,218円。翌年度へ繰り越すべき財源はありません。実質収支額870万8,218円。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上が、平成27年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の状況であります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第8号、平成27年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 認定第8号、平成27年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の296ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。歳入総額3億4,624万6,796円。歳出総額3億4,366万6,938円。歳入歳出差引額257万9,858円。翌年度へ繰り越すべき財源132万7,000円。実質収支額125万2,858円。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上が、平成27年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の状況であります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第9号、平成27年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 認定第9号、平成27年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の308ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。歳入総額1,736万6,671円。歳出総額1,693万2,667円。歳入歳出差引額43万4,004円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額43万4,004円。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上が、平成27年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の状況であります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第10号、平成27年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 認定第10号、平成27年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の318ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額4,777万7,628円。歳出総額4,689万758円。歳入歳出差引額88万6,870円。翌年度へ繰り越すべき一般財源はございません。実質収支額88万6,870円。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上が、平成27年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の状況であります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第11号、平成27年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 認定第11号、平成27年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

決算書の328ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総

額 909万7,103円。歳出総額 877万2,177円。歳入歳出差引額でございますが、32万4,926円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額 32万4,926円。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

あと、これから質疑をいただくわけですが、もうそのまま続けていきますか。休みますか。どうしましょう。（「続けましょう。」と呼ぶ者あり）続けていきますか。はい。それでは、会議時間は審議案件がまだ残っておりますので、あらかじめ会議時間を延長したいと思います。

それでは、これから質疑を許します。ただし、明日金曜日から決算特別審査特別委員会において審議をお願いする予定でございますので、総括的な質問に限らせていただきます。質疑は各会計ごとに行います。なお、質疑については決算書のページを言ってから質疑されますようお願いいたします。

それでは、認定第1号、平成27年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

平成27年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第2号、平成27年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

平成27年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第3号、平成27年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

平成27年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第4号、平成27年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。ありませんか。質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

平成27年度苓北町国民健康保険特別会計決算に対する質疑を終わります。

次に、認定第5号、平成27年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

平成27年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第6号、平成27年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

平成27年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第7号、平成27年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

平成27年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第8号、平成27年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

平成27年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第9号、平成27年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

平成27年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第10号、平成27年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

平成27年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第11号、平成27年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

平成27年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第11号について、議長と議選の監査委員を除く10名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、平成27年度苓北町一般会計歳入歳出決算から、認定第11号、平成27年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算までの11件については、議長と議選の監査委員を除く議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

決算審査特別委員会の日程は、9月9日金曜日、12日月曜日、13日火曜日のいずれも午前9時30分から、第1、第2委員会室で行います。

-----○-----

日程第30 報告第7号 平成27年度決算における健全化判断比率等について

○議長（山本政人君） 日程第30、報告第7号、平成27年度決算における健全化判断比率等についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 報告第7号、平成27年度決算における健全化判断比率等について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、平成27年度決算における健全化判断比率の財政指標を別紙監査委員の意見をつけて議会に報告する。

平成28年9月7日、苓北町長、田嶋章二。

それでは、仕様について説明させていただきますので、2ページをお願いします。

健全化判断比率の状況ということで、①から④まで番号をつけております。

まず、①の実質赤字比率で、一般会計の赤字比率ですが、赤字はございませんので数値はあがってきません。

次に、②は連結実質赤字比率で、一般会計と特別会計を合算した赤字比率ですが、これも同じく赤字はありませんので数値はあがってきません。

次に、③の実質公債費比率は、一般会計特別会計広域連合まで含めた公債費比率で13.4パーセントになり、早期健全化基準値の25パーセント以内となっております。

次に、④の将来負担比率ですが、一般会計、特別会計、広域連合を含めた将来負担比率で140.1パーセントでございます。早期健全化基準値の350パーセント以内となっております。

3ページから5ページまでが、計算式等を用いた数値を示しております。又、決算審査意見書の51ページに今、申し上げました数値を監査委員さんに審査していただいた意見書が出ております。(3)の是正改善を要する事項で、特に指摘する事項はないとの意見をいただいております。

以上で、平成27年度決算における健全化判断比率等についての報告を終わります。

○議長(山本政人君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本政人君) 質疑なしと認めます。

これで、報告第7号を終わります。

監査委員の方におかれましては、大変ご苦勞様でした。本日はこれでご退席いただいて結構でございますが、明日9月9日金曜日からの決算審査特別委員会のご出席につきましても、どうぞよろしくお願いをいたします。ご苦勞様でございました。

-----○-----

日程第31 報告第8号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について

○議長(山本政人君) 日程第31、報告第8号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。朗読は省略します。

質疑はありませんか。浜口君。

○8番(浜口雅英君) これは27年度における荅北町教育委員会の施策報告と評価という題をうってあります。明日の27年度決算の中で関連して質問していかどうかお尋ねします。

○議長(山本政人君) 関連をして。

○8番(浜口雅英君) 数値と言葉のすり合わせとか何とかが出てきますので。

○議長(山本政人君) それでよろしいと思います。

○8番(浜口雅英君) ありがとうございます。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） よろしいですか。質疑なしと認めます。

これで、報告第8号を終わります。

-----○-----

お諮りします。9月9日から13日にかけては決算審査特別委員会による審査及び週休のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。したがって、9月9日から9月13日までの5日間については、休会とすることに決定しました。次の本会議は14日水曜日午前9時30分から開催します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。本日はこれで散会します。どなた様も大変お疲れ様でした。

-----○-----

散会 午後4時52分

平成 2 8 年 9 月 1 4 日 (水)

(第 3 日 目)

平成28年第10回荅北町議会定例会会議録（第3日目）

平成28年第10回荅北町議会定例会は、平成28年9月14日荅北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	松本 良人	2番	廣田 幸英
3番	高戸 幸雄	4番	松野 重幸
5番	倉田 明	6番	石田 みどり
7番	野崎 幸洋	8番	浜口 雅英
9番	田嶋 豊昭	10番	山下 時義
11番	錦戸 俊春（副議長）	12番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 宮崎 裕 昭 書 記 野 田 寛 子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章 二	副 町 長	松野 茂
教 育 長	芦塚 博 昭	総 務 課 長	山崎 秀 典
税務住民課長	益田 大 介	企画政策課長	荒木 広 之
教 育 課 長	汐崎 正 喜	土木管理課長	山口 仁 人
農林水産課長	野田 尚 之	商工観光課長	尾 脇 宣 宏
水道環境課長	小林 和 文	福祉保健課長	山崎 敬 一
健康増進室長	坂元 俊 司	会 計 課 長	立 山 清 剛

8. 議事日程

- 日程第 1 認定第 1 号 平成27年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 平成27年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 平成27年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 平成27年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 平成27年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 平成27年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 7 号 平成27年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 8 号 平成27年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 9 号 平成27年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第10号 平成27年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第11号 平成27年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 発議第 1 号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書の提出について
- 日程第13 閉会中の継続審査調査の件
- 日程第14 議員派遣の件

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） 只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

- 日程第 1 認定第 1号 平成27年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 認定第 2号 平成27年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 3号 平成27年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 4号 平成27年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 5号 平成27年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 6号 平成27年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 7号 平成27年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 8号 平成27年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 9号 平成27年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第10号 平成27年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第11号 平成27年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（山本政人君） 日程第1、認定第1号、平成27年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第11、認定第11号、平成27年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第11号までを一括議題とします。

本件は、決算審査特別委員会に審査を付託しておりました。報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付いたしております。

会議規則第41条の規定により、決算審査特別委員長に審査結果の報告を求めます。田嶋豊昭決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（田嶋豊昭君） 皆さん、おはようございます。

苓北町議会決算審査特別委員会審査結果報告書。

平成28年第10回苓北町議会定例会において、本委員会に付託された平成27年度苓北町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、次のとおり審査の結果を報告します。

1、審査年月日、平成28年9月9日、9月12日、9月13日の3日間。審査場所、第1、第2委員会室。委員の出席、田嶋豊昭委員長、野崎幸洋副委員長、松本良人委員、廣田幸英委員、高戸幸雄委員、松野重幸委員、石田みどり委員、浜口雅英委員、山下時義委員、錦戸俊春委員。委員の欠席、なし。委員外の出席、山本政人議長。監査委員の出席、登本玄一代表監査委員、倉田明監査委員。執行部の出席、町長、副町長、教育長、総務・企画政策・会計・土木管理・農林水産・商工観光・税務住民・福祉保健・水道環境・教育の各課長及び健康増進室長。委員会の書記、宮崎議会事務局長、錦戸総務課長補佐、福田企画政策課長補佐。審査の過程、本委員会は、平成27年度苓北町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書に基づき、監査委員及び執行部の出席を求め、提出を求めた各資料を含めて慎重に審査いたしました。

10、審査の結果、①認定第1号、平成27年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について、②認定第2号、平成27年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、③認定第3号、平成27年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、④認定第4号、平成27年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、⑤認定第5号、平成27年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、⑥認定第6号、平成27年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、⑦認定第7号、平成27年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について、⑧認定第8号、平成27年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、⑨認定第9号、平成27年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、⑩認定第10号、平成27年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、⑪認定第11号、平成27年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について。以上、11件全て認定すべきものと決定いたしました。11、少数意見の留保、なし。

併せて、次の事項について執行部に対し要望することを決定いたしました。1、一般会計、歳入について。町税の徴収については、引き続き努力されたい。歴史資料館の有

効利用を検討されたい。町有地の適正管理・有効利用及び売却に努められたい。歳出です。企業誘致活動を積極的に推進されたい。鳥獣対策と併せて転用作物の検討を図るなど農地の荒廃防止に努められたい。物産館は周辺整備を含めて有効利用を図られたい。ICT教育についてはその効果を検証のうえ、取り組まされたい。

その他の要望事項。起債額と償還額とのバランスを考慮の上、健全な財政運営に努められたい。町職員の待遇改善に努力されたい。2、坂瀬川財産区特別会計、特記事項なし。3、都呂々財産区特別会計、特記事項なし。4、国民健康保険特別会計、歳入について、国民健康保険税の徴収については、引き続き努力されたい。歳出について、健康保持増進の取り組みを進められたい。5、介護保険特別会計、歳出について、健康保持増進の取り組みを進められたい。6、後期高齢者医療特別会計、歳出について、健康保持増進の取り組みを進められたい。7、水道特別会計、特記事項なし。8、下水道特別会計、特記事項なし。9、農業集落排水特別会計、特記事項なし。10、特定地域生活排水処理事業特別会計、特記事項なし。11、宅地造成事業特別会計、特記事項なし。平成28年9月13日、苓北町議会決算審査特別委員会委員長、田嶋豊昭。苓北町議会議長、山本政人様。

執行部に対する要望事項について、補足説明をいたします。

一般会計の歳入について。町税等の滞納処理についてですが、納税者の不公平感払拭のためにも、引き続き滞納処理に努力をお願いします。歴史資料館については、開館後1年を経過しましたが、入場者が少ないようであります。多額の費用もつぎ込んであります。展示内容や入館料なども検討されて有効な利活用を図っていただきたいということでもあります。町有地については、適正な管理を行い、利用計画を立てて有効利用を図るとともに、利用計画のないものについては積極的に売却処分を行っていくべきだという意見が出ました。

歳出について。企業誘致は、税収の確保や雇用の拡大のために重要な取り組みであります。積極的に推進していただきたいということでもあります。遊休農地の荒廃化がすすんでいます。現在、最も大きな問題となっている有害鳥獣の対策とともに、新たな作物の導入も検討され、農地の有効活用に、荒廃防止に努めていただきたいと思っております。物産館駐車場の緑地帯や周辺地も含めた整備を行い、大型バス等受け入れによる利用者の増を期待するものであります。ICT教育につきましても、富岡小で研究結果を十分検証して、取り組みしていただきたいということでもあります。

その他の要望事項。本年度は災害等の特殊事情により起債の残高が増加しましたが、償還額よりも借入額が少ないという基本線は常に意識してバランスを考慮し、健全な財政運営を図っていく必要があるということでもあります。職員の待遇については、あいさつ等については指摘を耳にします。住民相手の職場として基本的な事項でありますの

で、職場全体で向上に努めていただきたいと思います。

国民健康保険特別会計では、保険税の収入未済額が1,300万円を超える大きな額となっています。基金の残高も少なくなり、保険税の引き上げも検討されるほど国保会計の運営も厳しくなっていますので、大変ではありますが、徴収の努力を求めるものがあります。

この他、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、各特別会計に共通してですが、健康教育を含めた健康保持増進活動の取り組みが、医療費の軽減や保険料を増加させないということにもつながりますので、積極的な取り組みを期待しています。

以上で、報告終わります。3日間、本当に皆さんありがとうございました。

○議長（山本政人君） 委員長の報告が終わりました。

決算審査結果報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論ありますか。

それでは、討論があります。よって、最初、反対の立場での討論をどうぞ。松本君。

○1番（松本良人君） 反対の立場で意見を申し上げます。

3月の一般質問において、12月の定例議会に提案された拠点避難地域造成工事の変更契約の提案について、議員として賛成したことに町民の皆さまにお詫びをし、町長に対しても提案者の責任とその謝罪を求めて、併せてペナルティを受けなければならないのではないかとの意見を申し上げました。

その内容は、拠点地域造成工事の変更契約締結の主な理由として、調査により約5,000^mの残土が発生したことにより、その残土を処理するために当初計画した海拔30メートルを0.4m嵩上げし、海拔30m40cmにするという提案でした。説明では残土が出たことによる工事費の増減はないとのことでありましたが、2月20日完成した拠点避難所造成地を見に行きました。

小雨の中、当初計画高より嵩上げされた広場は、周囲に張り巡らされた計画どおりに施工されていると思われる排水溝の内側に無理やりにその約5,000^mの土が盛り込まれ、異様という景観で、これが官公庁が手掛けた公共工事ということに全くほど遠いものでありました。

この原因は、残土が約5,000^m発生した、その残土を盛土として現地処分したことは先の議会の折、執行部から説明がありましたが、通常工事は計画高、法線を含む計画面積を第1の設計基準として計画なされるものであります。この工事は当初海拔30mと設計され、盛土の不足分を補うために土砂の代わりにACⅡを計上されておしま

す。ところが、幾度となく変更がなされてきましたが、最終的に海拔30m40cmとなり、その40cmの嵩上げ分は不要であったにも関わらず、残土を処理する目的でそれを黙認し、最終計画高30m40cmとして計画の更新が行われました。

この工事には不足土が発生するという事で、不足分の盛土の代わりにACⅡが計上され、既に1万8,000m³を超えるACⅡが使用されております。単に考えれば、ACⅡの盛土分が約5,000m³不用であったということです。設計ミスか測量ミスかあるいは他の要因によるものかわかりませんが、不要なACⅡ盛土をあたかも必要なように処理され、多額な経費が使われています。ACⅡ盛土と型枠のアダム擁壁の費用等諸々、約数百万円が無駄に使われました。このように拠点避難地の造成工事においては、数々の人為的ミス等により多額な無駄な金が投入されたことではと考えられます。このことについては、国民の皆さまが一生懸命働かれた中から納められた税金であり、この不要なACⅡ盛土はまさに税金の無駄遣いであり、町民の方々に謝罪をし、そのペナルティは受けなければならぬと町長にその責任を求めましたが、これだけの残土が出ることは、設計時点、施工時点では想定できなかったと。盛土が完了する間際でようやく確認ができたもので、無駄な支出までであるとまでは言えないということでした。この答弁につきましては、一般質問の中で反論をさせていただきましたので、ここでは省略させていただきますが、この工事で余った約5,000m³の土がまな板の上にすり身が押し伸ばされたように引き伸ばされています。

又、この工事にはもう1つ重大な問題があるように思います。盛土5,000m³は土質によって係数は違ってきますが、平均的に1万1,000t、10t車1,100台分の土量だと認識をします。町長答弁の中で円弧すべりに対する安定計算も地震時の1.0に対し1.053という最小の安全率の数値ということですので、最小の安全率の上に、新たに加味されていない約5,000m³、1万1,000tもの盛土が敷きならされた場合、すべりにより土砂崩壊を招く恐れがあるのではないかとございます。当面、解決策として余ったので現場に引き伸ばしをして、その間、難を逃れるのでよいとして円弧すべりに対する安定計算までして安全を確認した工事に、このような対応はいかかなものかと考えられます。

私、素人で憶測ですが、再度調査をし、安心安全の避難地の確保が必要不可欠と思っております。この土砂の取り除きが平成28年度に行われるようでございますが、完了までに大きな地震が発生しないことを願っております。

又、平成28年度事業におきまして、7,000m³の廃土が発生し、処理する旨の説明が町当局より行われました。ますますもって、この工事に疑問を持ちます。内容において、二転三転するこの工事にまずは反対をいたします。

又、もう1件、この一般質問をした当日に、同じ質問の時間に、富岡復元基本計画に

伴う町道内の大手門、追手門の工事についてお尋ねをいたしました。この工事につきましては、先の12月の定例議会で、倉田議員からの一般質問の答弁の中で、富岡城復元基本計画報告書の基本計画を基に事業を進めていくという説明がありました。この事業について具体的計画の前に地元説明会で意見の集約が必要ではという質問があり、その回答は交通安全対策等十分に配慮し、地元説明会を開催し、住民の理解とご協力をいただくように努めたい。又、2丁目の区民の方々にはご理解を得たとのことでありました。

現在、既に大手門の工事が進められております。富岡には324号の西海岸、臨港道路として改修された東海岸の町道富岡港線、又、富岡の中央を縦断する富岡中央線の3路線からなっており、この中央線は3路線の中でも最も住民の方々に身近な重要な路線であります。通学路やバス路線としても欠かせない存在です。ここ大手門の工事箇所は、町道富岡中央線の路線内に含まれ、緩やかなカーブとなっており、交通安全上、幅員もかなり広く確保されて、多くの先人の方々のご努力やご協力により、交通安全と利便性、又、災害時の避難がスムーズに行われると町民の熱い思いのもとに拡幅改良等も重ねられ、安全安心の町の重要路線として利用されているところでもありますし、大手門、追手門ともに今よりも通行しにくくなるような整備は問題です。曲がっている道路はより通行しやすいものに直線に整備し、見通しが悪い道路はより見通しがよくなるように整備を行うものですので、多額の税金を投入して町民の方々が今よりも不便になったり、危険になったりなる恐れのある事業はすべきでない。もし、そのような危険なことが起こる恐れがある事業を実施する場合は、富岡2、3丁目地区だけの問題ではないと思います。又、富岡地区だけの問題ではなく、苓北町全体の問題にもなると思いますので、一般質問の中で全体的な計画を町民の皆さんに周知され、理解を求めてお願いもいたしました。答弁で町民の理解を得るということでした。しかしながら、現在もまだ理解を得るような行動もないようですし、警察やバス会社との話は持たれたということですが、確実な結論にはいたっていないように思われます。この大事業が町民の方々の理解を得ないまま進められた事業は、了承することは到底できません。

以上、反対意見でございます。

○議長（山本政人君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論をありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしを認めます。

これから採決を行います。採決は認定第1号から第11号までをそれぞれ起立によって行います。

認定第1号、平成27年度荅北町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい。起立多数です。

したがって、認定第1号、平成27年度荅北町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号、平成27年度荅北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい。起立多数です。

したがって、認定第2号、平成27年度荅北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号、平成27年度荅北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい。起立多数です。

したがって、認定第3号、平成27年度荅北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号、平成27年度荅北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい。起立多数です。

したがって、認定第4号、平成27年度荅北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号、平成27年度荅北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい。起立多数です。

したがって、認定第5号、平成27年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号、平成27年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい。起立多数です。

したがって、認定第6号、平成27年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号、平成27年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい。起立多数です。

したがって、認定第7号、平成27年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第8号、平成27年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい。起立多数です。

したがって、認定第8号、平成27年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第9号、平成27年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい。起立多数です。

したがって、認定第9号、平成27年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第10号、平成27年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳

出決算の認定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい。起立多数です。

したがって、認定第10号、平成27年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第11号、平成27年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい。起立多数です。

したがって、認定第11号、平成27年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

—————○—————

日程第12 発議第1号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書の提出について

○議長（山本政人君） 日程第12、発議第1号、平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。山下時義君。

○10番（山下時義君） 発議第1号、平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書の提出について、別紙のとおり意見書を提出する。

平成28年9月14日提出、提出者、苓北町議会議員、山下時義、賛成者、苓北町議会議員、田嶋豊昭、賛成者、苓北町議会議員、野崎幸洋。

平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書（案）。平成28年4月14日夜及び16日未明に立て続けに2度の震度7を観測した「平成28年熊本地震」により、人口100万を超える熊本都市圏と阿蘇地域を中心に、多数の家屋の倒壊や大規模な土砂崩れなど県内の広い範囲にわたり極めて甚大な被害が発生し、熊本県においては今も地震が発生している。

地震発生の直後から国を始め、関係者の努力を得ながら県を上げて、全力で対応してこられたが、今後の復旧・復興事業には膨大な経費が生じることとなり、自主財源に乏しいと思われる本県や県内関係市町村は、危機的な状況に陥ることが懸念される。

今後必要となる復旧・復興に向けた対応を踏まえると、到底、現行の国庫補助制度や地方財政制度の下では予算編成ができず、震災復興が行えない。又、各町村は県よりもさらに脆弱な財政基盤である。

今後、地方自治体が財政面で安心感を持って復旧・復興にしっかり取り組んでいくためには、国による財政支援の明確な担保と長期的な支援が必要である。

よって、国におかれては、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げなど財政措置及び地方負担分を極小化するための特別交付税の別枠措置など、東日本大震災を踏まえた財政負担などに係る特別な立法措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日、熊本県天草郡苓北町議会、議長、山本政人。

衆議院議長、大島理森様、参議院議長、伊達忠一様、内閣総理大臣、安倍晋三様、財務大臣、麻生太郎様、総務大臣、高市早苗様。

ここで、提案理由について説明させていただきます。

皆さん、ご承知のとおり、最大震度7を立て続けに2度観測した「平成28年熊本地震」により、県内の広い範囲に渡り、極めて甚大な被害が発生しております。今日のテレビのニュースによりますと、発生から本日でちょうど5ヶ月経過したそうでございますが、終わりなき地震が続いております。

先程、読み上げました意見書のとおり、この大震災からの復旧・復興には膨大な経費が必要であり、自主財源に乏しい県及び県内市町村は、危機的な状況に陥ることが懸念されます。そこで、今後県内の自治体は財政面で安心感をもって復旧・復興に取り組んでいくためには、国による財政支援の明確な担保と長期的な支援が必要であることから、県議会及び県下市町村議会一丸となって国へ要望していきたいというようなことで、熊本県議会から県町村議会議長会を通じて意見書の提出について、各町村議会へ依頼がっております。そして、苓北町議会からも別紙の意見書の提出をするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから質疑を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

発議第1号、平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書の提出について、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。只今、議決されました平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書提出について、その条項、字句、数値、その他、整理を要すものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

-----○-----

日程第13 閉会中の継続審査調査の件

○議長（山本政人君） 日程第13、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。議会運営委員長、総務常任委員長、町民福祉常任委員長、建設経済常任委員長、議会広報委員長、及び議会活性化等検討特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出については、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第14 議員派遣の件

○議長（山本政人君） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成28年第10回苓北町議会定例会を閉会します。
どなた様も大変お疲れでございました。

-----○-----

閉会 午前10時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員